

公表監第9号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和6年2月14日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

付記

令和5年度 包括外部監査結果報告書

外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理について

令和5年度  
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

外郭団体に係る財務事務の執行  
及び事業の管理について

西宮市包括外部監査人  
公認会計士 中原 純一

報告外監第1号

令和6年2月14日

西宮市包括外部監査人

中原 純一

令和5年度 包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき、令和5年度包括外部監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第5項の規定により次のとおり提出します。

## 目次

### 第1章包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査の着眼点及び実施した手続	2
1. 監査の着眼点	2
2. 実施した手続	2
VI. 監査対象の選定方法、監査の概要	2
1. 監査対象の選定方法	2
2. 監査の概要	3
VII. 監査の実施期間及び補助者	5
1. 監査の実施期間	5
2. 補助者	5
VIII. 利害関係	5

### 第2章外郭団体の概要

I. 外郭団体の概要	6
1. 外郭団体の概要	6
(1) 外郭団体の定義	6
(2) 第三セクター等	7
(3) 監査対象団体の略記	8
(4) 外郭団体に対する財政的関与	8
(5) 外郭団体に対する人的関与	12
(6) 外郭団体に関する行政事務の概要	13
II. 外郭団体に対する財政的関与・人的関与の内容	17
1. 財政的関与	17
(1) 補助金	17
(2) 委託料	21
(3) 指定管理	25
2. 人的関与	29
(1) 役員	29
(2) 職員	29
III. 外郭団体の見直しに関する取り組み	31

1. 第1次見直し	31
2. 第2次見直し	32
3. 西宮市第三セクター等経営検討委員会	35
(1) 検討の背景	35
(2) 西宮市第三セクター等経営検討委員会の発足	35
4. 外郭団体の統廃合	38
5. 外郭団体に対する今後の取り組みについて	39
<b>第3章包括外部監査の指摘事項及び意見</b>	
I. 総評	42
II. 指摘事項及び意見	51
1. 全般的事項	51
(1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について	51
(2) 各外郭団体の評価について	63
(3) 人的関与（市OB）について	71
(4) 外郭団体のガバナンスについて	75
2. 各外郭団体	76
(1) 西宮市土地開発公社	76
(2) 一般財団法人西宮市都市整備公社	83
(3) 公益財団法人西宮市国際交流協会	98
(4) 西宮都市管理株式会社	110
(5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会	123
(6) さくらFM株式会社	136
(7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター	147
(8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	161
(9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	180
<b>別添</b> 指摘事項及び意見のまとめ	195

## 第 1 章包括外部監査の概要

### I. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

### II. 選定した特定の事件（テーマ）

**「外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理について」**

### III. 事件を選定した理由

西宮市（以下、「市」という。）では、市が出資又は人的・財政的援助等を行っている 13 法人（令和 5 年 4 月現在）を外郭団体と位置付けており、各外郭団体は公の施設の管理や市民サービスの供給において市行政の補完的な役割を担うべく、柔軟で多様な事業展開を行っている。

市は、令和 2 年 5 月に策定した「西宮市行政経営改革前期実行計画」（令和 2 年度～4 年度）に基づき、**外郭団体において自主財源を確保する等、税の投入に頼らない自立した健全な運営を推進するとともに、より効果的で効率的な団体のあり方について、モニタリング等を通じて継続的に検討し、また公共性・公益性が高い事業を効率的に実施するため、外郭団体の活用により公共サービスの充実を図ってきた。**

今後も、市はこれら公益的な事業を担う外郭団体に対しては、外郭団体の経営健全化や自立化を基本としつつ、適時の財政的援助や人的援助を行い、施策目的の達成に努めなければならない。

一方、昨今の社会経済情勢や公益法人制度の改革等、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化しており、**外郭団体自体の事業の効率化、ガバナンス（組織統治）や事業の方向性のあり方、財務健全性など外郭団体の経営が適正に行われているかは重要な視点**と考えられる。

また、**公の施設の指定管理者である外郭団体の運営は、当該施設そのもののあり方や市が選定する指定管理者の選定の手法によっても重要な影響を受けることになる。**

以上のことから、市の外郭団体に係る財務状況、各事業の有効性及び効率性等を監査することは大きな意義があるとして、特定の事件として選定した。

#### IV. 監査の対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて、令和3年度以前の各年度及び令和5年度についても対象とした。）。

#### V. 監査の着眼点及び実施した手続

##### 1. 監査の着眼点

- (1) 各外郭団体に係る財務事務の執行が、関係法令等に準拠して適切に実施されているか。
- (2) 各外郭団体の資産の管理が、関係法令等に基づき適切に行われているか。
- (3) 市からの委託料又は補助金を財源とする事業は、経済性、効率性、有効性の観点から合理的かつ適切に実施されているか。
- (4) 外郭団体に関連する指定管理施設は、経済的、効率的、有効的に運営されているか。
- (5) 各外郭団体のガバナンス体制は有効に機能しているか。
- (6) 市と外郭団体が連携し、各外郭団体のあり方や今後の方向性について十分な検討を行っているか。
- (7) 外郭団体の見直しに向けた取り組みを検討するに当たり、どのような課題があるか。

##### 2. 実施した手続

- (1) 各外郭団体及び各外郭団体における所管課並びに監査テーマに関連して包括外部監査人が必要と判断した部署へのヒアリング
- (2) 関係資料の閲覧、照合、分析
- (3) 現地調査
- (4) 現地視察

#### VI. 監査対象の選定方法、監査の概要

##### 1. 監査対象の選定方法

監査の対象とする外郭団体を選定するにあたり、令和5年4月現在の外郭団体である以下の全13法人及び当該外郭団体の所管課に概要ヒアリングを行った。その結果、令和4年度まで任意団体であった「一般社団法人にしのみや観光協会」（令和5年度より外郭団体）及び令和4年度包括外部監査の対象となった3法人を監査の対象外とすることとした。

**【概要ヒアリングを行った外郭団体及び監査の実施状況】（ヒアリング順）**

法人名	担当局・担当課	ヒアリング人数	ヒアリング日
一般財団法人 西宮市都市整備公社	政策局・政策総務課	3人	7月11日
社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会	健康福祉局・福祉総務課、 障害福祉課	3人	7月11日
社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団	健康福祉局・福祉総務課、 障害福祉課、高齢介護課	3人	7月11日
西宮市土地開発公社	財務局・管財課	3人	7月11日
公益財団法人 西宮市国際交流協会	政策局・秘書課	3人	7月11日
さくらFM株式会社	政策局・広報課	3人	7月11日
公益財団法人 西宮スポーツセンター	産業文化局・スポーツ推進 課	3人	7月13日
一般社団法人 にしのみや観光協会	産業文化局・都市ブランド 発信課	3人	7月13日
西宮都市管理株式会社	産業文化局・商工課	3人	7月13日
一般財団法人 西宮市職員自治振興会	総務局・研修厚生課	2人	7月13日
一般財団法人 西宮市都市整備公社	環境局・斎園管理課	3人	7月14日
公益財団法人 西宮市文化振興財団	産業文化局・文化振興課	3人	7月14日
公益財団法人 西宮市大谷記念美術館	産業文化局・文化振興課	3人	7月14日
公益社団法人 西宮市シルバー人材センター	産業文化局・労政課	3人	7月14日

※一般財団法人西宮市都市整備公社は2回実施した。

**【監査対象外とした外郭団体及び対象外とした理由】**

外郭団体名	担当局・担当課	理由
公益財団法人 西宮市文化振興財団	産業文化局・文化振興課	令和4年度の包括外部監査の対象であるため。
公益財団法人 西宮スポーツセンター	産業文化局・スポーツ推 進課	同上
公益財団法人 大谷記念美術館	産業文化局・文化振興課	同上
一般社団法人 にしのみや観光協会	産業文化局・都市ブラン ド発信課	令和5年度より外郭団体となったため（監 査対象年度：令和4年度）

**2. 監査の概要**

当年度の包括外部監査は、各外郭団体の全体的な所管課である政策推進課へのヒアリングに加え、監査対象である外郭団体全てへの現地調査及び現地視察（2日間）を行っている。なお、現地調査及び現地視察に当たっては、それらを効果的かつ、効率的に実施するため、実施日、実施者、調査項目、必要書類

等を記載した往査計画書を事前に市に提出した上で、補助者の中から1～2名を選定し、包括外部監査人とともに往査を実施した（包括外部監査人は全ての対象先に往査を実施）。当日は、往査計画書に従って、書類等の確認、担当者へのヒアリング等を実施し、最終日の夕方に講評及びそれに関する担当者との意見交換を実施した。

#### 【現地調査対象とした外郭団体及び監査の実施状況】（往査日順）

外郭団体名	担当局・担当課	所在地	往査人数	往査日
公益社団法人 西宮市シルバー人材センター	産業文化局・労政課	西宮市青木町2番5号	3人 3人	8月28日 8月29日
一般財団法人 西宮市都市整備公社	政策局・政策総務課 環境局・斎園管理課	西宮市西宮浜1丁目31番地	3人 3人	9月4日 9月5日
公益財団法人 西宮市国際交流協会	政策局・秘書課	西宮市池田町11-1フレンテ西宮	3人 2人	9月11日 9月12日
社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団	健康福祉局・福祉総務課	兵庫県西宮市上甲子園5丁目7-21	3人 3人	9月14日 9月15日
西宮市土地開発公社	財務局・管財課	西宮市六湛寺町3-1西宮市役所東館	3人 3人	9月25日 9月26日
さくらFM株式会社	政策局・広報課	西宮市池田町9-7フレンテ西館3階	3人 3人	9月27日 9月28日
社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会	健康福祉局・福祉総務課	兵庫県西宮市染殿町8-17	3人 3人	10月2日 10月3日
一般財団法人 西宮市職員自治振興会	総務局・研修厚生課	西宮市六湛寺町10番21号西宮市職員会館	3人 2人	10月10日 10月11日
西宮都市管理株式会社	産業文化局・商工課	西宮市池田町11-1フレンテ西宮	3人 3人	10月24日 10月25日

#### 【現地視察対象とした外郭団体及び監査の実施状況】（往査日順）

外郭団体名	現地視察場所	所在地	往査人数	往査日
公益社団法人 西宮市シルバー人材センター	広田山荘	西宮市大社町7-17	3人	8月29日
一般財団法人 西宮市都市整備公社	葬祭事務所・満池谷斎場	西宮市神原13-41	3人	9月4日
	会議室、NICCホール、テニスコート	西宮市西宮浜1-31	3人	9月5日
公益財団法人 西宮市国際交流協会	事務所内（会議室、展示コーナー）	西宮市池田町11-1フレンテ西宮	2人	9月12日
社会福祉法人 西宮市社会福祉事業団	すこやかケア西宮	西宮市林田町7-17	3人	9月15日
西宮市土地開発公社	愛宕山宅地造成工事	西宮市愛宕山39-2	3人	9月26日
	公社所有暫定利用土地	西宮市甲子園浜1丁目7-2、12-1	3人	9月26日
さくらFM株式会社	ラジオブース、アンテナ	西宮市池田町9-7フレンテ西館3階	3人	9月27日
社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会	西宮市総合福祉センター	兵庫県西宮市染殿町8-17	3人	10月3日
一般財団法人 西宮市職員自治振興会	市役所食堂及び市役所東館7～9階	食堂：市役所本庁舎地下1階（六湛寺町10-3） 東館：六湛寺町3-1	2人	10月11日

外郭団体名	現地視察場所	所在地	往査人数	往査日
西宮都市管理株式会社	フレンテ西宮館内及び西館駐車場	西宮市池田町 11-1 フレンテ西宮	3人	10月25日

## Ⅶ. 監査の実施期間及び補助者

### 1. 監査の実施期間

令和5年7月1日から令和6年1月18日まで

### 2. 補助者

公認会計士	高橋 潔弘
公認会計士	坂井 浩史
公認会計士	森木 直人
公認会計士	成田 将吾
公認会計士	細見 拓人
公認会計士	瀧本 雅文
公認会計士	木下 直樹
公認会計士	齊藤 剛一

## Ⅷ. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注1) 本報告書の金額表示について

本報告書に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注2) 本報告書の表及び図

本報告書における表及び図は、市から提出された資料又は当該資料に基づき包括外部監査人が作成したものである。

(注3) 年度について

原文が「平成31年度」となっているものを除き、原則として「令和元年度」と記載している。

## 第2章外郭団体の概要

### I. 外郭団体の概要

#### 1. 外郭団体の概要

##### (1) 外郭団体の定義

市では、次のいずれかに該当する特別法人、財団法人、社団法人、株式会社、社会福祉法人を外郭団体としている。

- (i) 市の資本金等への出資比率が50%以上の団体
- (ii) 市の資本金等への出資比率が25%以上50%未満の団体の内、市が筆頭出資者で主体的な責務を担う団体
- (iii) 前2号に掲げるものの他、市と人的、資金的及び業務内容において強い関連性を持ち、市が主体的に指導、調整を行う必要のある団体

令和5年4月現在、市における外郭団体は13団体であり、市の出資状況は以下のとおりである。

#### 【全外郭団体と市の出資状況】

(単位：千円)

分類	法人名	資本金※	市出資額	出資比率
<b>【監査対象団体】</b>				
(i)	西宮市土地開発公社	10,000	10,000	100.00%
(i)	一般財団法人西宮市都市整備公社	510,000	510,000	100.00%
(i)	公益財団法人西宮市国際交流協会	307,000	300,000	97.70%
(ii)	西宮都市管理株式会社	499,000	174,650	35.00%
(iii)	一般財団法人西宮市職員自治振興会	70,000	-	-
(iii)	さくらFM株式会社	90,000	12,600	14.00%
(iii)	公益社団法人西宮市シルバー人材センター	-	-	-
(iii)	社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	123,401	-	0.00%
(iii)	社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	185,041	10,000	0.30%
<b>【監査対象外団体】</b>				
(i)	公益財団法人西宮市文化振興財団	500,000	500,000	100.00%
(i)	公益財団法人西宮スポーツセンター	61,000	61,000	100.00%
(iii)	公益財団法人西宮市大谷記念美術館	2,900,176	-	-

分類	法人名	資本金※	市出資額	出資比率
(iii)	一般社団法人にしのみや観光協会	-	-	-

(出典：市ホームページ)

※法人形態によっては、資本金に類する「基本財産」若しくは「基本金」を記載している

## (2) 第三セクター等

外郭団体の類似の概念として「第三セクター等」がある。これは総務省の「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成 21 年 6 月 23 日）の通知において、地方公共団体が出資する団体等を「第三セクター等」と称していることによる。

当該指針によれば、「第三セクター等」とは、第三セクター及び地方公社、並びに地方公共団体が損失補償等の財政援助を行っている法人その他地方公共団体がその経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人であり、「第三セクター」とは、地方公共団体が出資又は出せん（以下、単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとしている。

市は、平成 23 年 12 月 28 日付で第三セクター等の経営状況や事業の透明性を高めて健全な経営の推進に寄与することで、第三セクター等を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図ることを目的として、「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」を制定し、当該条例において、「第三セクター等」を以下のとおり、定義づけしている。

- |   |
|---|
| <p>① 一般社団法人、一般財団法人及び株式会社のうち、次に掲げるもの</p> <p>(i) 市の資本金等への出資比率が 2 分の 1 以上の法人</p> <p>(ii) 市の資本金等への出資比率が 4 分の 1 以上 2 分の 1 未満の法人のうち、市以外の者の出資比率に比して市の出資比率が最も高く、かつ、市がその運営に密接な関係を有するもの</p> <p>② 土地開発公社</p> |
|---|

### (3) 監査対象団体の略記

本報告書においては、監査対象とした外郭団体の名称は、原則として下表のとおり略記することとする。ただし、項目の表示や報告書の文章において必要な時などにおいては一部正式名称を付すこともある。

#### 【監査対象団体の略記一覧】

法人名	略記
西宮市土地開発公社	土地開発公社
一般財団法人西宮市都市整備公社	都市整備公社
公益財団法人西宮市国際交流協会	国際交流協会
西宮都市管理株式会社	西宮都市管理
一般財団法人西宮市職員自治振興会	職員自治振興会
さくらFM株式会社	さくらFM
公益社団法人西宮市シルバー人材センター	シルバー人材センター
社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	社会福祉協議会
社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	社会福祉事業団

(出典：包括外部監査人作成)

### (4) 外郭団体に対する財政的関与

令和4年度における外郭団体の財政的関与の状況は、下表のとおりである。

#### ① 指定管理料・委託料・補助金・貸付金

#### 【補助金・委託料・指定管理料・貸付金の状況】

(単位：千円)

法人名	補助金	委託料	指定管理料	小計	貸付金※2	合計
土地開発公社 ※1	-	7,408	-	7,408	-	7,408
都市整備公社	14,190	500	125,113	139,803	-	139,803
国際交流協会	20,252	452	-	20,704	-	20,704
西宮都市管理	-	-	-	-	660,000	660,000
職員自治振興会	10,775	-	-	10,775	-	10,775
さくらFM	-	37,765	-	37,765	-	37,765
シルバー人材センター	31,376	125,858	7,404	164,638	-	164,638
社会福祉協議会	382,584	190,468	1,290,193	1,863,245	-	1,863,245
社会福祉事業団	36,346	237,606	45,378	319,330	-	319,330
合計	495,523	600,057	1,468,088	2,563,668	660,000	3,223,668

(出典：市作成の概要シート)

※1：その他の関与状況（土地開発公社）債務保証に係る債務残高：4,300,000千円

※2：平成23年度当初貸付金額990,000千円（令和4年度末現在 660,000千円）

② 市有財産の使用許可及び貸付の状況

【市有財産の使用許可の状況】

法人名	財産種別	使用許可面積		施設名	減免率	減免額(円)
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	用途		
職員自治振興会	行	9.32	9.32	本庁舎 売店	100%	194,928
	行	507.68	507.68	本庁舎 食堂厨房	100%	10,618,632
	行	51.84	51.84	本庁舎 食堂厨房控室	100%	1,084,284
社会福祉協議会	行	-	52.29	塩瀬支所 ボランティアセンター	100%	982,116
	行	-	56.00	甲東支所 旧上ヶ原分室 事務室	100%	1,136,544
	行	-	6.60	北甲子園口市民館 ボランティアセンター	100%	106,140
	行	-	35.75	鳴尾中央センター 在宅福祉ボランティア	100%	459,650
	行	-	20.54	高木センター ボランティアセンター	100%	67,989
	行	-	21.00	北瓦木センター ボランティアセンター	100%	31,486
	行	-	29.25	香櫨園市民センター ボランティアセンター	100%	148,289
	行	105.72	105.72	総合福祉センター 西宮市障害者就労生活支援センター「アイビー」	100%	2,486,316
	行	105.72	105.72	総合福祉センター 障害者総合相談支援センターにしのみや	100%	2,486,316
	行	351.24	351.24	総合福祉センター 事務室 (地域福祉課)	100%	8,260,488
	行	33.86	33.86	総合福祉センター 事務室 (権利擁護係)	100%	796,200
	行	33.86	33.86	総合福祉センター 事務室 (自立相談支援係)	100%	796,200
	行	1,132.16	552.31	総合福祉センター別館 青葉園	100%	12,932,856
	行	36	36	鳴尾小学校 鳴尾西地区ボランティアセンター	100%	648,540
	行	18	18	北夙川小学校 北夙川地区ボランティアセンター	100%	234,336
	行	42.25	42.25	生瀬小学校 安心地区整備推進事業事務室、 生瀬地区ボランティアセンターゆずりは21 (社協生瀬分区) の設置・運営	100%	542,040
	行	4.86	-	生瀬小学校 安心地区推進協議会倉庫設置	100%	5,928
	社会福祉事業団	行	-	162.30	段上センター 児童館	100%
行		308.97	308.97	西宮市立老人保健施設すこやかケア西宮	63%	5,593,530

法人名	財産 種別	使用許可面積		施設名	減免 率	減免額 (円)
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	用途		
				西宮市訪問看護センター、 西宮市ホームヘルパー派遣センター、 すこやか福祉用具サポートセンター、 中央居宅介護支援事業所、 瓦木地域包括支援センター		

(出典：市ホームページ)

※普：普通財産、行：行政財産

### 【市有財産の貸付の状況】

法人名	財産 種別	使用許可面積		施設名	減免 率	減免額 (円)
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	用途		
土地開発 公社	普	93.20	93.20	市役所前公共駐車場・東館 (6F 他) 事務所	100%	329,928
都市整備 公社	普	2,877.70	-	交流会館 事業所	100%	6,982,992
	普	3,757.55	-	交流会館 駐車場、テニスコート、テナント貸付	61%	5,129,996
西宮市国 際交流協 会	普	-	302.40	フレンテ西宮東館4階 事務所	100%	2,410,812
職員自治 振興会	普	966.84	-	職員会館底地 事務所	100%	10,981,176
シルバー 人材セン ター	普	633.44	491.40	シルバー人材センター 事務所	100%	6,085,044
社会福祉 協議会	普	481.88	-	西波止会館 事業所	100%	1,643,412
	行	146.84	-	福祉会館 福祉会館4階部分を社協に貸付	100%	740,079
	普	529.45	-	地域共生館ふれぼの 福祉施設	100%	3,920,088
社会福祉 事業団	普	629.23	-	西宮市社会福祉事業団 事業所	100%	2,825,220
	普	1,518.00	-	いずみ園 同上	100%	7,946,532
	普	1,255.84	-	すずかけ作業所 同上	100%	6,523,536
	普	2,044.24	2,672.62	名神あけぼの園 同上	100%	51,413,760
	普	-	34.40	名神あけぼの園 車庫	100%	286,752
	普	-	19.60	名神あけぼの園 自転車置場・単車置場	100%	41,184

法人名	財産種別	使用許可面積		施設名	減免率	減免額 (円)
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	用途		
	普	840.34	838.72	浜脇デイサービスセンター 福祉施設	100%	21,693,000
	普	-	5.64	浜脇デイサービスセンター 自転車置場・単車置場	100%	43,716
	普	-	878.78	小松デイサービスセンター 福祉施設	100%	18,436,224
	普	-	498.63	甲子園口デイサービスセンター 福祉施設	100%	10,906,068
	普	-	556.72	甲東デイサービスセンター 福祉施設	100%	15,382,728

(出典：市ホームページ)

※普：普通財産、※行：行政財産

### (5) 外郭団体に対する人的関与

令和5年4月1日現在での、市から外郭団体への人的関与の状況は以下のとおりである。

#### 【役員の状況】

(単位：人)

法人名	役員			合計
	市OB※1	市職員※2	その他※3	
土地開発公社	1	7	-	8
都市整備公社	1	6	-	7
国際交流協会	1	1	6	8
西宮都市管理	-	2	5	7
職員自治振興会	-	14	-	14
さくらFM	-	2	5	7
シルバー人材センター	1	1	11	13
社会福祉協議会	0	2	13	15
社会福祉事業団	1	2	5	8
合計	5	37	45	87

(出典：市作成の概要シート)

※1：常勤役員である

※2：市職員が役員を兼ねている。

※3：民間出身者等

#### 【職員の状況】

(単位：人)

法人名	派遣職員		合計
	専任派遣	兼任派遣	
土地開発公社	-	7	7
都市整備公社	5	1	6
国際交流協会	-	2	2
西宮都市管理	-	-	-
職員自治振興会	-	3	3
さくらFM	-	-	-
シルバー人材センター	-	-	-
社会福祉協議会	2	-	2
社会福祉事業団	-	-	-
合計	7	13	20

(出典：市作成の概要シート)

## (6) 外郭団体に関する行政事務の概要

### ① 内部部局

外郭団体については、外郭団体ごとに所管部局が定められている。

#### 【外郭団体と所管部局の一覧】(再掲)

法人名	担当局・担当課
土地開発公社	財務局・管財課
都市整備公社	政策局・政策総務課、環境局・斎園管理課
国際交流協会	政策局・秘書課
西宮都市管理	産業文化局・商工課
職員自治振興会	総務局・研修厚生課
さくらFM	政策局・広報課
シルバー人材センター	産業文化局・労政課
社会福祉協議会	健康福祉局・福祉総務課、障害福祉課
社会福祉事業団	健康福祉局・福祉総務課、障害福祉課、高齢介護課

また、外郭団体全体を総括する所管部局として、政策局政策推進課が置かれている。政策局政策推進課の事務分掌は以下のとおりである。

事務分掌	
1	市政の基本施策に係る企画及び立案に関すること。
2	施策及び重要な事務事業の総合調整及び進行管理に関すること。
3	政策課題研究及び各局の調査研究に対する助言及び協力に関すること。
4	総合計画の策定及び進行管理に関すること。
5	中長期的なまちづくりに関すること。
6	公共施設の再配置等総合的な整備計画の立案に関すること。
7	公共施設の整備に係る行政機関等の調整に関すること。
8	行政経営改革の推進に関すること。
9	<b>外郭団体の見直しに関すること。</b>
10	官民連携の調整及び研究に関すること。
11	市制施行100周年記念事業等に関すること。

### ② 関連する条例及び規則等

外郭団体に関連する市の条例及び規則等としては、以下のものが挙げられる。

条例及び規則等	
条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西宮市第三セクター等への関与に関する条例</li> <li>● 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</li> </ul>
規則	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西宮市第三セクター等への関与に関する条例施行規則</li> <li>● 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 西宮市第三セクター等への関与に関する条例の運用手引き</li> </ul>

### ③ 西宮市第三セクター等への関与に関する条例

上述のとおり、「西宮市第三セクター等への関与に関する条例」（以下、「第三セクター等条例」という。）は、「第三セクター等の経営状況や事務の透明性を高めて、健全な経営の促進に寄与することで、第三セクター等を通じて実現しようとする行政目的の効果的かつ効率的な達成を図ること」を目的として制定され、大きく（i）第三セクター等の経営状況の把握と評価（毎年度）と（ii）第三セクター等に対する公的支援の議会の議決、議会への報告（その都度）の2つの事項を求めている。

「西宮市第三セクター等への関与に関する条例の運用手引き」では、それぞれの運用上のポイントについて記述がなされている。

なお、条例の適用対象は、一般社団法人、一般財団法人及び株式会社のうち、市の出資比率が4分の1以上等の法人で、第三セクター等条例が適用される法人は、以下の6つの法人である（第2条第1項関係）。

- 1) 一般財団法人西宮市都市整備公社
- 2) 公益財団法人西宮市文化振興財団（監査対象外）
- 3) 公益財団法人西宮市国際交流協会
- 4) 公益財団法人西宮スポーツセンター（監査対象外）
- 5) 西宮都市管理株式会社
- 6) 西宮市土地開発公社

#### （i）第三セクター等の経営状況の把握と評価（毎年度）

条例が適用される法人については、毎年度、各種資料の提出を求め、当該法人の経営の健全性等を評価し、議会への報告（本会議報告）が必要となっている。

具体的には、各法人は、年度別事業計画、年度別決算報告、四半期ごとの経営情報（株式会社のみ）及びその他市からの委託料、補助金等の金額がわかる資料や公益目的の達成度を測ることができる資料を提出し、市は、提出された

資料をもとに各法人の健全性の評価（安定性、収益性、効率性等）と法人の事業による公益目的の達成度を評価（達成度を評価するためには、その成果を測るための指標を設定し、その指標値に対する達成度によって評価することが望ましいが、法人の事業範囲が多岐にわたる場合等、基準の設定や数値化に馴染まない場合も多いため、当分の間、その評価を文章で表現することとしている。）している。

(ii) 第三セクター等に対する公的支援の議会の議決、議会への報告（その都度）

条例が適用される法人から「公的支援」の要請を受けたときは、議長への報告、当該法人への協議、議会への所管事務報告をすることとなる。また、「公的支援」を行う場合は、本会議報告や議決が必要となる。

(a) 事前に議決が必要となる「公的支援」

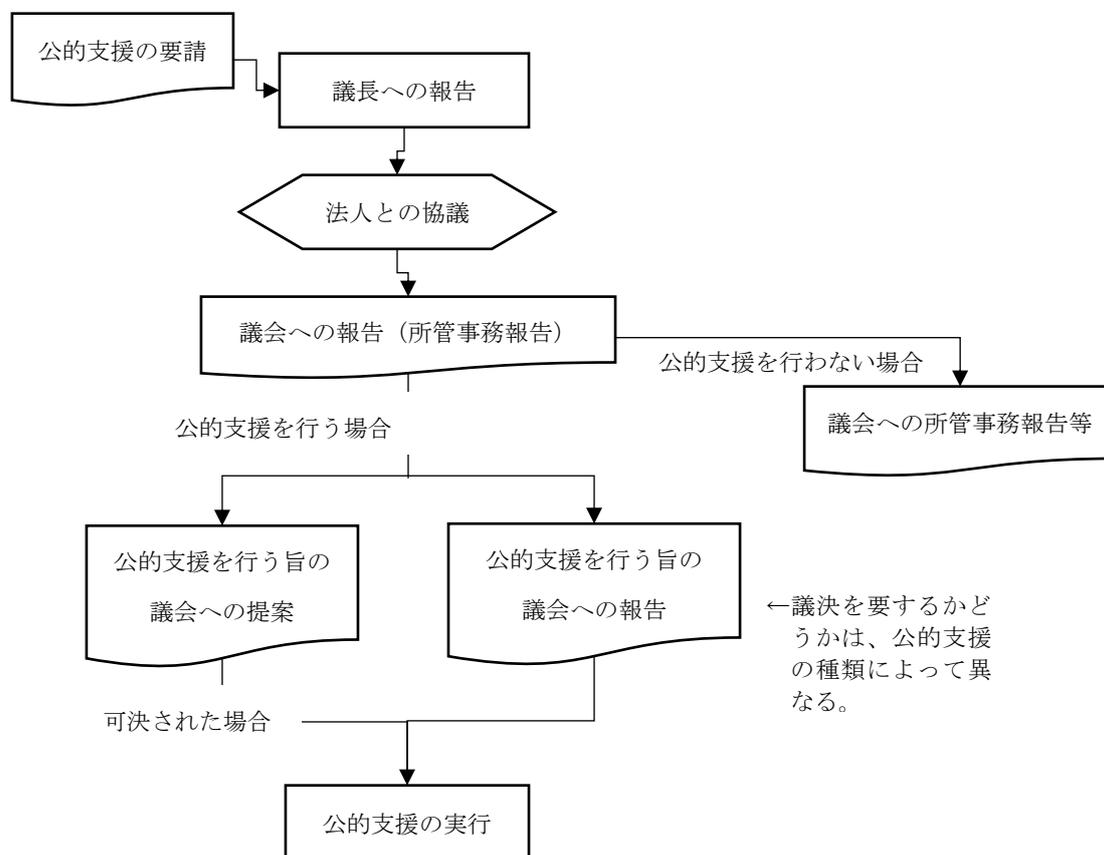
項目	内容
資本金等を出資すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既に出資等している法人（条例が適用される法人）に対して追加の出資等をする場合には、事前に議決を得る必要がある。</li> </ul>
資金を貸し付けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期貸付けや長期貸付けをする場合には、事前に議決を得る必要がある。なお、条例施行以前から継続している長期貸付けについては、改めて議決を得る必要はない。</li> </ul>
補助金（経営改善を目的とするものに限る。）を交付すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新たに設定する経営改善を目的とするものに限られる。</li> <li>● 法人が行う事業を補助する目的で交付するもの（いわゆる事業補助は除く）。</li> </ul>

(b) 事前に議会に対する報告が必要となる「公的支援」

項目	内容
貸付金の返済を猶予し、返済計画を変更すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 返済を免除する場合は、地方自治法の規定により、議決が必要となる。</li> </ul>
適正な対価なく財産を新たに貸し付け、又は譲渡すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財産については、不動産及び地方自治法第 239 条第 1 項に規定する物品を指す。</li> <li>● 新たに貸付ける場合だけでなく、適正な賃料による貸与から変更する場合も含む。</li> <li>● 貸付けを更新等する場合について、新たな意思決定をして貸付けを更新する場合は、「新たに貸し付け」ることに該当する。</li> </ul>

項目	内容
損失補償契約その他これに準ずる契約を締結すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「これに準ずる契約」には、債務保証契約がある。土地開発公社に対する債務保証については、当該債務が市からの委託による先行取得によるものである場合、土地開発公社に対する「支援」ではないため、除かれる。なお、土地開発公社に対する債務保証以外については、財政制限援助法の規定により制限されている。</li> </ul>

### 【公的支援の流れ】



## Ⅱ. 外郭団体に対する財政的関与・人的関与の内容

### 1. 財政的関与

#### (1) 補助金

市における補助金の執行に当たっては、「補助金等の取扱いに関する規則」等を遵守し、必ず補助金交付要綱を定めるとともに、適宜、「西宮市補助金制度に関する指針」（令和5年4月27日改定）に基づき、見直しを行うこととされている。

#### ① 「西宮市補助金制度に関する指針」制定の背景

市では、平成17年度に西宮市補助金事業評価委員会を設置し、個別の補助金のあり方について、市民の視点から議論し評価を行った結果、以下の6点について、今後取組みを進めるよう提言を受けている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(i) 情報公開の推進</li><li>(ii) 長期化している補助金への対応</li><li>(iii) 補助手法の見直し</li><li>(iv) 公募制の導入</li><li>(v) 少額補助金の原則廃止</li><li>(vi) 補助団体の自立促進および受益者負担</li></ul> |
|--|

上記のうち、一部については対応できているものの、課題として残ったものもあったことから、当該提言を踏まえながら、個別の補助金の公益性や効果等について実状を検証し、今後の補助金交付のあり方を導くとともに、補助金交付の判断基準等を含めた補助金制度の改善を図ることを目的として、平成22年度に新たに西宮市補助金改善評価委員会（以下、「改善評価委員会」という。）を設置し、個々の補助金について、評価を行ってきた。また、平成23年度の改善評価委員会報告書においては、補助金制度について、「①定期的な見直し制度の確立」、「②新設補助金の交付に係る審査基準の策定」、「③所管部局での補助金交付に係る取り組むべき改善事項の掲出」の3点を改善するように、との提言を受けている。

補助金は、行政目的を効率的かつ効果的に達成する上で、特定の事業を通じて、推進・誘導・促進するために、その時々ニーズに応じて創設されてきた。これら補助金は市税その他の限られた貴重な財源で賄われていることから、多様化する市民ニーズや時代の変化に応じて、効果的に交付しなければならないことは言うまでもない。これまで市は、「補助金等の取扱いに関する規則」を制

定し、補助金の交付の申請、決定、予算の執行に関し必要な事項を規定することで、手続面からの適正な運用に努めてきたが、これにとどまらず、補助金制度の効率的かつ効果的な運用を図ること、また市民への説明責任を果たすものとするを目的として、「西宮市補助金制度に関する指針（以下、「指針」という。）」を平成25年度に策定した。

## ② 補助金の分類

補助金の性質別分類は、次のとおりである。

### (i) 運営費補助

公益性のある活動を行う団体等を経済的に支援するために、団体等の運営費を対象に補助するものである。

### (ii) 事業費補助

団体等や個人が行う特定の事業や活動に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合に事業費の一部を補助するものである。

## ③ 定期的な見直し制度

補助金が時代の変化に応じた適切なものとなっているのか、その必要性や効果を常に点検・評価する必要がある。その手法として、以下の方式を採用している。

### (i) 定期見直し方式

補助金交付基準に基づき、3年毎に点検・評価を行う。その結果、補助金の効果が著しく低下していると考えられるもの、目的をほぼ達成したと考えられるものについては、廃止を検討する。

### (ii) サンセット方式

各補助金の交付要綱等に原則として5年以内の終期を設定することにより、その交付期間を明確にし、原則として、終期の到来により当該補助金を廃止する。

ただし、市民が応募した事業について審査の上で補助金を交付する、いわゆる市民参加型補助については、その交付対象事業には終期を設定するが、当該補助金の枠組みそのものについては、定期見直し方式により見直しを行うものとする。

### 【補助金の性質別分類と定期的な見直し制度】

分類	区分	内容	定期的な見直し制度
運営費補助	団体運営補助	団体等の活動に公益性を認め、団体等の運営費を補助するもの	定期見直し方式
事業費補助	施策推進型補助	市が施策として推進している事業を補完するような事業に対し補助するもの	定期見直し方式
	誘導・促進型補助	市の施策を推進するために、団体等や個人の活動の動機付けや誘導のために補助するもの	サンセット方式
	市民参加型補助	協働事業提案事業等の公募型補助金	サンセット方式
	その他事業補助	上記以外の事業に対する補助	定期見直し方式

(出典)：西宮市補助金制度に関する指針

#### ④ 補助金交付基準

市は、補助金のより効果的で適正な運用を図るため、補助金の見直しや新設をする際の基準として、統一的な基準を定めている。

当該基準は、公益性、実現性、必要性、妥当性、適格性からなるものである。

##### (i) 交付対象事業に関して

公益性（事業効果）	実現性（事業継続性）
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金交付の対象となる事業や活動が、市の政策上の位置づけと整合しており、奨励すべきものであること。</li> <li>● 補助金交付の対象となる事業や活動が、特定の者のみの利益に供することになっておらず、効果が広く市民に波及していること。</li> <li>● 交付対象事業の効果を具体的に示すことが出来ること。</li> </ul> <p>(長期にわたり継続している交付対象事業のうち、目的が十分達成されていないなど、事業効果が不明確又は乏しいものになっていないこと)</p> <p>(効果を測るための項目・指標等が具体的、適切なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付対象事業について事業計画が立てられていること。</li> <li>● 交付対象事業を実施するに当たり、事業の課題を適切に認識し、対応策が講じられていること。</li> <li>● 交付対象事業の継続により、今後も効果が期待できること。</li> </ul>

公益性（事業効果）	実現性（事業継続性）
ので、数値化が困難な場合も、できる限り市民が理解しやすいものであること)	

(ii) 補助金に関して

金銭援助の必要性	交付金額の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助金を交付すべき理由を具体的な事例等によって適切に説明できていること。</li> <li>● 団体等が自助努力による財源の確保に努めていることを確認していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交付金額の算定方法について、根拠が明確で内容が適切であること。 (法令等で特別の定めがあるものを除く)</li> </ul>

(iii) 団体等に関して

交付先の適格性
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体等において、適正な監査機能を有し、事務処理、会計処理、補助対象となる充当費目や使途が適切であると認められること。 (実績報告書等の審査にあたっては、必要に応じて現地調査等により補助対象外の経費が含まれていないか等、十分に確認すること)</li> </ul>

(iv) 補助対象経費に関して

次のものは補助対象外経費とする。

- (a) 団体の固有の事務に従事するための人件費（ただし、市の外郭団体等、または国・県の制度で定められているもの等、その他市が必要と認める場合は除く）
- (b) 交際費
- (c) 慶弔費
- (d) 懇親会費
- (e) その他社会通念上公金で賄うことがふさわしくないもの

## (2) 委託料

市においては、既存の財務事務の適正化及び業務改善への取り組みとして、令和5年4月に財務事務業務マニュアル（第3版）（以下、「業務マニュアル」という。）を改訂、公表し、より有効性と効率性の高い適正な財務事務の執行に努めている。

業務マニュアルにおける業務委託契約の予定価格帯ごとの仕様書、見積書、契約書等の要否については、下記のとおりである。

### 【業務委託契約の予定価格帯ごとの仕様書、見積書、契約書等の要否】

予定価格（税込）		仕様書	見積書	随契依頼書	契約書	契約区分
0～10万円以下		省略可 ※1	2者以上の者から徴取※2	不要	不要	少額随意契約 (所管課契約)
10万円超～50万円未満					請書	
50万円以上	特命 随契	必要	1者から徴取して契約管理課へ提出	必要	契約書	契約管理課契約 ※3
	入札		2者以上の者から徴取して契約管理課へ提出※2	不要		

（出典：財務事務業務マニュアル（第3版））

※1：必要事項（業務内容、成果物等）を業者に明確に示せば仕様書作成の省略が可

※2：ただし、西宮市契約規則第18条の例外規定に該当する場合は、1者徴取や徴取省略が可

※3：ただし、契約内容によっては、所管課契約の場合もあり

詳細は、西宮市事務分掌規則第9条（契約管理課）を参照

ここで、外郭団体との契約では、随意契約が用いられることが多いが、これは、契約主体（市）が契約の相手方を選定するのに、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで契約を締結する契約方法をいう。随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令（以下、「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号までに規定（限定列記）されている。

市では、これらの規定の解釈及び具体的な事例を示し、随意契約締結の運用上の指針（以下、「随意契約指針」という。）を定めており、要件等については、以下のとおりである。

号	要件等
1号	● 予定価格が市の規則で定める額を超えないものをするとき。

号	要件等
	<p>予定価格が少額な場合にまで、一律に競争入札の手続きを行うことは事務的に非効率であるため、契約事務の簡素化の点から契約の種類に応じて金額の限度を示し、その範囲内であれば随意契約とすることができる。</p> <p>※委託契約については、50万円以下</p>
2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</li> </ul> <p>契約の性質又は目的すなわち契約の内容が本来競争を許さないもの（競争の余地がないもの）は、随意契約によるほかないので随意契約とされている。該当する主な例としては、次のようなものがある。</p> <p>(ア) 特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないとき。</p> <p>(イ) 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者と契約する必要があるとき。</p> <p>(ウ) 市場価格が一定している場合で、競争に付す必要がない物品を購入するとき。</p> <p>(エ) 法令等の規定に基づき契約の相手方が特定されるもの。</p> <p>(オ) 非常災害による罹災者に市の生産に係る建築材料を売り払うとき。</p> <p>(カ) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。</p> <p>(キ) 保管の場所及びその目的から、特定の者に保管させる必要があるとき。</p> <p>(ク) 外国で契約をするとき。</p> <p>(ケ) 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。</p> <p>(コ) 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき。</p> <p>(サ) 国、地方公共団体又は営利を目的としない公共的団体と直接契約するとき。</p>
3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第25項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第10条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第2条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団</li> </ul>

号	要件等
	<p>体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。</p>
4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品について当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。</li> </ul>
5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</li> </ul> <p>一般競争入札に付する場合は原則として 10 日間（急を要する場合においても 5 日間）の公告期間が必要であり、また、指名競争入札に付するとしても指名通知及び競争に日数と手続を必要とする。したがって、緊急の必要により、これらの日数をとることができない場合には、競争契約では対処することができないため、随意契約によらざるを得ない。</p> <p>（該当する主な例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（ア） 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事</li> <li>（イ） 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事</li> <li>（ウ） 災害の未然防止のための応急工事</li> <li>（エ） 災害時における緊急物資の買い入れ</li> </ul> <p>※この要件に該当する契約は、次の条件のいずれにも該当する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急の必要のあること。（天災地変その他の急迫の場合（客観的事由であること）であって、公告の期間等を短縮してもなお競争に付することができないような場合をいう。）</li> <li>②競争に付すると、契約の目的を達することができないこと。</li> </ul>
6号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 競争入札に付することが不利と認められるとき。</li> </ul>

号	要件等
	<p>一般競争入札又は指名競争入札に付して契約を締結するのは、適正な契約締結を期すること、また、競争の利益を享受することにあるが、競争入札に付することが、価格や履行期間等の面でかえって不利となる場合があり、このような場合は、随意契約とすることができる。</p> <p>(該当する主な例)</p> <p>(ア) 現に契約履行中の施工業者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合</p> <p>(イ) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合</p> <p>(ウ) 他の発注者(例えば国、県など)の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するうえで有利と認められる場合</p> <p>(エ) 製造の請負、物品の買入れにおいて、現に履行中の契約に直接関連する契約をするとき、その者に履行させた場合、納期の短縮、経費の削減等が確保できる等有利と認められる場合</p> <p>(オ) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならぬこととなるおそれがあるとき。</p> <p>(カ) 競争入札に付する場合は、不信用又は不誠実な者が競争に参加し、市が損害を被るおそれがあるとき。(ただし、損害を被る可能性が相当程度ある場合に限る。)</p>
7号	<p>● 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>時価(市場価格)より著しく安価な価格で契約できる見込みがあるときは、随意契約とすることができる。</p> <p>(該当する主な例)</p> <p>(ア) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該業者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合</p> <p>(イ) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合</p> <p>(ウ) 物品を購入する場合において、特定の業者がその物品を相当多量に所有しており、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して著しく有利な価格で購入することができるような場合</p>
8号	<p>● 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>一般競争入札又は指名競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。</p> <p>(ア) 「競争入札に付しても入札者がいないとき」は、入札者が参加しなかった場合や、参加のために集合したが、入札参加者が入札行為をしなかった場合等が該当する。</p> <p>(イ) 「再度入札に付しても落札者がいないとき」は、最初の入札の結果落札者がなく、引き続き行った入札</p>

号	要件等
	(再度の入札) をしても落札者が出なかった場合で随意契約に移行できるのは、予定価格と最低入札金額との開差が少額で随意契約ができると認められるとき。
9号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落札者が契約を締結しないとき。</li> </ul> 一般競争入札又は指名競争入札に付して、落札者の決定があつたにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じない場合は、落札金額の制限内で随意契約とすることができる。

### (3) 指定管理

#### ① 指定管理者制度

平成 15 年 9 月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関する制度が「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改められた。これに伴い、市は平成 16 年 5 月に「アウトソーシング推進指針」を策定し、施設の管理運營業務について、指定管理者制度の活用を積極的に検討することとし、平成 18 年 4 月までに、従来、管理委託していた公の施設を指定管理者による管理運営に移行させた。

市においては、それぞれの公の施設の根拠条例において指定管理者制度について規定するほかに、指定管理者制度の基本的な考え方や制度の手続き等を定めた「指定管理者制度運用指針」を示している。また、指定管理者の指定手続きについては、「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」を定め、市は当該条例や規則に従い、手続きを実施している。この中で示されている主な手続きは以下のとおりである。

#### 【指定管理者制度導入に関する手続き（指定候補者を公募する場合）】

	主な手続き
1	対象施設に関する条例の改正（既存施設）又は新規制定（新規施設） <議会で議決>
2	指定候補者の公募
3	指定申請の受付
4	指定管理者選定委員会による審査
5	指定候補者の選定<議会で議決>
6	指定管理者の正式決定（指定）
7	指定施設の管理に関する協定の締結
8	毎年度終了後、事業報告書を市に提出
9	指定期間終了

(出典：市ホームページ)

また、市では、指定管理者の指定期間中の適正な管理運営を確保し、市民サービスの向上等の検証や各種リスクの低減を図るため、指定管理者のモニタリングを実施している。

指定管理者が実施するもの	市が実施するもの
① 日報及び月報の作成・提出	① 月報・実績報告書の確認
② 事業計画書及び事業報告書の作成・提出	② 労働実態調査の実施
③ 利用者アンケートの実施	③ モニタリングチェックシート（現地調査を含む）の作成
	④ 指定管理者運営評価シートの作成

（出典：指定管理者モニタリングマニュアル）

（i）月報・実績報告書の確認

市は、管理運営状況について、指定管理者から提出される月報や事業報告書に基づき、（必要に応じて、現地調査の実施を行った上で）評価する。また必要に応じて業務改善の指示等を行う。

（ii）労働実態調査の実施

市は、指定管理者施設の管理運営を担っている従業員の労働実態を把握することを目的に指定管理者に対して調査を行う（営利企業は必須）。

当該調査は、労働基準法など各種法令の遵守状況を確認するとともに指定管理者が当初提案していた従業員の勤務条件、労働条件等を適切に実施しているかの整合性を確認している。

（iii）モニタリングチェックシート（現地調査を含む）の作成

市は、管理運営状況についてモニタリングチェックシートを使用して指定管理者から提出された事業報告書、指定管理者（団体）自体の決算書類や労働実態調査の結果等を提出書類、または現地調査等で確認する。

確認の結果、業務改善の指示等が必要な場合は、改善指示書を使用し、指定管理者に対して「改善計画書」の提出を求めることとなる。

（iv）指定管理者運営評価シートの作成

市は、指定管理者が提出する事業報告書や上記（iii）モニタリングチェックシートの結果を参考に、年度ごとに指定管理者を総合的に評価し、1年間の総括を行う。また、指定管理者運営評価シートについては、市のホームページで

公表している。

(v) 緊急時・随時調査の実施

モニタリングチェックシートの結果に基づく改善指示事項や、事務事業評価、定期監査等で指摘された事項、また、突発的に発生した施設・設備の破損・紛失等があった場合、市はその都度、随時調査を実施するものとしている。

【全体の流れ】（指定管理者・市）

サイクル	実施内容	指定管理者	市
毎日	日報	作成	→ (必要時確認)
毎月	月報	作成	→ 確認
毎年	事業計画書	作成	→ 確認
		協議	↔ 協議
	事業報告書	作成	→ 確認
	指定管理者（団体）本体の決算書類の実施	作成	→ 確認
	労働実態調査の実施	回答	← 依頼 ↘ 確認
	モニタリングチェックシートの作成（現地調査を含む）	対応	← 実施
	指定管理者運営評価シート		評価・作成
	利用者アンケート	原則実施・報告	→ 確認
緊急時	緊急時の対応	対応・報告	→ 対応
随時	立ち入り検査	対応	← 検査

(出典：指定管理者モニタリングマニュアル)

② 外郭団体への指定管理者の導入状況

市では、令和5年4月1日現在、公の施設のうち265の施設へ指定管理者制度を導入しており、うち外郭団体（監査対象団体のみ）への指定管理者制度の導入状況は下表のとおりである。

施設名	指定期間	選定方法
都市整備公社		
西宮市満池谷斎場	令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）	非公募
シルバー人材センター		
西宮市市民憩いの家「広田山荘」	令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）	公募

	施設名	指定期間	選定方法
社会福祉事業団			
	西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）	非公募
	西宮市立山口児童センター	令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）	公募
	西宮市立塩瀬児童センター	令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）	公募
社会福祉協議会			
	西宮市立名塩留守家庭児童育成センター 西宮市立甲東留守家庭児童育成センター	平成30年4月1日～令和6年3月31日（6年間）	非公募※
	西宮市立春風留守家庭児童育成センター 西宮市立小松留守家庭児童育成センター 西宮市立北夙川留守家庭児童育成センター 西宮市立樋ノ口留守家庭児童育成センター 西宮市立北六甲台留守家庭児童育成センター	平成31年4月1日～令和7年3月31日（6年間）	非公募※
	身体障害者福祉センター （令和元年9月25日に「障害者等福祉センター」に名称変更 視覚障害者図書館	平成31年4月1日～令和6年3月31日（5年間）	非公募
	西宮市立鳴尾北留守家庭児童育成センター 西宮市立生瀬留守家庭児童育成センター	令和2年4月1日～令和8年3月31日（6年間）	非公募※
	西宮市立瓦林留守家庭児童育成センター	令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）	公募
	西宮市立広田留守家庭児童育成センター	令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）	公募
	西宮市立今津留守家庭児童育成センター	令和2年4月1日～令和8年3月31日（6年間）	公募
	西宮市立安井留守家庭児童育成センター 西宮市立段上留守家庭児童育成センター 西宮市立高須留守家庭児童育成センター 西宮市立山口留守家庭児童育成センター 西宮市立西宮浜留守家庭児童育成センター	令和3年4月1日～令和9年3月31日（6年間）	非公募※
	西宮市立上ヶ原南留守家庭児童育成センター 西宮市立段上西留守家庭児童育成センター	令和4年4月1日～令和8年3月31日（4年間）	公募
	西宮市立南甲子園留守家庭児童育成センター 西宮市立神原留守家庭児童育成センター 西宮市立上ヶ原留守家庭児童育成センター 西宮市立東山台留守家庭児童育成センター	令和4年4月1日～令和10年3月31日（6年間）	非公募※
	西宮市立甲陽園留守家庭児童育成センター	令和5年4月1日～令和11年3月31日（6年間）	非公募※

※は非公募・再指定

## 2. 人的関与

### (1) 役員

令和5年4月1日現在、市OBで、外郭団体の常勤役員に就任している者は5名である。

法人名	市在籍時役職	左記等級	現在の役職
土地開発公社	土木局長	7級	副理事長兼常務理事
都市整備公社	政策局理事	7級	副理事長兼専務理事
国際交流協会	市民局長	7級	常務理事
シルバー人材センター	環境総括室長	6級	常務理事
社会福祉事業団	管財部長	6級	理事長

市においては、市のOBが外郭団体の役員に就任する場合、その就任基準については決まっておらず、外郭団体から市に対して役員に関する要請があった際、人事課において候補者がいる場合に、推薦を行っている。

また、市OBが外郭団体の役員に就任した場合の役員報酬額についても明確な基準はなく、市からは、在籍時の役職に基づいた等級をベースに参考として金額を提示することに留まり、外郭団体が提示金額を参考に役員報酬額を決定している。

なお、市OBが外郭団体役員に就任する場合の交渉は、全て市と外郭団体間の口頭にて決まっており、明確な基準や文書でのやりとりは存在しない。

### (2) 職員

外郭団体に対する派遣職員については、専任派遣と兼任派遣の2通りがあり、市は、それぞれ「職員の派遣に関する協定書」（以下、「協定書」という。）を締結し、職員を派遣している。

#### ① 専任派遣職員

外郭団体等への地方公共団体の職員の派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」により規定されている。同法により、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定める法人に対して、当該法人との間の取決めに基づき、法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣することができる（同法第2条第1項）。

- (i) 一般社団法人又は一般財団法人
- (ii) 一般地方独立行政法人
- (iii) 特別の法律により設立された法人で政令で定めるもの
- (iv) 地方自治法第 263 条の 3 第 1 項に規定する連合組織で同項の届出をしたもの

市においては、「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」（以下、「派遣等に関する条例」という。）及び「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則」（以下、「派遣等に関する条例施行規則」という。）により、外郭団体については、さくらFM及び西宮都市管理以外の外郭団体について、職員を派遣することができる（同条例第 2 条第 1 項、同条例施行規則第 2 条）。

また、派遣される職員の人件費については、地方公共団体からは給与を支給しないことが原則である（同法第 6 条第 1 項）。ただし、派遣職員が派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と共同して行う業務若しくは地方公共団体の事務若しくは事業を補完し若しくは支援すると認められる業務であってその実施により地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図られると認められるものである場合又はこれらの業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、条例で定めるところにより、給与を支給することができる（同条第 2 項）。

市においては、派遣等に関する条例第 4 条により、上述した同法第 6 条第 2 項に規定する業務に従事するものには、派遣期間中、給与の 100 分の 100 以内を支給することができる（同条第 2 項）。

## ② 兼務派遣職員

上記の派遣等に関する条例及び派遣等に関する条例施行規則は、専任派遣職員にのみ適用されるものである。そのため、兼務派遣職員には適用されず、同職員に対する給与は、協定書、また、市の関係規定に基づき、市が支給することとなっている。

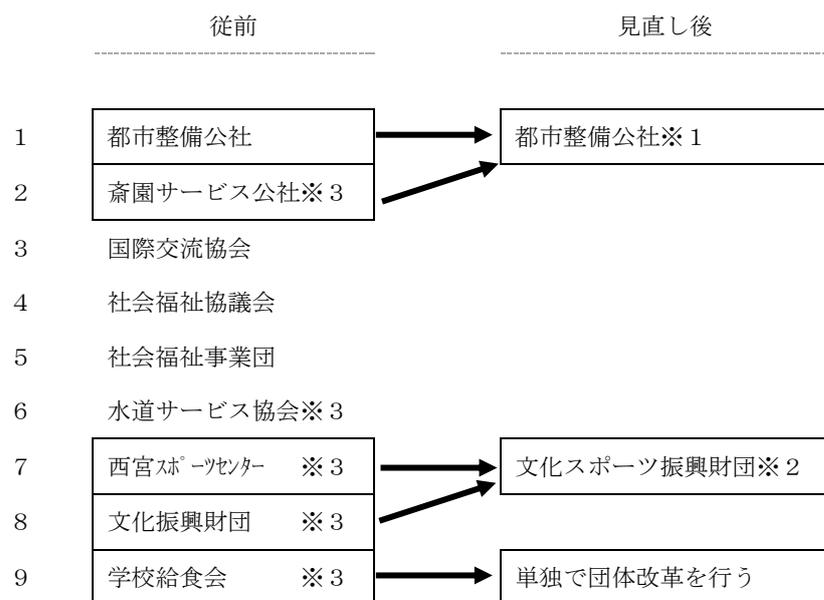
### Ⅲ. 外郭団体の見直しに関する取り組み

#### 1. 第1次見直し

市では、「西宮市行政経営改革基本計画」（平成16年2月）や「第3次西宮市行財政改善実施計画」（平成17年11月改訂）に基づき、外郭団体の見直しに取り組んできた。

第1次見直しとして都市整備公社など9団体を対象に見直しを行い、市議会に対して平成19年7月に報告が行われた。主な見直しとしては、①指定管理者制度における公募施設の拡大（外郭団体が非公募で指定管理者に指定されている施設を公募する）、②団体の統廃合を挙げていた、また、見直し方針の中で課題としていた「公益法人制度改革」については、その詳細が明らかになった平成21年2月に改めて外郭団体の見直し方針が改訂された。

#### 【第1次見直し方針の改訂（平成21年2月）】



※1：平成22年4月に当初予定どおり統合を行い、平成23年度中に公益認定申請を行うように要請。

※2：文化振興財団、西宮スポーツセンターの2団体で統合を行うように要請。

※3：斎園サービス公社、水道サービス協会、西宮スポーツセンター、文化振興財団、学校給食会は、いずれも当時財団法人であり、表中は略記している。

上記団体のその後の状況は、下表のとおりである。

なお、文化振興財団と西宮スポーツセンターについては、令和5年度現在、統合まで至っていない。

年度	統廃合
平成21年度	西宮市水道サービス協会が解散

年度	統廃合
平成 22 年度	西宮市斎園サービス公社が西宮市都市整備公社と統合
平成 24 年度	西宮市学校給食会が解散

## 2. 第 2 次見直し

次に第 2 次見直しでは、当時 17 団体であった外郭団体のうち残り 8 団体（下表参照）について、第三者である外部の専門家に調査業務を委託している。平成 20 年 3 月、「第 2 次外郭団体の経営評価と今後のあり方の検討業務報告書」が市に報告された。

### 【第 2 次見直し対象団体】

法人名（当時の名称）	統廃合
西宮市土地開発公社	—
財団法人西宮市大谷記念美術館	—
財団法人西宮市職員自治振興会	—
社団法人西宮市シルバー人材センター	—
西宮市職員生活協同組合	外郭団体対象外へ
西宮コミュニティ放送株式会社	—
株式会社鳴尾ウォーターワールド	令和 2 年度、解散
西宮都市管理株式会社	—

当該報告書によれば、各団体に関する経営評価と提言に加え、今後の市の取り組み方について、総括的に以下が述べられている。

### 【団体に対する市の取り組み方】

項目	内容
(i) 市の施策における団体の位置づけや市の方針を改めて明確化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 外郭団体は、これまで、その時々々の社会情勢を受けて、市が担うべき分野を補完・代替・支援するために設立されてきた。</li> <li>● 団体の設立当時は、関係者間において、市の施策における団体の位置づけや、団体の活動の前提となる市の方針は、ある程度、共有・合意されていたと思われるが、社会情勢の変化や担当者が交代する中で、こうした点が不明確になってきている面があるものと考えられる。</li> </ul> <p>本報告書を機会に、今一度、市の施策において、団体が行っている事業の位置づけを明確にする必要がある。また、団体の業務のあり方は、市が提示する施策上の方針によって大</p>

項目	内容
	<p>きく左右される場合が多いため、市として団体が関連する施策がどのような状態を目指しているかという方針を明確にすることが求められる。</p>
<p>(ii) 市の関与について定期的な見直しを行う</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 団体が自主性を発揮し、市から自立した責任体制を築くことができるように、市は各団体の経営状況や業務量等を勘案しつつ、市から各団体への派遣職員の削減を図るとともに、市OB職員による職員や役員への就任についても最小限に留めることが求められる。もし市派遣職員や市OB職員の削減に伴い団体が職員を補充する場合にも、各団体の状況に留意し、適切な補充となるように指導する必要がある。</li> <li>● また、団体が市からの補助金や委託料等に依存しない経営基盤を築くため、補助金や委託料等による各団体への財政的支援についても最小限に留める必要がある。補助金や委託料等の削減に当たっては、その金額の算定方法を見直すとともに、団体を活用することのメリットや必要性、事業を委託することの的確性を検証する必要がある。</li> </ul> <p>このように、市の団体に対する人的、財政的関与の必要性やあり方については、定期的に見直しを行う必要がある。</p>
<p>(iii) 団体による計画的な経営改善の取り組みを促進し支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年の厳しい社会経済情勢の中で、公共サービスの一端を担う存在として、団体は、経営の効率化・サービスの向上に引き続き努めることが求められている。こうした団体の経営改善の取り組みを計画的に進めるためには、市と団体が「協約」を結んだ上で、団体が宣言した目標（マニフェスト）の実現状況をモニタリングしていったり、経営評価を継続的に実施したりすることが考えられる。このような事例としては、横浜市や大阪府などの取り組みがある。</li> </ul> <p>こうした取り組みを行うことによって、単年度の予算上の収支ばかりを議論するに留まらず、中長期的な視点を持って、団体があるべき姿に向けた経営改善を推進することを促進、支援することができるものと考えられる。</p>
<p>(iv) 団体と市所管部局のコミュニケーションの円滑化と透明化を進める</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各団体の市所管部局は、各団体の自立性を尊重しつつ、団体を活用する際には、団体の設立目的と実施事業とを照らして事業の評価を行うとともに、各団体が経営上の課題を解決できるように、密接なコミュニケーションを図る中で、指導監督を行うことが必要である。また、所管部局は団体の監督責任を有することを自覚した上で、団体の経営状況を把握し、適切な指導を行うことが求められる。団体の事業や経営状況等について、できる限りの情報公開を促し、透明性の確保に努める必要がある。</li> </ul> <p>市と団体とは、これまでは市から職員を派遣する形で、コミュニケーションの円滑化を図ってきたものとして考えられる。団体の自立化に向けては、独立した機関（市）対機</p>

項目	内容
	関（団体）としての対応が求められる。市民にも説明可能な、外部から見える形での交渉・協議過程の透明化が必要である。

### **3. 西宮市第三セクター等経営検討委員会**

#### **(1) 検討の背景**

平成 19 年 6 月に地方自治体の財政破綻を早期の段階で防止することを目的とした法律「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」という。）が成立した。財政健全化法は、普通会計だけでなく、公営企業や公社・第三セクターなどまで監視対象を拡大すること、単年度フローだけでなく、ストック面にも配慮した財政状況の判断資料を導入すること、財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政状態の改善に着手させるという特徴をもっている。

このような中、総務省より「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」が出された。これによれば、第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合であっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められている。その抜本的改革を行うにあたっての検討は、「第三セクター等の改革について（平成 20 年 6 月 30 日付け総務省自治財政局長通知。）」（以下、「ガイドライン」という。）により、その設置を要請された経営検討委員会において行うことが適当であるとされ、市においても、「西宮市第三セクター等経営検討委員会」（以下、「第三セクター等検討委員会」という。）を設置し、第三セクター等の抜本的改革について検討を行うこととされた。

#### **(2) 西宮市第三セクター等経営検討委員会の発足**

平成 21 年 8 月 25 日、西宮市第三セクター等検討委員会が発足し、検討・評価する対象団体の選定基準に基づき、土地開発公社、西宮都市管理、西宮コミュニティ放送株式会社（現さくら FM）及び株式会社鳴尾ウォーターワールドの 4 団体を対象とすることが決定され、各団体についての検討結果と市の方針は以下のとおりである。

なお、土地開発公社については、その後検討対象から除外されている。これは、市が平成 23 年 2 月に「土地開発公社の経営の健全化に関する計画書」を策定しており、同計画書が、総務省が平成 20 年度、平成 21 年度にそれぞれ発出した土地開発公社の経営健全化対策、抜本的改革に係る通知を受けて作成されたものであり、かつ既に実行に移しており、経営の健全化が図られるとされたためである。

検討対象	検討結果	市の方針
西宮都市管理	フレンテ駐車場を代物弁済により市が取得し、残債権は放棄する。ただし、実現不可能である場合は、38年をかけて債務全額の返済をする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 短期貸付の残額9億9千万円を平成23年度から34年間の長期貸付に切替える。</li> <li>② 今後、市は会社に対し新たな財政的支援を行わない。</li> <li>③ また、約定どおりの返済が困難となり、3年以内での返済調整見通しが立たない場合は、清算を視野に入れた法的整理等の検討を行う。</li> </ul>
西宮コミュニティ放送（現さくらFM）	<p>割引CMキャンペーン、タイムテーブル等広告収入の増加、民間発想の活用による経営手法確立、市民参画型番組制作等会社自身による経営努力を前提とし、市の方策としては次のものを提言。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市北部向け放送設備に係る会社の負担軽減。</li> <li>② 2千万円の5年貸付。ただし、平成28年度末時点で経営改善の目処が立たない場合は、完全民営化、民間企業への事業譲渡、市の外郭団体への事業譲渡、又は清算を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市北部向け中継局の運用管理経費を市が負担する。</li> <li>② 市政情報提供等の番組制作委託を継続する。</li> <li>③ 平成24年度に限り2千万円の短期貸付を行い、平成25年度以降は長期貸付に切替える。</li> <li>④ 役員体制の見直し等の経営体制の強化、若手登用による人件費の抑制、専任営業社員の採用による営業収益の拡大、市民参画による身近な情報媒体としての定着化・聴取率拡大を会社に対して求める。</li> <li>⑤ 平成28年度末時点で会社の経営改善が図られておらず、見込みもないと判断した場合は、完全民営化、民間企業への事業譲渡、外郭団体への事業譲渡又は清算を検討する。</li> </ul>
株式会社鳴尾ウォーターワールド	平成25年の清掃工場からの蒸気供給再開までは、市は短期貸付の継続、駐車場の会社への移管、蒸気供給再開の遅延による会社の負担分や修繕費負担に相当する支援等を行う。会社は、利用者視点のサービ	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成25年の清掃工場からの蒸気供給再開までの支援として以下に取り組む。</li> <li>② 過去に行った補修工事のうち、市が本来負担すべきであった工事費</li> </ul>

検討対象	検討結果	市の方針
	<p>ス提供により経営改善に努める。平成 25 年度末を過ぎても経営改善の目途が立たない場合は、民営化、民間売却、上下分離を検討する。</p>	<p>相当額を会社に支払う。</p> <p>③ リゾ鳴尾浜と駐車場の一体運営。</p> <p>④ 阪神電気鉄道株式会社は、同社派遣社員の人件費及びロイヤリティーの軽減を実施する。</p>

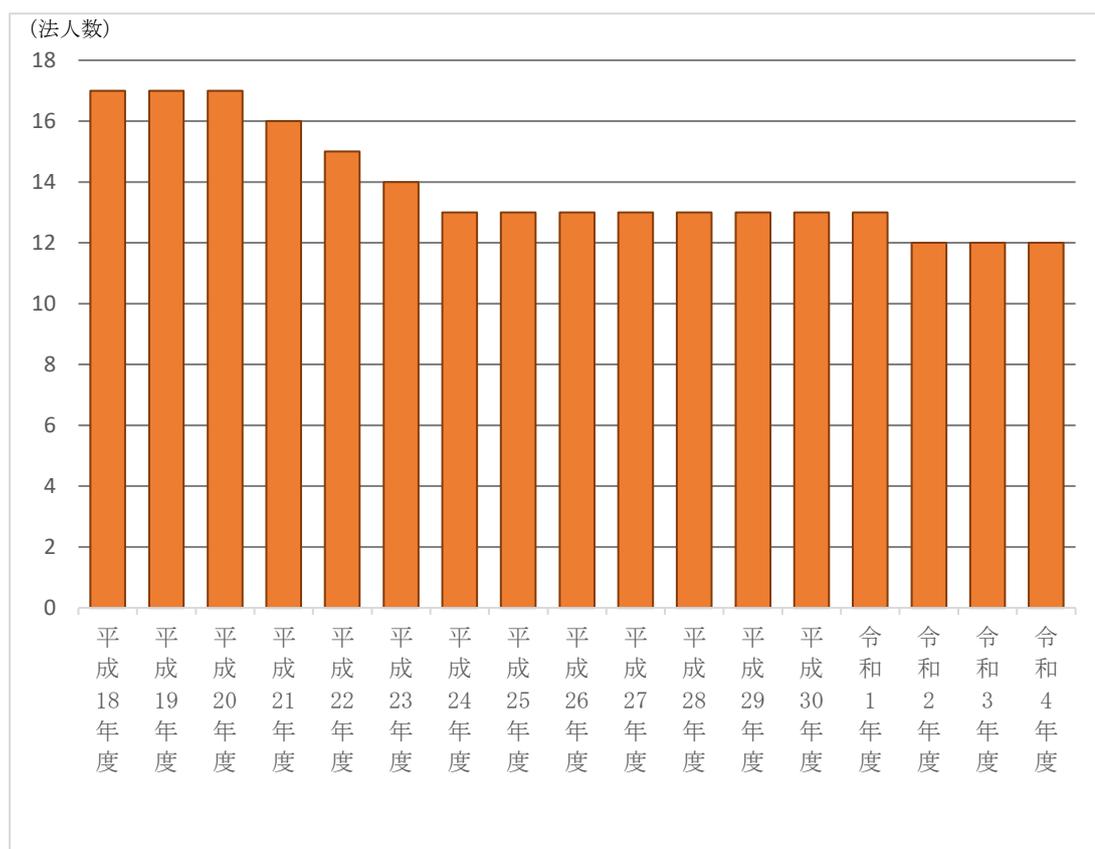
※鳴尾ウォーターワールドは、令和 2 年度に解散しているが、参考として記載している。

#### 4. 外郭団体の統廃合

令和4年度末現在、外郭団体の数は12であり、平成18年度から令和4年度までの推移は、以下のとおりである。

なお、令和5年4月に「一般社団法人にしのみや観光協会」が外郭団体となり、現在の外郭団体数は13である。

【外郭団体数】



【外郭団体統廃合の変遷】

年度	外郭団体数	統廃合
平成21年度	16	西宮市水道サービス協会が解散
平成22年度	15	西宮市斎園サービス公社が西宮市都市整備公社と統合
平成23年度	14	職員生活協同組合が外郭団体対象外へ
平成24年度	13	西宮市学校給食会が解散
令和2年度	12	株式会社鳴尾ウォーターワールドが解散

## 5. 外郭団体に対する今後の取り組みについて

市は、令和元年10月に「行政経営改革基本方針」を策定し、財務マネジメントを含む4つの柱を設定して、財政基盤の確立に向けた取り組みを進めてきた。この取り組みの結果、令和2年度～令和4年度の3か年で約47億円の累積効果額を捻出することができたが、高齢化の進行や社会保障関係経費の増大、公共施設の老朽化対策などに伴い、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況となっている。

今般、**令和4年度の一般会計決算において、実質単年度収支が42億円を超える赤字となり、財政基金を21億円取り崩して収支不足に補填するなど、赤字基調である財務体質の改善が急務**であることが、より一層明らかになった。

収支不足を補填するため、多額の基金取り崩しを続けると、数年後には予算編成に大きな支障が生じる事態に陥ることが考えられるため、あらためて財務分野における基本方針を定め、全庁をあげて抜本的な財政構造の改善に取り組む必要があるとして、令和5年10月、市は「西宮市財政構造改善基本方針（令和6年度～令和10年度）」を公表した。

当該指針による財政収支改善に向けた取り組み項目は、歳入増と歳出減それぞれ掲げているが、そのうち歳出減の主な取り組み項目に「**外郭団体の見直し**」を挙げており、今後、外郭団体の見直しについて強化がなされることとなる。

### 【西宮市財政構造改善基本方針】（一部抜粋）

#### 2) 財政収支改善に向けた取り組み項目

今後、市税収入が大幅に増加することは考えにくく、前述のように、硬直化した財政構造の改善が必要のため、人件費をはじめとする経常経費の削減を図るとともに、未利用となっている市有地の有効活用を図るなど、財源の確保に努める。

##### ①歳入増の主な取り組み項目

- 市有地及び公共施設跡地等を活用した財源創出（一時的な財源対策として）
- 施設使用料等受益者負担の適正化
- ふるさと納税の拡充
- 未収債権の回収取組の強化

##### ②歳出減の主な取り組み項目

- 内部事務改革による経費削減
- 人件費の抑制
- 施設総量の縮減
- 施策、事務事業の見直しと再構築
- 経費削減のための外部委託の推進
- 機動的な人員配置を含む効率的組織体制の確保
- **外郭団体の見直し**

### **第3章 包括外部監査の指摘事項及び意見**

包括外部監査の結果、**外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理**に関して、**合規性、透明性、公平性、合理性等の観点に照らし問題があると判断されるもの等を「指摘事項」として記載している。**

また、監査の結果として指摘するまでには至らないが、**外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理を効果的、効率的に実施するための改善提案を「意見」として記載している。**

本章の構成としては、次頁表のとおり 42 頁以下の **I. に総評（指摘事項及び意見の要約）を記載した上で、51 頁以下の II. 指摘事項及び意見には、外郭団体に係る財務事務の執行及び事業の管理についての総括的な問題を取り上げ、指摘事項及び意見を記載している。**また、当包括外部監査では、監査対象団体 9 法人全ての現地調査等を実施している。そのため、**外郭団体での現地調査において発見された問題を取り上げ、指摘事項及び意見を原則として調査先ごとに纏めて記載している。**

なお、包括外部監査において実施した監査手続は、財務諸表監査における一般に公正妥当と認められる監査の基準に基づく監査手続とは異なるものである。従って、本報告書は、外郭団体に関係する予算及び決算関係書類、外郭団体及び指定管理者の決算関係書類のいかなる項目に対しても、適正性に関する保証を提供するものではない。

【第3章の構成】

I. 総評	42
II. 指摘事項及び意見	51
1. 全般的事項	51
(1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について	51
【指摘事項-1~4】	【意見-1~3】
(2) 外郭団体の評価について	63
【指摘事項-5~6】	【意見-4】
(3) 人的関与(市OB)について	71
【指摘事項-7】	【意見-5】
(4) 外郭団体のガバナンスについて	75
【指摘事項-8】	【意見-6】
2. 各外郭団体	76
(1) 西宮市土地開発公社	76
【指摘事項-9~13】	【意見-7~10】
(2) 一般財団法人西宮市都市整備公社	83
【指摘事項-14~24】	【意見-11~20】
(3) 公益財団法人西宮市国際交流協会	98
【指摘事項-25~32】	【意見-21~27】
(4) 西宮都市管理株式会社	110
【指摘事項-33~43】	【意見-28~38】
(5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会	123
【指摘事項-44~54】	【意見-39~50】
(6) さくらFM株式会社	136
【指摘事項-55~59】	【意見-51~54】
(7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター	147
【指摘事項-60~66】	【意見-55~61】
(8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	161
【指摘事項-67~81】	【意見-62~76】
(9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	180
【指摘事項-82~93】	【意見-77~87】
別添 指摘事項及び意見のまとめ	195

## I. 総評

包括外部監査の対象は、**外郭団体に関する財務事務の執行及び事業の管理について**である。

監査した結果としての総評（指摘事項及び意見の要約）は、以下のとおりである。

### 1. 初めに

本報告書は、市全体に係る重要な課題及び外郭団体全体に係る課題を全般的事項として記載し、各外郭団体で発見された課題を団体ごとに記載している。当包括外部監査では、令和5年4月現在の外郭団体全13法人のうち9法人を監査対象団体として全て現地調査を実施した。現地調査したいずれの法人も置かれた状況に応じて真摯に業務を実施しているとの印象を持ったものの、様々な場面で事務の不備が発見された。多岐にわたる事務を限られた役職員数で担当していることに起因しているのかもしれないが、当包括外部監査の結果を真摯に受け止め、改善に努められたい。

なお、包括外部監査結果報告書の最後に、指摘事項及び意見の一覧表を掲載し、包括外部監査人が重要と判断した項目が容易に判別することができるよう表記していることから、今後、課題解決に向けた取組みを実施する上で、参考にされたい。**市には、包括外部監査結果報告書の「指摘事項」「意見」を参考にして、市の外郭団体がより一層発展するよう努力されることを希望するものである。**

社会経済情勢は絶えず変化しており、前例踏襲主義では対応できない時代となっている。変化を的確に捉え、市民目線に立って事業の有効性や存在意義を絶えず見直し、透明で、公正かつ公平な事業を実施するための不断の努力が、結果として外郭団体に関する事業の発展に繋がるものと考えている。

それでは、以下で包括外部監査にて発見された課題の要点を述べることとする。

### 2. 全般的事項

第一に**土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地**についての課題である。現在、土地開発公社が保有する甲子園浜土地の賃貸期間については、**通算の賃貸期間は18年5ヶ月に及ぶ**。総務省通知である「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」においては、**10年を超える長期に及ぶものは土地開発公社の業務には該当しない旨が記載**されているが、通算の賃貸期間は18年超となっており、**土地開発公社が行う業務に該当しない賃貸期間の**

延長に次ぐ延長を行っている点において、事前に兵庫県と協議し、総務省に確認のうえ了承が得られているとはいえ、明らかに総務省通知に反している状況が継続している。また、公有地の拡大の推進に関する法律に関する逐条解説では、土地開発公社が取得した土地については買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切であるとされていることから、当該法律の解釈からも著しく逸脱している状況が継続している状況である。

さらに、公平性の観点からの課題は、甲子園浜土地の賃貸に係る平成 18 年当時の事業提案競技に関する応募において、提案者の事業計画の合理性に対する土地開発公社が設置した審査委員会の審査が十分であったとは言えない点、また経済合理性の観点から賃貸契約開始後に事業提案書と異なる運営を行いたい旨の申請に対して、土地開発公社の対応が十分であったとは言えない点が挙げられる。そして、当初土地開発公社は契約期間が 10 年である旨を明示しているにも関わらず、市の厳しい財政状況などから買戻しが先送りになるたびに 2 度契約延長したことにより、公平性よりも過度に経済合理性が優先された状況が継続しているため、早急に甲子園浜多目的グラウンドの整備計画を進め、市が当該土地を取得する必要がある。

他方、土地開発公社の主たる事業である土地の先行取得事業はここ数年ほとんど実績がなく、法人の存在意義自体が薄れており、その役割を終えつつあるが、市による取得の先送りにより土地開発公社は、甲子園浜土地を保有せざるを得ない結果、現在まで至る。

甲子園浜土地を特定の事業者長期賃貸している現状は、公平性の観点から好ましくなく、その状況が継続している一方、甲子園浜多目的グラウンドは、西宮市民全員が利用可能であり早急に計画すべきであるため、甲子園浜土地に係る課題解決に向けた検討を早期に実施されたい。

なお、令和 4 年度の貸借対照表に計上されている甲子園浜土地 5,437 百万円は、市が買戻し時に財源を確保すべきであるが、市の公表資料上では将来確保すべき財源額として明瞭に開示されていないため、開示方法についても併せて検討されたい。

第二に、各外郭団体の評価についての課題である。市における外郭団体の評価については、第三セクター等条例に基づき評価を実施している。当包括外部監査において、監査対象団体における経営健全化等の評価について確認した結果、各外郭団体の経営健全化等について、予め決められた経営健全化指標に基づいて毎年度評価し、健全である旨の報告が議会になされているが、大きな課題を抱えており、現状の評価形態では不十分であると言わざるを得ない状況であった。なお、当包括外部監査で確認した各団体の今後の法人のあり方等については後述する。

また、市は、外郭団体自体の事業の効率化、ガバナンス（組織統治）や事業の方向性のあり方、財務健全性など外郭団体の経営が適正に行われているかを全外郭団体について、評価すべきところ、各法人の健全性の評価と法人の事業による公益目的の達成度の評価を実施しているのは、**現在 13 法人ある外郭団体のうち、第三セクター等条例で対象となった 6 法人のみ**であり、他の 7 団体は対象となっておらず、**外郭団体に対するモニタリングが不十分**である。市は**外郭団体の評価について全外郭団体を評価対象とすべき**であり、評価項目は財務数値の評価に限らず、例えば、法人のガバナンスやコンプライアンス面の評価、自立的経営を目指すべく市からの財政的援助及び人的援助の適正化、民間人材の積極採用とその達成度の評価等、といったあらゆる要素の評価項目を策定し、それを内部的に評価する、そして外郭団体の経営評価について専門的知識を有した第三者から構成される経営評価検討委員会を設置し評価する、などといった**外郭団体評価システムを構築する必要がある**。

本報告書では、他の地方公共団体の外郭団体評価システムの例を掲載しているので、今後の外郭団体評価システムの構築にあたり参考にされたい。

第三に、**人的関与（市OB）**についての課題である。市では、市OBが外郭団体の役員に就任する場合の就任基準について明確に決まっておらず、市OBが外郭団体役員に就任する際に、明確な基準や文書でのやりとりは存在しないために、市OBと所管課間において、つながりが深いとの疑念を持たれてしまう状況が存在している。また、天下り目的の就任であるとの誤解も与えてしまう可能性がある。市は外郭団体の役員について、働きかけ規制の趣旨も勘案の上、**市OBを推薦する場合の基準について明確に定めるべき**であり、**元職員が外郭団体の役員について就任することは慎重に判断すべき**である。

なお、他の地方公共団体における第三セクター等の管理指針で、地方公共団体と第三セクター等との人的関与に関する方針を記載している事例があるため、参考にされたい。

第四に、**外郭団体のガバナンス**についての課題である。市の外郭団体は、その特性上、常勤役員が 1 名、その他役員は非常勤役員である法人がほとんどであり、ガバナンスが効きづらい状況にあるため、全理事等及び監事等が出席し、かつ法人の業務執行に係る極めて重要な意思決定機関である理事会において、運営上の課題や重要事項について議論を行った上での意思決定を行い、各理事等及び監事等が適切に監督・評価することが求められる。

しかしながら、各外郭団体の往査において、理事会議事録を閲覧した限り、理事会の開催時間は 10 分～20 分程度で、発言を行った理事がほとんど見られなかった法人や理事会議案や報告内容が毎年同じであった法人などがみられ、当該法人については、理事会において各理事が運営上の課題や重要事項につい

て議論を行い、出席した理事や監事が、監督・評価を適切に行っているとは言い難い状況であった。また、その他にもガバナンス上の課題（書面決議手続の瑕疵、理事会への出席率が低い監事等）が発見されている。まずは各外郭団体それぞれの理事会や取締役会において、理事等及び監事等が適切に監督・評価を行う必要がある。なお、市としては外郭団体におけるガバナンスが効きづらい状況も勘案して、ガバナンスの強化策として市職員や市幹部職員が理事会や取締役会にオブザーバーとして参加し、牽制効果を働かせるのも一つの手段であると考えられるため、今後のガバナンス強化に留意されたい。

### 3. 外郭団体

第一に**委託事業を含めた契約事務及び補助金を財源とする事業**についての課題である。まず、委託事業を含めた契約事務であるが、**市からの受託事業**である社会福祉協議会の障害者相談支援事業では、委託契約書上**事業計画書を市に提出し、市長の承認を得なければならないとされているが、提出していなかった**。また、社会福祉事業団の西宮市地域包括支援センターの管理及び運營業務においても、業務実施計画書を期日内に提出していなかった。さらに両法人では、委託業務に係る実績報告書及び収支決算書についても期日内に提出していなかった。

その他にも、随意契約による場合に予定価格が適切に設定されていない事案、指名競争入札において予定価格調書の作成者や業者選定方法に係る事務に不備があった事案、随意契約に係る理由書の根拠が不十分な事案など、**契約事務に関する不備がほぼ全ての現地調査対象団体で複数確認**されている。

次に、補助金を財源とする事業であるが、社会福祉協議会における事務局運営事業に係る補助金については、**補助金交付要綱上は補助対象外経費である契約職員の人件費や常務理事の役員報酬に係る補助金を受給している**事案が発見された。またそれに関連して、社会福祉協議会は、令和5年3月末時点の純資産額は939百万円を計上しており、資金面では現金預金574百万円、特定資産548百万円を保有する等、財務内容は比較的安定している法人であると考えられる。新型コロナウイルスの影響等により市の財政状況も厳しさを増す中で、多額の純資産を有する社会福祉協議会に対して、**役員報酬を対象とした補助金を支給することについて、市は見直しを含め慎重に検討すべき**である。

その他にも、補助金に係る事業報告書が提出されていない事案、市が補助申請対象外の経費について申請を行っている点を看過して補助金を支給している事案、補助事業実績報告書に添付される収支決算書に不備がみられた事案など、補助金を財源とする事業に関する契約事務の不備が複数確認されている。

今後このような事務を行うことがないよう、これらの事務について市と連携の上、見直しを行うべきである。また、外郭団体独自の契約事務についても業務委託契約書の記載事項について遵守されていない事案、委託業務に係る収支報告が履行されていない事案、契約書と実際の履行状況に齟齬が生じている事案などが発見されたため、改善を求めたい。

第二に、**外郭団体に関連する指定管理施設**についての課題である。まず、社会福祉協議会が指定管理者として実施している**留守家庭児童育成センター事業**である。令和4年度における収支決算書を確認した結果、**事業関連収支差額の実績が予算と大幅に乖離しているにもかかわらず、市のモニタリングは「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ったモニタリングにとどまり、令和2年度から令和4年度にかけて事業関連収支差額が年1億円超発生しており、3年間で4億円弱の利益が社会福祉協議会で発生している事実について認識がなかった点で、決算書のモニタリング状況は不適切と言わざるを得ない状況が確認された。**特に、事業用人件費については、少なくとも令和2年度から令和4年度までの3年間において、**当初予算と実績の乖離が多額に発生しており、乖離の合理的な説明がないことから指定管理料として支払う経費の合理性の検討が不十分であったと考えられるため、市は、指定管理料を算定するにあたり、過年度の実績を考慮し、適正金額となるよう十分に検討すべきである。**なお、上記のような**不備が散見された根本的な原因は、市による指定管理者のモニタリングが形式的で不十分であったことに尽きる。市には、指定管理者に対する指導・監督の強化と、厳正かつ批判的な評価を期待したい。**

次に、都市整備公社が指定管理者として実施している**市営葬儀の満池谷斎場の運營業務**であるが、**令和2年度から令和4年度までの3年間の歳出超過額合計は165,634千円にも上る。**市内には多数の民間葬儀業者が存在しており、市民からの需要があるとはいえ、年約60,000千円の歳出超過である市営葬儀を続けることについては、市の厳しい財政状況を踏まえると疑問が残るため、**市は、市営葬儀の継続の是非について検討を行う必要があり、仮に今後も継続するとなった場合、その費用対効果や継続するに至った経緯について市民への説明責任を十分に果たす必要がある。**

さらに、シルバー人材センターが指定管理者として実施している**広田山荘の運營業務**であるが、使用料徴収業務について、使用料徴収等事務委託契約書上、シルバー人材センターは広田山荘の使用料の徴収等事務を第三者に委託してはならないと定められているが、当包括外部監査時に確認した結果、**広田山荘の窓口で行われている使用料の徴収等事務は、シルバー人材センターの職員ではなく同センターの会員が実施していた。**市の歳入になる広田山荘の使用料の徴収等事務を指定管理者以外の第三者が取扱う場合には、**盗難や横領等の事案**

**が発生した際の責任の所在等が曖昧**となりかねず、また、使用料の徴収等事務は指定管理業務の一つとして定められている以上、シルバー人材センターが第一義的には当該業務を実施する責務を有しているため、**使用料の徴収等事務の取扱いについて、市と慎重に協議した上で、適切に事務を行う必要がある**。そして、当包括外部監査において広田山荘の視察を実施したが、竣工後 60 年以上が経過していることから、老朽化が非常に進行しているとの印象であった。継続した低い利用状況も鑑み、**市は、休日や使用時間（特に、利用率が非常に低迷している夜間）の見直しや施設使用料の改定、施設老朽化への対応などを含め、利用状況が低迷し、老朽化が進行する広田山荘の今後のあり方を検討すべき**である。その他にも、施設の維持管理業務に係る再委託業者選定手続の不備、収支報告書の収入金額と支出金額が一致する形での報告、指定管理料の管理口座を別口座とすべきところ通常使用での管理、といった点が発見されたため、速やかに事務を改められたい。

そして、社会福祉事業団が指定管理者として実施している**介護老人保健施設すこやかケア西宮の運營業務**であるが、介護老人保健施設の民間施設における類似サービスの広がりによって、市が設置・運営する意義が薄れている状況である。すこやかケア西宮の4階・5階部分（西宮市立中央病院医師等住宅）の取り扱いや建設当初の補助金、今後発生する大規模修繕等の費用負担など、解決すべき課題は少なくないため、**市立介護老人保健施設としての意義、必要性を含め、例えば、検討委員会を設けるなどして、早急にすこやかケア西宮のあり方や取り扱いについての市の方向性について結論を出すべき**である。

第三に**各外郭団体のあり方、市との関係性及び今後の方向性**についての課題である。以下、5団体について述べる。

まず一つ目に**都市整備公社のあり方**についてである。西宮浜産業交流会館事業については、ホール・会議室等の利用状況が低迷しており、西宮浜産業交流会館が市の南側の人工島にあり市の中心部や駅から遠いことやコロナ禍の状況においてWeb会議が広く一般に浸透し、集合形式の会議や研修等が減少傾向にあることなどから、**現状の利用状況を急回復させることは非常に難しい状況**にある。また、西宮浜産業交流会館については老朽化に伴うメンテナンスコストが今後増加すると考えられるが、直近4年間が赤字である**現状の収益力では減価償却引当資産を積み立てる余力がないことは明らか**であり、収益力が改善せず赤字が継続する場合には、財源が目減りすることが想定される。この場合、特定資産が十分に積み立てられないため、**長期的に事業を継続することは困難**である。さらに、上述のとおり斎園事業については**継続して歳出超過**であること及び**市内には多数の民間葬儀業者が存在すること**などから、市営葬儀としての継続可否について疑問が残る状況である。従って、都市整備公社が実施

している各事業に係るこれらの重要な課題について、総合的に勘案し、都市整備公社としてのあり方を早急に検討する必要がある。

二つ目に**国際交流協会のあり方**についてである。国際交流協会が実施している**収益事業は継続して赤字**となっているため、**公益法人（認定）の趣旨から逸脱した状況が継続**している。認定法をはじめとした公益法人（認定）の趣旨に基づき、**現状の収益事業の要否を含めた改善策を検討する必要がある**。他方、運営面においては、国際交流協会への補助金の約8割が、給与手当や共益費等に対する運営費補助で占められており、**市からの援助が無ければ事実上運営が不可能な団体である**と言えることから、今後、法人の自立的運営を図っていくためにも、収益力の向上を意識した効果的な自主事業の運営を実施していくことが求められる。なお、**国際交流協会の財政規模に比べて、賃借料・共益費が過大な負担になっている**ため、賃借料・共益費を削減でき、かつ他の利便性のよい場所への移転、例えば鉄道の駅からも近い市役所、阪神西宮駅付近への移転についても併せて検討されたい。

三つ目に**職員自治振興会の今後の方向性**についてである。職員自治振興会は、経常収入に対して、経常費用が過大となっているため、**一般正味財産増減額は経常的に赤字**であり、一般正味財産が減少し続けている。また、退会せん別金について約600百万円が必要であるが実質的な財源が足りておらず、**経常的な赤字により財源不足の解消見込みがない状況**である。職員自治振興会は、退会せん別金を考慮した場合、実質的には財源不足の状態であるため、経常的な赤字体質を脱するべく、**収支改善への諸々の課題の解決に向けた検討を早急に実施する必要がある**。他方、市役所本庁舎地下食堂、職員会館喫茶店及び市役所本庁舎1階売店について、職員自治振興会は、職員生協と取引を行っている。市役所本庁舎地下食堂、職員会館喫茶店については、**職員生協を介した外部業者との取引**となっており、職員生協及び外部業者に対して、収入が計上されるスキームとなっている。**職員生協を介した取引となっている理由について回答を求めた結果、合理的な回答は得られなかったため、職員生協を介した取引の合理性**について確認した上で、合理性がないと判断された場合、取引の見直しを検討されたい。また、市役所本庁舎1階売店についても、**来庁者の利便とともに職員の福利厚生にも寄与するものであるかどうかを含め、本庁舎売店運営事業の継続の是非**について、市と協議の上、検討されたい。

四つ目に**さくらFMの市との関係性**についてである。さくらFMは、放送料及び物販料として市から財政的支援を受けているが、放送料についてさくらFMは令和4年度において年間約33百万円の放送枠の提供を受け、市は市内の情報や市政情報等を市民に対して提供している。さくらFMが実施したアンケート結果によれば、**約半数の人が「ラジオを普段から聞かない」**または「さく

らFMを聴いたことがない」といった回答であり、全国的にみてもラジオの利用者は年々減少傾向であることを鑑みれば、ラジオを用いた市政情報等の提供について、市が年間約30百万円を投じて、さくらFMラジオを用いていることについては、疑問が残る。災害時、特に発災直後に停電が起こっている状況等では有効な情報発信ツールであることに疑いはないが、インターネットやSNS等のメディアが多様化しており、この傾向はさらに加速するとみられるため、**ラジオによる情報提供の是非について市は見直しが必要**である。次に物販料についてであるが、市では市役所本庁を始めとした市内の各所で緊急告知ラジオが販売されている。市における緊急告知ラジオの購入取引については、本来他自治体での購入状況調査や他社同等品との価格比較を行うなど、購入価格の妥当性を精査すべきであるところ、市の決裁書類上、見積価格の合理性が検討された形跡は見られず、**さくらFMから提示された見積価格をそのまま購入価格に決定していることは、さくらFMが緊急告知ラジオの独占販売権を有していることを考慮しても、公正性と透明性の面から疑義がある**。さくらFMは、民間企業でありながら**実質的に市の財政支援がなければ利益を獲得することが難しい**、もっと言えば、**緊急告知ラジオの販売に依存した構図**となっている。さくらFMは市の外郭団体であり、市との関係性について市民への説明責任を果たすためにも、**取引の公正性や透明性を十分に確保する必要がある**。

五つ目に**シルバー人材センターのあり方**についてである。シルバー人材センターは、建物建替えに要する費用を**建物建替積立資金（資産取得資金）**として積み立てているが、当包括外部監査で確認した結果、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則で求めている**資産取得資金に該当するための要件を満たしていなかった**。また、建物建替積立資産の積立にあたり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てているが、今後の事業運営において必須と位置付けている建物の建替えのための積立であることを鑑みると、**必要額を取得予定時期までに計画的に積み立てるべき**である。公益目的事業から得た利益見合いを積み立てる現在の積立額の設定方法は好ましい状況とは言えないため、**新しい公益法人制度も踏まえ、単年度の利益を積み立てるのではなく、長期的な視点をもって今後の積み立てを検討する必要がある**。さらに、建物建替積立資金の目的である建替え予定の建物は、市が保有する建物であることから本来市が負担すべきであるが、**シルバー人材センターが積み立てている現状及び市の厳しい財政状況を鑑みて、市及びシルバー人材センターは、建替えに係る負担割合を含めたシルバー人材センターの今後のありかたについて十分な協議の上、方向性を決める必要がある**。

以上から、各外郭団体のあり方や今後の方向性等に係る課題は決して少なくないため、市及び外郭団体の双方が緊密な連携を図り、課題解決に努められた

い。

その他、会計面において、国際交流協会における監査委員監査での指摘事項が是正されていない点や都市整備公社や西宮都市管理における出納業務の不備、公益財団法人、公益社団法人及び一般財団法人のほとんどで特定資産の取扱要領が作成されていないなど、数々の課題が発見されたため、改善を図ることが望まれる。また、**会計処理上の課題**（固定資産の計上、賞与引当金、外形標準課税）も確認されているため、会計上の取扱いについて改めて確認されたい。

以上が、包括外部監査の総評（指摘事項及び意見の要約）である。以降では、各指摘事項及び意見について詳述することとする。

## Ⅱ. 指摘事項及び意見

### 1. 全般的事項

#### (1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について

現在、土地開発公社が保有する甲子園浜1丁目暫定利用の土地（以下、「甲子園浜土地」という。）は、土地開発公社が取得してから市の買戻しが行われることなく38年が経過している。

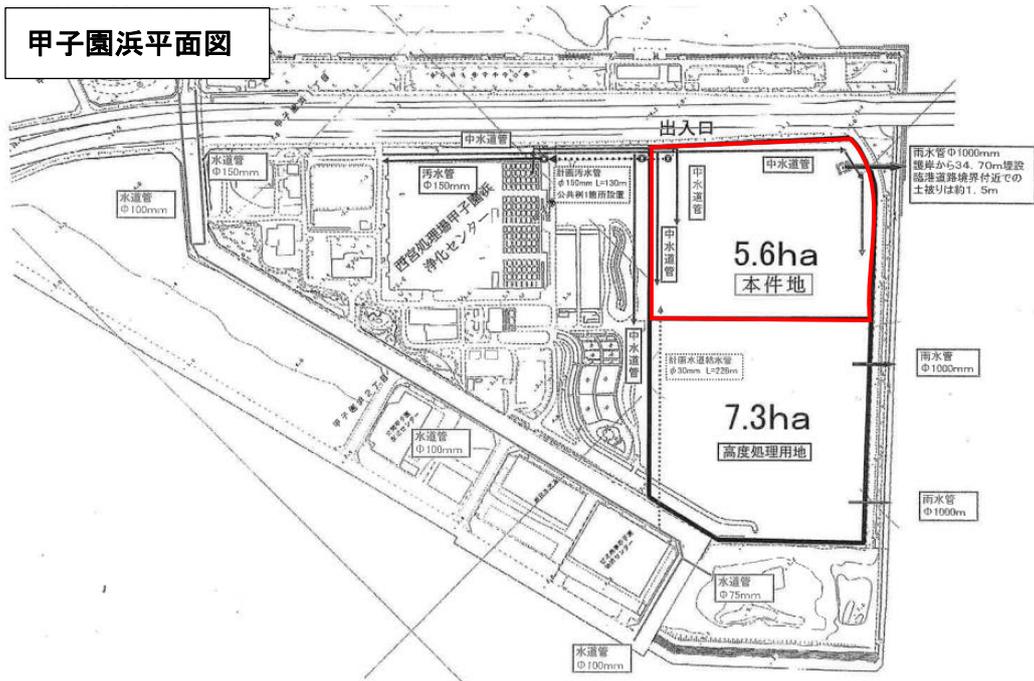
まず、土地開発公社が甲子園浜土地を取得することとなった経緯及び土地開発公社の経営健全化に係る具体的処置とその経緯について説明する。

##### ①土地開発公社が甲子園浜土地を取得することとなった経緯

土地開発公社は、下水処理施設用地として市からの借入金を財源に甲子園浜土地を先行取得(昭和60年度)している。

後の平成15年度、下水処理施設用地（甲子園浜浄化センター）の必要面積が減少(12.9ha→7.3ha)したため、都市計画変更により甲子園浜土地の一部が計画変更跡地(5.6ha)として残る見込みとなった。市は、その計画変更跡地について、土地開発公社が保有のまま、暫定用地として活用することを決定している。

なお、平成15年度当時において、甲子園浜土地の取得に際し市は追加的な財源を確保する必要はなかったが、市の買戻しによる取得かもしくは土地開発公社が暫定活用するかについては、厳しい財政状況から、たとえ国庫補助金等が活用できたとしても整備を急ぐべき都市施設はなく、具体的な活用策を決定するために一定の期間を要することから暫定的な活用策を検討することとされた。



②土地開発公社の経営健全化に係る具体的処置とその経緯

平成 23 年 2 月、市は「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を公表し、土地開発公社の経営健全化のための施策に取り組んできた。

その経営健全化の具体的処置で、土地開発公社は、市からの無利子の借入金から金融機関からの有利子の借入金に借換えを行い、市に無利子の借入を一括償還している。また、市は償還された資金を財源に、土地開発公社の未収金の支払い及び長期保有地の取得を行っている。土地開発公社は、未収金及び長期保有地の売却で得た資金を財源に借換え以前からの借入金の返済を行っている。

その具体的処置と土地開発公社の資産及び負債の動きについては、下図のとおりである。

**【経営健全化の具体的処置前後と資産及び負債の動き】**

経営健全化の具体的処置前 H23. 3. 31 残高 (一部抜粋)		経営健全化の具体的処置後 H24. 3. 31 残高 (一部抜粋)	
資産	負債	資産	負債
未収金 1,510 百万円	<b>借入金 (A)</b> <b>6,072 百万円</b>	解消	解消
長期保有地 4,902 百万円		解消	
甲子園浜土地 5,090 百万円	借入金 (市) 5,090 百万円	甲子園浜土地 5,137 千万円	<b>借入金 (B)</b> <b>4,680 百万円</b>
<p>・未収金の支払い及び長期保有地の取得を行うに際しては追加的な財源の確保が必要である。</p> <p>・一方で、甲子園浜土地は、市からの借入 (5,090 百万円) を財源にしているため、市が当該土地の取得を行うに際して追加的な財源の必要はない。</p> <p>・土地開発公社にとって実質的に返済の必要のある借入は借入金 (A)</p>		<p>・甲子園浜土地は、市からの借入を解消し、金融機関から借換えを行っているため、市が当該土地の取得を行うに際しては追加的な財源の確保が必要となった。</p> <p>・土地開発公社にとって実質的に返済の必要のある借入は借入金 (B)</p>	

**【土地開発公社の経営の健全化に関する計画書】 (一部抜粋)**

<p>第6. 経営健全化のための具体的処置</p> <p>1 市からの無利子借入金の償還 (平成 23 年度)</p> <p>土地開発公社が甲子園浜下水道用地取得費として市から借り入れている約 50 億 9 千万円を金融機関から借り入れ、市へ一括償還します。</p> <p>2 土地開発公社長期保有地の買戻し</p> <p>市は、長期保有公有地処分計画のとおり、土地開発公社保有地の買戻しを行います。</p> <p>3 事業未収金 1,510,116 千円を繰上償還します。</p> <p>4 以降省略</p>
---

上述のとおり、経営健全化の具体的処置 1～3 により、未収金と甲子園浜土地以外の長期保有地は解消している。しかし、本来、市が自ら財源を確保して土地開発公社の未収金及び長期保有地の解消を行うべきであるにも関わらず、**土地開発公社が金融機関から借り入れた財源を利用した資金循環により解消を行ったことから、土地開発公社にとっては実質的に返済の必要がある借入が借入金 (A) から借入金 (B) に変わったのみで、実質的な経営健全化とはなっていない。結果として、甲子園浜土地及び借り換えた金融機関からの借入金**

が土地開発公社に残り、市による取得が先送りとなってしまう要因となっている。

③取得の先送りについて

甲子園浜土地の賃貸期間について、当初の賃貸期間である平成 21 年 8 月から平成 31 年 7 月までの 10 年間から 3 年 5 ヶ月延長及び 5 年延長の 2 度延長しており、現契約による契約期間満了の令和 9 年 12 月末における**通算の賃貸期間は 18 年 5 ヶ月に及ぶ。**

ここで、総務省通知である「土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について」においては、**10 年を超える長期に及ぶものは土地開発公社の業務には該当しない旨が記載**されている。

しかし、上記のとおり通算の賃貸期間は 18 年超となっており、**土地開発公社が行う業務に該当しない賃貸期間の延長に次ぐ延長を行っている点において、事前に兵庫県と協議し、総務省に確認のうえ了承が得られているとはいえ、明らかに総務省通知に反している。**【指摘事項－1】

また、公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」という。）に関する逐条解説に記載のとおり、**土地開発公社が取得した土地について買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切であり、公有地の拡大の推進に関する法律の解釈からも著しく逸脱していると言わざるを得ない。**【指摘事項－2】

**【土地開発公社の保有土地の賃貸等の運用方針について】（一部抜粋）**

また、当面、具体的な利用計画がない場合にも、将来において利用計画が決定された場合には、速やかに当該土地が利用可能となるよう配慮する必要があるため、次に掲げる内容の賃貸等は公拡法第 17 条第 1 項第 1 号の**土地開発公社の業務に該当しない。**

イ 長期に及ぶもの（当面 10 年を超えるもの）

ロ 堅固な建物を建設する等を内容とするもの

**【公拡法に関する逐条解説（第十七条）】（一部抜粋）**

第一号イに掲げる土地は、「第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地」であり、法に定める先買制度に係る土地である。

**土地開発公社が取得した土地について、国、地方公共団体等が災害復旧等真にやむを得ない場合を除き、買い取ることなく供用の開始をすることや、買取りに要した費用を長期にわたり繰**

り延べることは、土地開発公社の健全な運営を図る観点からも、国又は地方公共団体の財政運営等の観点からも不適切である。

### 【公拡法】（第十七条第一項）

#### 第十七条

1. 土地開発公社は第十条第一項の目的を達成するため、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

一. 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。

イ. 第四条第一項又は第五条第一項に規定する土地

ロ. 道路、公園、緑地その他の公共施設の用に供する土地

ハ. 公営企業の用に供する土地

ニ. 都市計画法第四条第七項に規定する市街地開発事業その他法令で定める事業の用に供する土地

ホ. イからニまでに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地

現在、甲子園浜土地については、多目的グラウンドを含む公園の整備が計画されている。また、第5次西宮市総合計画（令和元年度～令和10年度）当初計画において、**甲子園浜土地約54億円の取得費を含めた事業費70億円**が織り込まれている。

しかし、**見直し後**の第5次西宮市総合計画後期基本計画において、甲子園浜多目的グラウンドの整備の計画が次期総合計画に繰り延べと記載されていることから、**取得は令和11年度以降に先送り**されている。

### 【第5次総合計画見直し後の事業計画の概要】（一部抜粋）

（単位：百万円）

施策	事業（当初）	実施状況	主な変更内容	5次総全体		局	
				事業費	一般財源		
19 スポーツ	甲子園浜多目的グラウンドの整備	未実施	次期計画に繰り延べ	当初計画	7,088	1,674	産業文化
				<b>見直し後</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

（出典：市ホームページ「第5次西宮市総合計画 参考資料 収支見直し及び事業計画」）

では、なぜ市による甲子園浜土地の取得がこれほどまでに先送りされるのだろうか。これは甲子園浜土地の活用方法は、多目的グラウンドの整備事業としての方向性は既に決定はしているものの、市の厳しい財政状況の中、緊急性を要する事業かどうかという点で着手できていないことが要因と考えられるが、

別の視点でいえば、甲子園浜土地を市が買戻しを予定することなく、土地開発公社がA社への賃貸期間を延長している現在の状況が、土地開発公社、A社及び市の3者（以下、「3者」という。）のそれぞれにメリットを生み出しているため、取得が先送りになっているのではないかと考えられる。

**【現在の状況を継続し市の買戻しを先送りすることに関する3者のメリット】**

土地開発公社	A社	市
<p>・年間 124 百万円の賃料収入により職員給料、法定福利費、固定資産税、支払利息等の経費を支払っても利益が計上できおり、事業が継続できる。</p>	<p>・当初、投資回収期間は10年であったが契約が延長されることでより多くの利益獲得が見込める。</p>	<p>・甲子園浜土地の取得には約 50 億円の財源が必要であるが、その確保が困難な状況にあり、取得を先送りにしても損失が発生しない。</p> <p>・未利用地として放置するより、土地開発公社に内部留保を生じさせ、借入金の一部返済に充当できる。</p> <p>・将来において土地開発公社が解散する場合の市の負担の軽減が見込める。</p> <p>・固定資産税等が毎年 38 百万円納税される。</p>

④公平性に疑義のある賃貸の継続について

上述のとおり先送りとなっているのは3者のメリットがあることも考えられるが、予算上の制約から緊急を要する事業に比べ、当該事業の優先順位が低いとも聴取している。

一方、平成 18 年度当時の事業提案競技に関する応募において、応募登録事業者はA社～H社の8社あり、撤退せず事業提案競技を実施した会社はA社とB社であるが、その過程において、C社は公募の条件である10年について再三再四延長を求めたが、土地開発公社は期間を10年で提案するよう明示している。結果として、C社は10年間の期限ではゴルフ練習場事業の採算が取れないことを理由に撤退表明書を提出している。しかし、事業提案競技以後A社によるゴルフ練習場事業が行われているが、現在までに2度の契約延長を行い、18年超の賃貸期間で運営している。さらに、上述の多目的グラウンド整備事業の計画予定を考えると、さらなる契約延長を行い賃貸期間が20年を超えることも十分に想定されるところである。

また、事業提案競技においては、4月5月の営業時間について野鳥に配慮している点や、実験農園を行うことを計画している点において、A社はB社よりも評価を得ていたが、A社は、営業時間の延長や不採算を理由に実験農園から撤退するなど、事業提案書と異なる運営への変更申請を行い、土地開発公社はそれを承認している。当該変更申請・承認が賃貸契約開始からほどなくして行われていることから、A社事業計画の合理性に対する土地開発公社が設置した審査委員会の審査が十分であったとは言えない状況が見受けられた。

さらに、A社が経済合理性の観点から変更申請を行いたいことは理解できるものの、当該変更申請が、事業提案競技時に評価を得ていた点に関する変更であることを鑑みると、公平性の観点からは、実験農園から撤退するとしても、当該用地について有効に活用されるべきである。しかし、撤退した実験農園跡地は現在も未使用地であり、有効に活用されていない状況が継続している。

以上から、**A社事業計画の合理性に対する土地開発公社が設置した審査委員会の審査が十分であったとは言えず、また経済合理性の観点から賃貸契約開始後に事業提案書と異なる運営を行いたい旨のA社からの申請に対して、土地開発公社の対応が公平性の観点から十分であったとは言えない。さらに、当初土地開発公社は契約期間は10年である旨を明示しているにも関わらず、市の買戻しが先送りになるたびにA社との契約を2度延長したことにより、公平性よりも過度に経済合理性を優先された状態を継続していることは好ましくない。**

### 【指摘事項－3】

従って、**市の計画資料を見る限り、市の厳しい財政状況から取得を令和11年度以降に先送りされているが、土地開発公社が取得した土地について買取りに要した費用の負担を長期にわたり繰り延べることは不適切であり、契約期間が10年を超えていることから早急に甲子園浜多目的グラウンドの整備の計画を進め、市が当該土地を取得する必要がある。**【意見－1】



【実験農園後の未使用地：旧アグリゾーン】

⑤将来確保すべき財源額の開示について

土地開発公社保有地は、市に代わって先行取得した土地であるため、将来的に市が取得する必要がある土地である。つまり、令和4年度の貸借対照表に計上されている甲子園浜土地5,437百万円は、市が買戻し時に財源を確保すべき金額であり、将来確保すべき財源額を意味する。また、甲子園浜土地は平成22年度において行った市の借入から金融機関の借入への借換えにより、平成23年度から支払利息が発生している。当該支払利息は土地の取得価額に含めるとされていることから当該将来確保すべき財源額は金融機関への支払利息により増額している。甲子園浜土地の貸付事業により土地開発公社の金融機関からの借入金は380百万円減少し、最終的に市が甲子園浜土地に対して負担する債務保証は4,300百万円に減少しているものの、令和4年度末における将来確保すべき財源額の増加額は346百万円であり、今後も将来確保すべき財源額が増額することは確実である。

**市の将来確保すべき財源額である5,437百万円は、金額的にも重要であり、かつ今後も借入金利息により増額していく事実があり、市が取得のための財源を確保できないことなどを理由に長期に先送りにされているにもかかわらず、市の公表資料上では将来確保すべき財源額として明瞭に開示されていない。**

**【指摘事項－4】**

**従って、土地開発公社に隠れている市の将来確保すべき財源額について、市民に分かりやすく開示すべきである。また、土地開発公社の概要シートに債務保証による債務残高として記載はあるものの、現在の市の開示資料では開示するための項目が設けられていないことから、開示方法についても検討すべきである。【意見－2】**

**【取得価額と利息の推移】**

(単位：千円)

年度	取得価額 甲子園浜1丁目土地	うち利息累計額	単年度利息
平成22年度末	5,090,700	—	—
平成23年度末	5,137,510	46,810	46,810
平成24年度末	5,179,922	89,222	42,412
平成25年度末	5,221,387	130,687	41,464
平成26年度末	5,259,556	168,856	38,169
平成27年度末	5,297,606	206,906	38,049
平成28年度末	5,327,570	236,870	29,963

年度	取得価額 甲子園浜1丁目土地	うち利息累計額	単年度利息
平成29年度末	5,348,321	257,621	20,751
平成30年度末	5,367,960	277,260	19,638
令和元年度末	5,385,114	294,414	17,154
令和2年度末	5,400,431	309,731	15,316
令和3年度末	5,416,537	325,836	16,105
令和4年度末	<b>5,437,313</b>	346,612	20,776

### 【土地開発公社経理基準要綱】（一部抜粋）

（公有地等の取得原価）

第24条 法第17条第1項又は第2項の規定により取得した資産に係る前条の取得原価とは、用地費、補償費、工事費等のほか当該資産の取得又は造成に要した借入金等に対する利息及び取得又は造成に従事する職員の人件費その他の付随費用を含むものとする。

#### ⑥土地開発公社の存在意義と甲子園浜土地の今後について

土地開発公社（⑥においては、総称としての土地開発公社として記載。）とは、地方自治体が必要とする土地を先行的に取得する目的で設立された公社であり、その役割は、近い将来地方自治体が必要とする土地を地方自治体の代わりに取得し、実際に必要になった時点で、取得時の価格に取得後の経費や金利を上乗せして地方自治体に売却するというものである。土地開発公社が先行的に土地を取得することで、地価が安価な時に機動的に土地が取得できるというメリットがあったこのスキームは、地方自治体の事業計画が順調に実行され、かつ地価が上昇しつづける状況下では有効に機能したが、現在はそのスキームは崩れ、全国にある土地開発公社の解散が相次いでいる。

市土地開発公社（⑥においては、西宮市土地開発公社として記載。）も例外ではなく、主たる事業である土地の先行取得事業はここ数年ほとんど実績がなく、法人の存在意義自体が薄れており、その役割を終えつつある。また、そういった現状で、市OBが市土地開発公社の役員に就任しており、市OB人材の受け皿となっている点も否定できない。

しかし、市による取得の先送りにより市土地開発公社は、甲子園浜土地を保有せざるを得ない結果、現在まで至る。

**甲子園浜土地を特定の事業者に長期賃貸している現状は公平性の観点から好ましくなく、その状況が継続している一方、甲子園浜多目的グラウンドは、**

西宮市民全員が利用可能であるため、早急に計画すべきである。そのため、市はこの問題に真摯に向き合い、市土地開発公社の存在意義も鑑み、解決に向けた検討を早期に実施すべきである。【意見－3】

(参考)

甲子園浜土地取得に係る過去の経緯についての時系列を参考までに掲載する。

No	年月	経緯
1	S57.11	甲子園地区埋立問題和解（西宮甲子園浜埋立公害訴訟）
2	S60.4	下水処理施設用地として甲子園浜1丁目12番1の土地を兵庫県企業庁より取得 11,779,209千円（91千円/㎡×129,441㎡） 市からの無利子の借入を財源
3	H10.6	甲子園浜1丁目12番1の土地と甲子園浜1丁目2の土地を兵庫県企業庁と等積交換 (750㎡)
4	H15.10	甲子園浜浄化センターの施設処理能力を変更（必要面積が減少し都市計画変更により計 画変更跡地5.6haが残る見込みとなる）
5	H17.8	甲子園浜浄化センター計画変更跡地の活用について、暫定活用検討委員会の設置
6	H18.11	甲子園浜土地の有効利用のための事業提案競技の実施を決議
7	H19.3	甲子園浜1丁目12番1の土地43,726㎡について市が土地開発公社から取得3,979,066 千円（91千円/㎡×43,726㎡） 財源は市からの無利子の借入金との相殺 甲子園浜1丁目土地の残地7,800,143千円（91千円/㎡×85,715㎡）
8	H20.1	土地開発公社と甲子園地区埋立事業対策協議会でA社との基本協定に含める事項につ いて合意
9	H20.3	甲子園浜1丁目12番1の土地29,774㎡について市が土地開発公社から取得2,709,443 千円（91千円/㎡×29,774㎡） 財源は市からの無利子の借入金との相殺 甲子園浜1丁目土地の残地5,090,700千円（91千円/㎡×55,941㎡） 計画変更跡地
10	H20.7	土地開発公社とA社との間で土地賃貸借契約合意
11	H21.7	事業用定期借地権設定契約公正証書を作成 契約概要 甲子園浜1丁目土地の賃貸借契約 賃貸期間H21.8.1-R1.7.31（10年間） 月額賃料：8,400千円
12	H22.3	土地開発公社からA社に4月～5月の営業時間を午後8時から午後11時に変更許可 当初鳥獣保護区への配慮から午後8時までとしていた計画からの変更
13	H22.3	賃料の減免申請 55,941㎡のうち、公園として整備する4,600㎡について 4,600㎡×150円÷2=345千円減免（月額） 減免期間：H22.5.1-R1.7.31 賃貸期間120ヶ月のうち111ヶ月間の減免 減免額累計38,295千円
14	H22.8	7月～11月の営業時間を午後11時から午前2時に変更許可
15	H23.7	事業提案競技における実験農園について、終了を許可。H21.11～H23.6までトマトを 栽培 終了後の土地は現時点で未利用地

No	年月	経緯
16	H25	金融機関から有利子の借入を行い、市へ無利子の借入金を返済、市はこれを財源に土地開発公社の未収金を支払い。土地開発公社は未収金の回収を財源に先に記載の借入とは別の金融機関からの借入を返済
17	H30.12	市から土地開発公社に新たな土地利用に時間を要するため、市の買戻しまでの間について現在実施中の土地活用（A社への賃貸）を継続することを決定 買戻し予定時期：令和5年度 概算用地取得費用：約54億円 概算施設整備費用：約16億円
18	R1.5	下記を改める公正証書を作成 契約期間：R4.12.31までに延長（3年5ヶ月延長） 賃料改定：R1.8以降 月額10,360千円 原状回復期間：8週間から12週間に延長
19	R4.10	下記を改める公正証書を作成 契約期間：R9.12.31までに延長（5年延長） 賃料改定：R1.8以降 月額10,360千円

## (2) 各外郭団体の評価について

市における各外郭団体の評価については、第三セクター等条例に基づく評価を実施している。

第三セクター等条例の適用対象は、一般社団法人、一般財団法人及び株式会社のうち、市の出資比率が4分の1以上等の法人で、第三セクター等条例が適用される法人は6法人(1.(6)③西宮市第三セクター等への関与に関する条例に記載)であるが、当包括外部監査における監査対象団体は、以下の4つの法人である。

- ① 一般財団法人西宮市都市整備公社
- ② 公益財団法人西宮市国際交流協会
- ③ 西宮都市管理株式会社
- ④ 西宮市土地開発公社

該当団体については、毎年度、各種資料の提出を求め、当該法人の経営の健全性等を評価し、議会への報告(本会議報告)が必要となっている。

具体的には、各法人は、年度別事業計画、年度別決算報告、四半期ごとの経営情報(株式会社のみ)及びその他市からの委託料、補助金等の金額がわかる資料や公益目的の達成度を測ることができる資料を提出し、市は、提出された資料をもとに各法人の健全性の評価(安定性、収益性、効率性等)と法人の事業による公益目的の達成度を評価(達成度を評価するためには、その成果を測るための指標を設定し、その指標値に対する達成度によって評価することが望ましいが、法人の事業範囲が多岐にわたる場合等、基準の設定や数値化に馴染まない場合も多いため、当分の間、その評価を文章で表現することとしている。)している。

### ①一般財団法人西宮市都市整備公社

令和4年度における都市整備公社の経営の健全化等の評価は、以下のとおりである。

#### (i) 経営の健全性

当法人は、幅広い分野において様々な事業を展開しているが、本市との関係が極めて強く、自主事業及び受託事業とも本市の業務の補完・代替を担っている面が強い。  
主な自主事業としては、西宮浜産業交流会館の管理運営や公共駐車場事業などを実施した。  
受託事業は、指定管理事業として斎場の管理及び葬祭事業を実施した。なお、当該受託事業は年度ごとに精算をしているため収支差額は生じていない。

**法人全体としては、収支のバランスが取れており**、各種財務指標の数値も良好である。  
また、資産に比べて負債の割合も低く、**当法人の経営状況は概ね健全である**と評価する。  
一方、当法人を取り巻く環境が大きく変化しており、一層の経営健全化に努める必要があると考える。

(ii) 法人の事業による公益目的の達成度  
当法人は、本市の総合計画の目標とする文教住宅都市の実現の趣旨に沿って、公の施設の管理運営や、公共駐車場の管理運営、低廉な価格で市民に提供する葬祭事業など、本市の業務と密接な関連を有する公益的な事業を着実に実施した。  
以上のことから、当法人の事業は、概ね公益目的を達成していると評価する。

上記経営の健全性の評価について、「**法人全体としては、収支のバランスが取れており**」とあるが、当期の経常損益を示す「当期経常増減差額」及び当期の最終損益を示す「当期一般正味財産増減額」は**過去4期間全てマイナスであり、収支のバランスが取れているとは言い難い**（後述 84 頁参照）。また、「資産に比べて負債の割合も低く、当法人の経営状況は概ね健全である」とある。確かに資産に比べて負債の割合は低いが、後述のとおり、都市整備公社が現状使用している西宮浜産業交流会館の建物などは 30 年が経過しているなど、今後、老朽化によりメンテナンスコストが増加していくことが予想されるが、**建物等の更新費用に必要な減価償却積立資産は、大幅な積立不足の状況である**（後述 95 頁参照）。**当該状況で、法人の経営状況は概ね健全であるとの評価については疑問である。**

## ②公益財団法人西宮市国際交流協会

令和 4 年度における国際交流協会の経営の健全化等の評価は、以下のとおりである。

(i) 経営の健全性  
西宮市国際交流協会（以下、当協会という。）は「多文化共生社会の実現に関する事業」、「国際交流・国際協力に関する事業」及び「国際理解に関する事業」の公益目的事業を推進し、収益の確保を主たる目的としていないことから、**令和 4 年度の当期経常増減額は△341 千円となっているが、正味財産比率は 98%、借入金依存率は 0%であり、概ね健全と評価**する。引き続き、さらなる経営の安定化に向けた取組みを求めていく。

(ii) 法人の事業による公益目的の達成度  
当協会の「多文化共生社会の実現に関する事業」では、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、引き続き学習支援、各種相談や情報提供など、主に「外国人市民にとって安心して暮らせる環境整備」につながる、多文化共生の住みよい地域づくりの推進にかかる事業を実施し

た。なお、これらの事業は、当協会の趣旨に賛同し、登録するボランティア自主活動グループなどの参画と協力を得ることにより、幅広く実施している。

「国際交流・国際協力に関する事業」では、外国人市民とのふれあい事業や、国際交流・国際協力に取り組む地域団体の事業支援など、主に市民レベルでの幅広い国際交流活動を促進する、国際交流・国際協力の推進にかかる事業を実施した。

「国際理解に関する事業」では、国際理解について市民の関心を高め、また世界各国の文化等に対する理解を深めるため、「多文化共生社会への理解促進」につながる国際理解講座や、国際理解に関する情報提供などを行った。なお令和4年度も引き続き、コロナ禍において、外国人市民が情報弱者とならないよう、多言語による各種行政情報の迅速な発信に努めた。

当協会は、市と緊密に連携して事業を実施しており、市と市民、民間団体を繋ぐパイプ役となり、本市の基本方針となる総合計画の「多文化共生及び姉妹・友好都市交流の推進」の中心的な役割を担い、公益目的を達成しているものと評価する。

上記経営の健全性の評価について、「令和4年度の当期経常増減額は△341千円となっているが、正味財産比率は98%、借入金依存率は0%であり、概ね健全と評価する」とある。

しかし、**達成度評価の1項目である「自己収益比率」は、22.85%であり、残りの約75%超は市からの補助金収入による収益である。国際交流協会は市からの財政援助が無ければ事実上運営が不可能な団体といえ、経営が概ね健全であるとは言い難い**（後述106～107頁参照）。

### ③西宮都市管理株式会社

令和4年度における西宮都市管理の経営の健全化等の評価は、以下のとおりである。

#### (i) 経営の健全性

西宮都市管理株式会社は平成5年5月に設立され、当初より不安定な財務基盤であったが、内部努力や出資者の支援により、単年度黒字を達成できるようになった。しかし、平成20年9月、キーテナントの撤退表明に端を発して経営状況が悪化し、経営改善の必要性に迫られた。平成21年度に経営改善計画を策定し、経営の効率化や内部努力を重ね、同年度決算は赤字であったものの、平成22年度以降は黒字転換し、経営改善計画を上回る結果となっている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和により、国内の社会経済活動が正常化し、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられ、日本ショッピングセンター協会が発表した令和4年の年間既存店売上高は、前年比8.7%増加となっている。フレンテ西宮・専門店の売上高は前年度比で0.19%減少しており、業種によって格差が見られたものの、物価高騰などによる影響を受けた。売上高は減少したものの、販売促進活動やWEB広告の推進に取り組み、西宮都市管理株式会社の経常利益は43,119千円、税引き後当期純利益は27,179千円を確保した。

売上高営業利益率については、令和3年度からは0.91ポイント低くなっているものの、令和4年中小企業実態基本調査を2.05ポイント上回っており、引き続き経営改善の効果が現れているものと思われる。また、平成23年度に実施した、990,000千円の長期貸付についても、約定どおりの返済を行っている。

同社の経営に大きな影響を及ぼすこととなる建設協力金376,000千円については、大阪高裁での和解が成立し、平成26年度から令和8年度までの13年間で分割返済することとなり、令和4年度は、約定どおり29,333千円の返済を行った。

以上のとおり、**令和4年度も引き続き単年度黒字を達成し、年度当初の経営計画を上回る結果となっていることから、短期的な安定性の確保は認められる。**

**今後については、物価高騰などによる消費マインドの冷え込みや近隣ショッピングセンター等との競合など、同社をとりまく経営環境は厳しい状態が続くことが予想されることから、市は引き続き同社の経営状況のモニタリングを行っていく。**

(ii) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮都市管理株式会社は、「フレンテ西宮」の店舗及び駐車場などの管理・運営業務、営業管理並びに販売促進業務を行っている。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和によりフレンテ全体の入館客数は増加しているが、専門店売上高は前年度に比して微減となった。

(iii) 公的支援の妥当性

(a) これまでに行った公的支援

平成23年度に990,000千円(34年間)の長期貸付を行った。令和4年度末現在の融資残高は660,000千円となっている。

(b) 妥当性の評価

JR西宮駅周辺地区のにぎわいあるまちづくりに、「フレンテ西宮」は必要不可欠な施設であり、同施設の空洞化を防ぎ、安定した運営を行うことは、西宮市のまちづくりにとって重要な課題である。

西宮都市管理株式会社に対する貸付は、「フレンテ西宮」が市民にとって便利かつ安定した施設として維持していくことに資するものであり、妥当と評価する。

上記経営の健全性の評価について、「令和4年度も引き続き単年度黒字を達成し、年度当初の経営計画を上回る結果となっていることから、短期的な安定性の確保は認められる」とある。確かに単年度黒字を達成はしているが、「**物価高騰などによる消費マインドの冷え込みや近隣ショッピングセンター等との競合など、同社をとりまく経営環境は厳しい状態が続くことが予想される**」としていながら、市は提出された経営計画に関して批判的な視点からのヒアリング等のモニタリングが十分に実施されていない(後述116~119頁参照)。

#### ④西宮市土地開発公社

令和4年度における土地開発公社の経営の健全化等の評価は、以下のとおり

である。

(i) 経営の健全性

西宮市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、市は平成 23 年 4 月に公社から貸付金 5,090,700 千円の償還を受け市の公社への無利子貸付金を解消するとともに、未利用の公社長期保有地 17,262 ㎡、3,925,347 千円を買戻し、市の債務であった公社事業未収金 1,512,433 千円も解消したことにより、公社の経営は大きく改善されている。

また、平成 25 年 2 月 28 日付の総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化（指標）では、①債務保証等対象土地の年度末の簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が 0.2 以下、②債務保証等対象土地であって保有期間が 5 年以上であるものの年度末簿価総額を市の標準財政規模で除して得た数値が 0.1 以下、③供用済土地及び未収金土地を解消することとしている。

西宮市土地開発公社では、**令和 4 年度末現在①は、0.054 で指標を下回り、②も、0.054 で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する。**

(ii) 法人の事業による公益目的の達成度

西宮市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公有地の取得事業と市有地の造成事業（いずれも管理や処分も含む）を行っている。

令和 4 年度は、公有地取得事業として新たな取得や処分はなかったが、土地造成事業（宅地分譲）では、市の未利用地の利活用に関する方針に基づく市有地等の売却について、公社造成事業として 16 区画、2,942 ㎡、335,973 千円の宅地分譲を行い、市収入の確保や優良宅地の提供に貢献している。

また、**甲子園浜 1 丁目の公有地 5.6ha の有効活用を行い、年間 124,320 千円の収益を上げ、経常利益は 75,767 千円である。**

以上のことから、西宮市土地開発公社の事業は公益目的を達成していると評価する。

上記経営の健全性の評価について、「令和 4 年度末現在①は、0.054 で指標を下回り、②も、0.054 で指標を下回り、③の供用済土地及び未収金土地はなく、健全と評価する」とある。確かに、総務省の土地開発公社経営健全化対策措置要領取扱細則で示す経営の抜本的な健全化指標を下回っており、供用済土地及び未収金土地を解消という点においてもクリアしている。

しかし、「甲子園浜 1 丁目の公有地 5.6ha の有効活用を行い、年間 124,320 千円の収益を上げ、経常利益は 75,767 千円である」の背景には、上述のとおり、令和 4 年度末において、甲子園浜 1 丁目の公有地 5,437 百万円を 38 年長期保有し、また、見合いには市中金融機関からの借入金 4,300 百万円が残っており、長期保有の土地に係る課題を抱えている（前述 53 頁参照）。

以上から、**各外郭団体の経営健全化等について、予め決められた経営健全化指標に基づいて毎年度評価し、健全である旨の報告が議会になされているが、**

**当包括外部監査で確認した各団体の今後の法人のあり方等について、大きな課題を抱えており、現状の評価形態では不十分であると言わざるを得ない。【指摘事項－５】**

また、**市は、外郭団体自体の事業の効率化、ガバナンス（組織統治）や事業の方向性のあり方、財務健全性など外郭団体の経営が適正に行われているかを全外郭団体について、評価すべきところ、各法人の健全性の評価と法人の事業による公益目的の達成度の評価を実施しているのは、現在 13 法人ある外郭団体のうち、第三セクター等条例で対象となった 6 法人のみであり、他の 7 団体は対象となっておらず、外郭団体に対するモニタリングが不十分である。【指摘事項－６】**

**【第三セクター等条例の対象外法人で見られた課題(監査対象団体: 5 団体)】**

法人名	当包括外部監査で発見された課題
職員自治振興会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常的な一般正味財産の減少</li> <li>・ 実質的財源不足</li> <li>・ 必要のない職員会館警備費用</li> <li>・ 職員自治振興会と西宮市職員生活協同組合との取引の見直し</li> </ul>
さくらFM	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ さくらFMを通じたラジオによる市の情報提供の是非</li> <li>・ 公正性、透明性が確保されていない市との取引</li> </ul>
シルバー人材センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の広田山荘のあり方</li> <li>・ 建物建替積立資産の計上の適否とシルバー人材センターの今後のあり方</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 留守家庭児童育成センターの指定管理料の合理性と市のモニタリング</li> <li>・ 役員報酬を対象とした補助金支給</li> </ul>
社会福祉事業団	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すこやかケア西宮のあり方</li> <li>・ 契約（入札、随意契約、予定価格）</li> </ul>

※経営の健全性の評価となっていない監査対象外団体：

- ・ 公益財団法人西宮市大谷記念美術館
- ・ 一般社団法人にしのみや観光協会

従って、**市は外郭団体の評価についてまずは全外郭団体を評価対象とすべきである。評価項目については、財務数値の評価に限らず、例えば、法人のガバナンスやコンプライアンス面の評価、自立的経営を目指すべく市からの財政的援助及び人的援助の適正化、民間人材の積極採用とその達成度の評価等、といったあらゆる要素の評価項目を策定し、それを内部的に評価する、そして外郭**

**団体の経営評価について専門的知識を有した第三者から構成される経営評価検討委員会を設置し評価するなど、といった外郭団体評価システムを構築する必要がある。【意見一4】**

なお、下記は他の地方公共団体の外郭団体評価システムの一例であるため、参考にされたい。

**【相模原市】**

項目	外郭団体評価システムの概要
評価の流れ	①第一次評価 外郭団体が自ら行う評価（評価対象となる全団体で実施） ②第二次評価 当該外郭団体の指導、支援を行っている市の所管課が行う評価（評価対象となる全団体で実施） ③第三次評価 相模原市外郭団体経営検討委員会が行う評価（年度ごとに団体を選定し実施）
評価の視点	外郭団体の経営理念・経営方針、外郭団体が定める中・長期経営計画の進捗状況、経営成績・財政状況などに着目し、評価。
相模原市外郭団体経営検討委員会	外郭団体の経営評価を第三者の視点で、専門的な観点から実施するために設置。

**【新潟市】**

項目	外郭団体評価システムの概要
実施方法	①団体の自己評価及び市の所管課による評価…全団体が実施 ②ヒアリング及び総合評価…当該年度に必要とされる団体に実施（令和4年度は6団体） ※②については、公認会計士等の外部評価アドバイザーの助言等を踏まえて実施
実施体制	①外部評価アドバイザー 第三者の視点及び専門家の立場から、団体及び所管課に対するヒアリングを実施し、団体の経営改善に対する助言、総合評価にあたっての助言を行う。（公認会計士、中小企業診断士 各1名） ②外郭団体経営改善検討会議 総務部長、団体を所管する部長、区長により構成し、団体のあり方や方向性、懸案事項等について協議し、外部評価アドバイザーからの助言を踏まえた総合評価に基づき、特に指導を要する団体に対して、方針を検

項目	外郭団体評価システムの概要
	<p>討するため、必要に応じて招集</p> <p>③ 評価基準日</p> <p>評価年度の7月1日を基準日として団体の状況の評価します。決算等の財務状況については、前年度決算に基づき評価を実施。</p>
評価調書の構成	<p>①基本情報</p> <p>②主要事業</p> <p>③組織等の状況</p> <p>④財務の状況</p> <p>⑤経営改善状況（評価指標）</p> <p>⑥経営改善状況（個別の取組み）</p> <p>⑦評価の結果</p> <p>⑧総合評価を受けての団体としての決意・改善指示事項への対応方針（該当団体のみ）</p>
評価の視点	<p>①財務の健全性</p> <p>②団体の自立性</p> <p>③経営の効率性</p> <p>④経営の適正性</p>

### (3) 人的関与（市OB）について

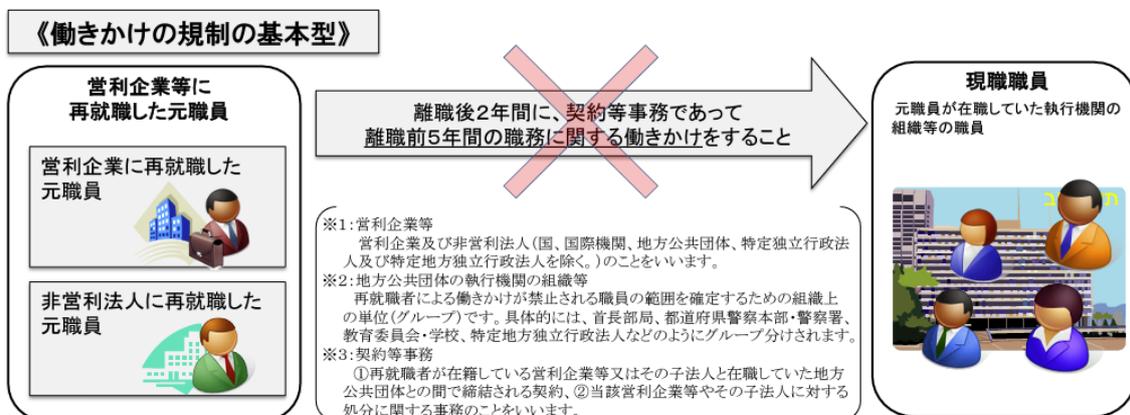
令和5年4月1日現在、市OBで、外郭団体の常勤役員に就任している者は5名である。

#### 【常勤役員（市OB）の状況】（再掲）

法人名	本庁在籍時役職	左記等級	現在の役職
土地開発公社	土木局長	7級	常務理事
都市整備公社	政策局理事	7級	副理事長兼専務理事
国際交流協会	市民局長	7級	常務理事
シルバー人材センター	環境総括室長	6級	常務理事
社会福祉事業団	管財部長	6級	理事長

概要（2.（1）役員）においても記載したとおり、市においては、**市のOBが外郭団体の役員に就任する場合、その就任基準については決まっておらず、外郭団体から市に対して役員に関する要請があった際には、人事課において候補者がいる場合、推薦を行っている。**また、市OBが外郭団体役員に就任する場合の交渉は、**全て市と外郭団体間の口頭にて決まっており、明確な基準や文書でのやりとりは存在しない。**

ここで、自治体職員の再就職の規制として、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）」による地方公務員法の改正により、再就職者による依頼等の規制等（地方公務員の退職管理の適正の確保）が導入されている。具体的には、営利企業等に再就職した元職員が、離職後2年間に、契約等事務であって離職前5年間の職務に関する働きかけをすることである。



(出典：総務省「地方公務員の退職管理の適正の確保について」)

例えば、土地開発公社における常務理事は、本庁在職時役職が土木局長であるため、土木関係の工事が多い土地開発公社とは関連性が強いと推察される。また、さくらFMにおける代表取締役社長（令和4年6月まで在任）は、本庁在職時役職が防災・安全局長である。さくらFMは、後述するが、緊急防災ラジオの販売取引において、公正性や透明性が確保されているとは言い難い取引が行われている。

市における上記の例や自治体職員の再就職の規制の趣旨からすると、市OBが外郭団体役員に就職する際、関連する団体には推薦しないということも考えられるが、**市OBが外郭団体役員に就任する際に、明確な基準や文書でのやりとりは存在しないために、市OBと所管課間において、つながりが深いとの疑念を持たれてしまう状況が存在している。また、天下り目的の就任であるとの誤解も与えてしまう可能性がある。【指摘事項－7】**

従って、**市は外郭団体の役員について、働きかけ規制の趣旨も勘案の上、市OBを推薦する場合の基準について明確に定めるべきであり、元職員が外郭団体の役員について就任することは慎重に判断すべきである。【意見－5】**

なお、他の地方公共団体における第三セクター等の管理指針で、地方公共団体と第三セクター等との人的関与に関する方針を記載している事例があるため、参考にされたい。

#### 【柏崎市 第三セクター等に関する指針】（一部抜粋）

##### 1. 人的関与の在り方

第三セクター等に対して行う職員派遣については、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）の趣旨を踏まえ、必要最小限に抑える必要があります。また、その必要性も定期的に点検・検証し、目的が達成された場合等においては、引上げを行うなど適切な関与に努める。

（役員の就任）

**市の職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします**（法令等で定めがある、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任する、又は出資（出捐）法人からの特段の要請等に基づき就任する場合を除きます。）。

また、**市の職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重に期す**とともに、関係法令等の規定を踏まえ、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

（職員の派遣）

市の施策を推進する場合などの特別な場合を除き、市の職員派遣を行わないものとします。ただ

し、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課の職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。

### 【浜田市 第三セクター等に関する指針】（一部抜粋）

#### （3）人的関与の在り方

市の人的関与については、法人の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査して必要最小限とし、以下、具体的な方針を示します。

#### ① 役員の就任

第三セクター等への市職員の役員就任は、法人に対する出資比率が1/2以上であることなど、市が法人の経営に関し主導的立場にあることが明確である場合に限り可能とします。

**現在役員等に既に就任している場合は、その経緯や状況等を十分に考慮し、経営関与の必要性を検証した上で、可能なものは順次退任することとします。**

また、**市職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任することは、市と第三セクター等との適正な関係の保持という観点から抑制することとします。**

#### ② 職員の派遣

第三セクター等のうち会社法法人については、市職員が出向し事務従事する派遣は、原則として行わないこととします。

なお、市職員が所管の法人の経営状況等の把握のため、オブザーバーとして役員会に出席すること等は、本来業務の範囲内とします。

### 【日向市 第三セクター等に関する指針】（一部抜粋）

#### ②人的関与の見直し

第三セクターに対して行う職員派遣については、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）を踏まえ、適切に対応する必要があります。また、定期的に点検・検証し、目的が達成された場合などにおいては、引き上げを行うなどの確な運営に努めます。

#### ○役員の就任

**（1）市の二役（市長・副市長）又は職員（部長）が、第三セクターの役員（取締役・理事・監査役・監事・評議員等）に就任している場合、その経過・状況を十分検討した上で、退任が可能と判断されるものについては役員に就任しないものとします。**

**（2）市の二役及び職員は、原則として新たに第三セクター等の役員に就任しないものとします。**  
（ただし、法令等で定めのある場合や、他の出資者との関係等で地方公共団体の長等が役員に就任

する場合、又は出資（出捐）法人からの特段の要請に基づき就任する場合は除きます。）

**（3）市の一般職員が退職後、直ちに第三セクター等の役員や管理職に就任し、経営に参画することは慎重を期す**とともに、市と法人の適正・対等な関係を維持します。

○職員の派遣

（1）市の関与についての適正化を図るため、現在の職員派遣については、今後は市の施策を推進するなど、特別な場合を除き市職員の派遣を行わないものとします。ただし、所管の団体の経営状況等の把握のため、役員会等については、担当課職員がオブザーバーとして出席し、状況確認を行います。

（2）第三セクター等の改革(平成 20 年 6 月 30 日総務省通知)により、経営悪化や再生、組織の変更などの理由によりやむなく職員等を派遣する必要がある法人については、その目的と派遣・就任の期限を明確にし、必要最小限の関与に抑えることとします。

#### (4) 外郭団体のガバナンスについて

各外郭団体が目的を達成し、長期的に維持・発展するためには、意思決定を監督・評価する体制の構築が何より不可欠である。具体的には外郭団体は市から独立した団体であり、法令等に基づき設置する理事や取締役（以下、「理事等」という。）、また監事や監査役（以下、「監事等」という。）により、団体内部でガバナンスのチェックをすることが重要であるが、市の外郭団体は、その特性上、常勤役員が1名、その他役員は非常勤役員である法人がほとんどであり、ガバナンスが効きづらい状況にあるため、**全理事等及び監事等が出席し、かつ法人の業務執行に係る極めて重要な意思決定機関である理事会や取締役会において、運営上の課題や重要事項について議論を行った上での意思決定を行い、各理事等及び監事等が適切に監督・評価することが求められる。**

しかしながら、**各外郭団体の往査において、理事会議事録を閲覧した限り、理事会の開催時間は10分～20分程度で、発言を行った理事がほとんど見られなかった法人や理事会議案や報告内容が毎年同じであった法人などがみられ、当該法人については、理事会において各理事が運営上の課題や重要事項について議論を行い、出席した理事や監事が、監督・評価を適切に行っているとは言いがたい状況であった。【指摘事項－8】**

従って、まずは**各外郭団体それぞれの理事会や取締役会において、理事等及び監事等が適切に監督・評価を行う必要があるが、市としては外郭団体におけるガバナンスが効きづらい状況も勘案して、ガバナンスの強化策として市職員が理事会や取締役会にオブザーバーとして参加し、牽制効果を働かせるのも一つの手段である。【意見－6】**

## 2. 各外郭団体

### (1) 西宮市土地開発公社

#### ①概要

代表者	理事長 荒岡晃彦		所在地	西宮市六湛寺町3番1号西宮市役所東館内					
所管課	管財課		設立年月日	昭和48年4月2日					
設立目的	公共用地、公用地等の取得、造成、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉増進に寄与すること。								
事業内容	公有地の先行取得・処分、市有地等の宅地分譲処分、附帯等事業								
主要事業 (R4年度)	事業名		事業内容		決算額(千円)				
	宅地分譲事業		市有地等の宅地分譲事業		335,973				
	附帯等事業		未利用土地の賃貸事業		124,320				
	あっせん等事業		縣市統合病院用地維持管理		1,987				
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	委託料	138,119	43,925	55,236	45,693	7,408			
	指定管理料	-	-	-	-	-			
	補助金	-	-	-	-	-			
	その他	-	-	-	-	-			
	計	138,119	43,925	55,236	45,693	7,408			
役職員数(人) (R5年4月 1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB職員	非正規
	人数	1	7	8	0	3	3	0	5

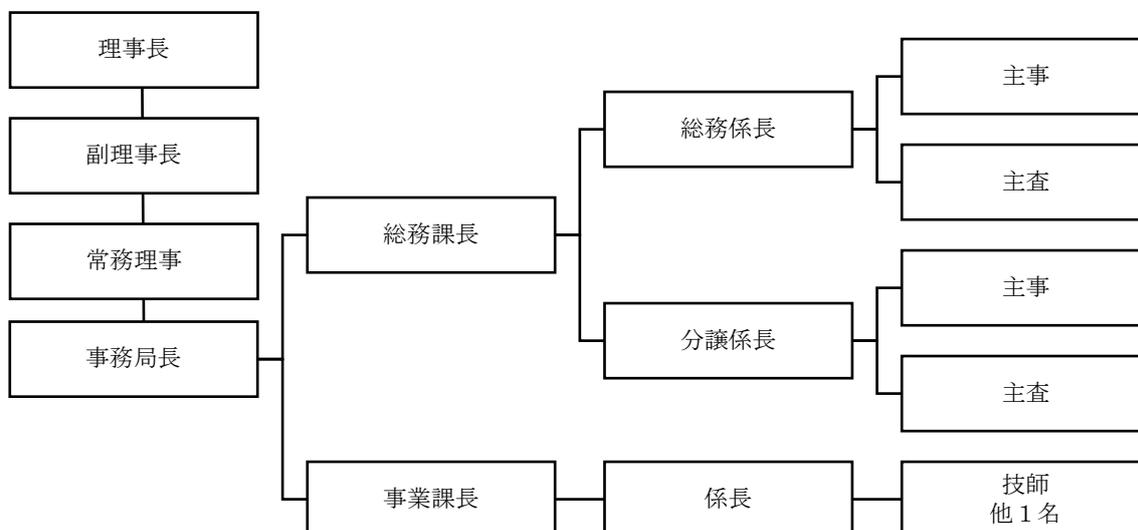


【甲子園浜1丁目土地】



【愛宕山宅地造成工事】

②組織図（令和4年4月1日現在）



③財務諸表の推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	12,005,439	12,082,039	6,067,471	6,047,579	5,618,180
	固定資産	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	資産合計	12,015,439	12,092,039	6,077,471	6,057,579	5,628,180
	流動負債	1,543,682	1,534,445	916,895	805,818	300,651
	固定負債	9,606,300	9,606,300	4,100,800	4,100,800	4,100,800
	負債合計	11,149,982	11,140,745	5,017,695	4,906,618	4,401,451
	資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	準備金	855,456	941,293	1,049,776	1,140,960	1,216,728
	資本合計	865,456	951,293	1,059,776	1,150,960	1,226,728
	負債・資本合計	12,015,439	12,092,039	6,077,471	6,057,579	5,628,180
損益計算書	事業収益	1,099,023	1,683,584	6,811,066	884,944	481,987
	事業原価	980,924	1,543,960	6,659,018	742,324	349,552
	事業総利益	118,098	139,623	152,048	142,620	132,435
	販売費及び一般管理費	54,357	53,855	46,286	51,466	56,906
	事業利益	63,741	85,768	105,762	91,153	75,528
	事業外収益	32	68	2,720	30	238
	経常利益	63,773	85,837	108,482	91,184	75,767
当期利益	63,773	85,837	108,482	91,184	75,767	

④請負契約に係る入札手続について

令和4年度に締結された請負契約の内、以下の工事案件については指名競争入札により業者選定手続が行われている。

**【指名競争入札により業者選定手続が実施された工事案件】**

工事名	指名業者数	入札参加者数	入札日	契約日	契約金額(千円)
名塩さくら台3丁目擁壁設置工事	11	5	令和4年11月22日	令和4年11月24日	10,162
愛宕山宅地造成工事	23	5	令和5年1月27日	令和5年1月31日	256,177

土地開発公社の会計規程第33条第1項では、「公社の行う売買、賃貸、請負その他の契約については、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）の規程による。」とされている。

地方自治法施行令第167条の5第1項では、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。」とされている。

市は、西宮市契約規則第2条第1項において、上記政令の規定により「市長が別に定める資格を有しない者を一般競争入札に参加させてはならない。」と規定し、資格に一定の制限を設けた上で、所謂、「制限付き一般競争入札」を行っている。

当包括外部監査において、上記の工事案件に係る決裁書類を確認した結果、**「名塩さくら台3丁目擁壁設置工事」及び「愛宕山宅地造成工事」に係る業者選定に際して、市が定めている資格基準に準じていたものの、入札方式としては指名競争入札で行われており、市の規則と合致していなかった。【指摘事項-9】**

この点、土地開発公社が一般競争入札を実施する場合には、電子入札システム等の環境を整備することが求められるが、入札案件が限定されていることや導入費用などが大きな課題となることが考えられる。そのため、**業者選定はこれまでと同様の手続を行いながら、入札方式は会計規程第33条第2項に基づき指名競争入札とする対応も選択肢の一つと考えられる。【意見-7】**

**【会計規程】（一部抜粋）**

第33条 公社の行う売買、賃貸、請負その他の契約については、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規

則第 26 号) の規定による。

2 前項の規定により難いときは、特に理事長の承認を得て、別の方法により処理することができる。

#### ⑤指名競争入札による業者選定について

土地開発公社では、同公社が施行する工事の請負業者の選定にあたり、その公正を期するため、西宮市土地開発公社請負業者選定委員会を置いている。これに関連して、請負業者選定委員会要綱を制定しており、同要綱第 2 条では、委員会は、指名競争入札に関する請負工事で、1 件の設計金額が 1,000 万円以上のものの業者の選定を審議し、第 3 条では、委員会は、以下によって構成されるとされている。

#### 【請負業者選定委員会構成メンバー】

委員長	理事長
副委員長	常務理事
委員	公社理事（政策局長）
	公社理事（都市局長）
	公社理事（土木局長）
	公社事務局長
	公社総務課長
	公社事業課長
	西宮市財務局財務統括室契約管理課長

土地開発公社では、愛宕山宅地造成工事に係る指名業者選定に際して、「下記工事については、設計金額が 1 千万円以上となることから、『請負業者選定委員会要綱』第 2 条の規定により、同選定委員会において業者選定の審議を行うものですが、各委員の決裁（持ち回り審議）による業者選定としてよろしいか。」と記載された決裁書を回覧し、決裁を受けている。

この点、同要綱第 5 条では、「委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない」、「委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる」とされている。従って、**指名業者の選定に関しては、委員長（理事長）又は副委員長（常務理事）及び委員の半数以上が出席した請負業者選定委員会において、その出席者の過半数をもって行う必要があるが、愛宕山宅地造成工事に関しては、同要綱上認められていない持ち回り審議において指名業者が選定されており、同要綱に照らして選定手続に瑕疵が認められる。【指摘事項－10】**

また、同要綱第 6 条では、小委員会は、1 件の設計金額が 1,000 万円以上

5,000万円未満の工事の競争入札及び随意契約に係る請負業者の選定を審議し、以下によって構成されるとされている。

#### 【請負業者選定小委員会構成メンバー】

委員長	常務理事
副委員長	公社事務局長
委員	公社総務課長
	公社事業課長
	西宮市財務局財務統括室契約管理課長

土地開発公社では、名塩さくら台3丁目擁壁設置工事に係る指名業者選定に際して、「下記工事については、設計金額が1千万円以上となることから、『請負業者選定委員会要綱』第6条の規定により、同選定小委員会において業者選定の審議を行うものですが、各委員の決裁（持ち回り審議）とし、業者選定について市契約管理課の発注基準に基づいて、別紙のとおり行うものとしてよろしいか。」と記載された決裁書を回覧し、決裁を受けている。

この点、同要綱第6条第4項では、「小委員会の運営その他については、委員会の例による」とされている。従って、指名業者の選定に関しては、委員長（常務理事）又は副委員長（公社事務局長）及び委員の半数以上が出席した請負業者選定小委員会において、その出席者の過半数をもって行う必要があるが、名塩さくら台3丁目擁壁設置工事に関しては、同要綱上認められていない持ち回り審議において指名業者が選定されており、同要綱に照らして選定手続に瑕疵が認められる。【指摘事項-11】

指名業者の選定は、指名競争入札の手続の中において最も重要な手続の一つであることから、入札の透明性、公正性及び公平性を適切に確保するために、土地開発公社は、要綱に定める手続を遵守する必要がある。【意見-8】

#### 【請負業者選定委員会要綱】（一部抜粋）

- |  |
|--|
| <p>第1条 西宮市土地開発公社（以下「公社」という。）が施行する工事の請負業者の選定にあたり、その公正を期するため、西宮市土地開発公社請負業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>第2条 委員会は指名競争入札に関する請負工事で、1件の設計金額が1,000万円以上のものの業者の選定を審議する。</p> <p>第3条 委員会は、委員長・副委員長及び委員をもって組織する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>2 委員長は理事長を、副委員長は常務理事をもって充てる。</li><li>3 委員は次のとおりとする。</li></ol> <p>公社理事（政策局長）</p> |
|--|

公社理事（都市局長）  
 公社理事（土木局長）  
 公社事務局長  
 公社総務課長  
 公社事務課長  
 西宮市財務局財務総括室契約管理課長

（中略）

第5条 委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条 委員会は、1件の設計金額が1,000万円以上5,000万円未満の工事の競争入札及び随意契約に係る請負業者の選定に関することを審議するため、小委員会を設置し、小委員会の決議をもって委員会の決議とする。

2 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 小委員会の委員長は常務理事を、副委員長は公社事務局長をもって充て、委員は公社事業課長、契約管理課長とする。

4 小委員会の運営その他については、委員会の例による。

#### ⑥請負契約に係る入札手続について

土地開発公社の処務規程別表第3では、随意契約に係る事務は常務理事の専決事項と定められている。しかし、**令和4年度に随意契約が行われた委託業務に係る決裁書類を確認した結果、処務規程で定められた常務理事の決裁を受けていないにも関わらず、契約が締結されている事例が複数確認された。【指摘事項－12】**

従って、**土地開発公社は、随意契約を行う場合には、処務規程別表第3に従い、常務理事の決裁を適切に受ける必要がある。【意見－9】**

#### 【常務理事の決裁を受けずに契約が締結された委託業務】

委託業務	契約日	契約金額（千円）
上田中町用地確定、基準点再設測量及び引継ぎ資料作成等	令和4年4月5日	1,753
名塩さくら台用地境界復元等業務	令和4年8月3日	104

#### ⑦派遣職員について

土地開発公社における派遣職員は下表のとおりである。

#### 【派遣職員の状況】（令和5年4月1日現在）

種別	人数（単位：人）
専任派遣職員	0
兼務派遣職員	7

（出典：職員の派遣に関する協定書）

一方、市ホームページで開示されている外郭団体概要シートにおける派遣職員は令和5年9月25日往査日現在下表のとおりであった。

**【正規職員の数】（令和5年4月1日現在）**

正規職員（単位：人）			
固有職員	市OB	市専任派遣	市兼務派遣
0	0	3	4

（出典：市ホームページ 概要シート【シート1】より一部抜粋）

上記のとおり、**派遣職員について、職員の派遣に関する協定書上の派遣職員と市ホームページで開示されている派遣職員の状況に齟齬が生じていた。【指摘事項－13】**

市のホームページで開示されている概要シートは、土地開発公社及び所管課である管財課が作成の上公表しているが、市人事課において派遣職員の確認はなされておらず、誤った情報で開示がなされていた。

従って、**市は、市ホームページに開示する前に人事課と連携をとり、正確な情報であるかどうかを確認の上、開示すべきである。【意見－10】**

なお、現在の市ホームページでは、職員の派遣に関する協定書に従い、適切に開示されている。

## (2) 一般財団法人西宮市都市整備公社

### ① 概要

代表者	理事長 岩崎敏雄		所在地	西宮市西宮浜1丁目31番地						
所管課	政策総務課		設立年月日	昭和45年10月1日						
設立目的	西宮市総合計画の目標とする文教住宅都市実現の主旨にのっとり、地域的特性を生かした土地の合理的利用及び都市環境の整備事業を推進することにより、住民福祉の向上に寄与すること。									
事業内容	公共的複合都市施設の管理運営、駐車場の設置及び管理運営、斎場の管理運営									
主要事業 (令和4年度)	事業名		事業内容		決算額(千円)					
	斎園事業		満池谷斎場の管理運営及び市営葬儀業務		125,113					
	駐車場事業		時間貸しの公共駐車場の管理運営		55,565					
	テニスコート・会議室事業		テニススクール及び貸テニスコート事業等		15,114					
	西宮浜産業交流会館事業		会館の管理運営及び事務室の賃貸		12,275					
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	委託料	16,940	15,663	15,524	17,143	500				
	指定管理料	57,647	55,757	118,180	123,454	125,113				
	補助金	14,734	8,782	13,703	14,062	14,190				
	その他	-	-	-	-	-				
	計	89,321	80,202	147,407	154,659	139,803				
役職員数(人) (令和5年4月 1日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB職員	非正規	総数
	人数	1	6	7	0	8	6	2	16	24

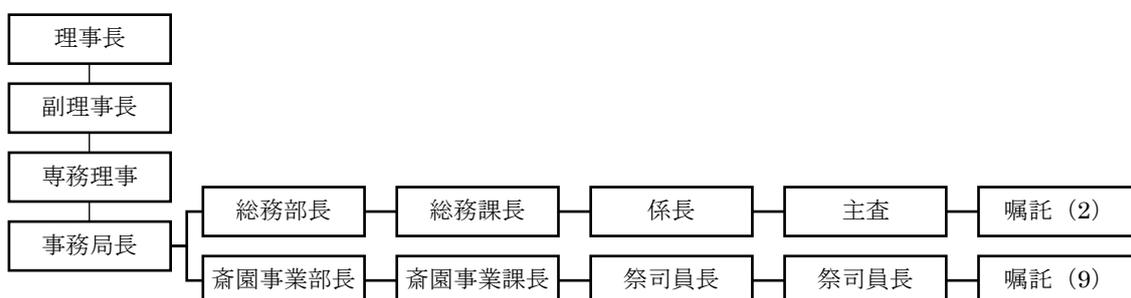


【満池谷斎場】



【西宮浜産業交流会館】

②組織図（令和4年3月31日現在）



③財務諸表の推移

（単位：千円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	338,140	353,962	381,753	381,227	362,115
	固定資産	2,068,974	2,028,903	1,996,614	1,955,172	1,910,201
	資産合計	2,407,114	2,382,865	2,378,368	2,336,399	2,272,316
	流動負債	31,045	34,748	61,425	55,731	34,644
	固定負債	14,973	14,194	24,598	23,413	19,559
	負債合計	46,019	48,943	86,024	79,145	54,204
	指定正味財産	887,827	878,559	869,290	860,022	850,753
	一般正味財産	1,473,267	1,455,362	1,423,052	1,397,232	1,367,358
	正味財産合計	2,361,095	2,333,922	2,292,343	2,257,254	2,218,112
	負債・正味財産合計	2,407,114	2,382,865	2,378,368	2,336,399	2,272,316
正味財産増減計算書	経常収益	341,760	298,657	300,639	283,603	264,682
	経常費用	327,161	316,562	331,425	309,423	294,555
	当期経常増減額	14,599	△17,904	△30,786	△25,819	△29,873
	経常外収益	-	-	-	-	-
	経常外費用	959	-	1,523	0	0
	当期経常外増減額	△959	-	△1,523	△0	△0
	当期一般正味財産増減額	13,639	△17,904	△32,310	△25,819	△29,873

④駐車場料金の回収業務について

都市整備公社は、西宮市産業交流会館駐車場、JR西宮駅南公共駐車場、甲子園浜海浜公園駐車場（東・西）及び今津浜公園駐車場の管理、運營業務を行っている。

管理運営している公共駐車場は以下のとおりである。

【公共駐車場】

施設名（所在地）	収容台数と利用時間	利用料金	設置目的・設置年月日
西宮浜産業交流会館 駐車場 （西宮浜1丁目31番地）	収容台数：93台 営業時間： 午前6時30分～ 午後11時	当初1時間まで100円、1時間を超えた時は30分まで毎に100円を加算する。 ただし、24時間につき、1,000円を限度とする。	西宮浜産業交流会館利用者の利便を図るため、管理運営を行う。 開設：平成4年4月1日 面積：2,456.80㎡
JR西宮駅南 公共駐車場（※） （池田町150番）	収容台数：153台 営業時間： 24時間営業	当初から30分まで毎に100円を加算する。ただし、24時間につき800円を限度とする。	JR西宮駅周辺地区における道路の安全かつ円滑な交通を確保するため、管理運営を行う。 開設：平成6年12月1日 面積：6,820.76㎡
甲子園浜海浜公園 駐車場 東駐車場 （甲子園浜1丁目2番1）	収容台数：132台 営業時間： 4月～10月は 午前7時30分～ 午後9時 11月～3月は 午前7時30分～ 午後7時	当初1時間まで100円、1時間を超えた時は30分まで毎に100円を加算する。 ただし、1日につき、700円を限度とする。	甲子園浜海浜公園来園者の利便を図るため、管理運営を行う。 開設：平成6年4月15日 面積：3,029.69㎡
甲子園浜海浜公園駐車場 西駐車場 （甲子園浜1丁目2番1）	収容台数：73台 営業時間： 4月～10月は 午前7時30分～ 午後9時 11月～3月は 午前7時30分～ 午後7時	当初1時間まで100円、1時間を超えた時は30分まで毎に100円を加算する。 ただし、1日につき、700円を限度とする。	甲子園浜海浜公園来園者の利便を図るため、管理運営を行う。 開設：平成6年4月15日 面積：2,425.32㎡
今津浜公園駐車場	収容台数：93台	当初1時間まで100円、1時間を超	今津浜公園来園者の利便を

施設名（所在地）	収容台数と利用時間	利用料金	設置目的・設置年月日
（甲子園浜3丁目1番）	営業時間： 10月～6月は 午前7時30分～ 午後7時 7月～9月は 午前7時30分～ 午後9時	えた時は30分まで毎に100円を加算する。 ただし、1日につき、700円を限度とする。	図るため、管理運営を行う。 開設：平成8年8月30日 面積：2,400.00㎡

※JR西宮駅南公共駐車場は、外部業者に運営を委託

（出典：会社の概要）

上表のうちJR西宮駅南公共駐車場については、民間会社との間で賃貸借契約を締結し毎月定額の賃料を収受しているため、駐車場料金の回収は行っていないが、それ以外については公社職員2名が毎週月曜日と金曜日の午前中に駐車場料金の回収業務を行っている。当包括外部監査において、当該回収業務の作業フローを確認した結果、以下の問題点が確認された。

第一に、各駐車場で回収された駐車場料金の内、紙幣については「駐車場料金収納計算書（札）」に数量を手書きで記載し、硬貨についてはExcelで作成された「硬貨計算表」に数量を入力している。**担当者に聴取した結果、「駐車場料金収納計算書（札）」及び「硬貨計算表」について、作成者以外の者が回収された駐車場料金と再度照合するなどの二重チェックを実施しデータ入力しているとのことであるが、その証跡は残されていない。【指摘事項-14】**

なお、「駐車場料金収納計算書（札）」については、後日廃棄していた。

第二に、**公社職員は料金回収時に各駐車場精算機から出力されたジャーナルも併せて回収しているが、料金回収時間とは異なるタイミングでジャーナルを出力している。【指摘事項-15】**

ジャーナルは回収した料金の根拠となるものであり、両者の一致を確認することで横領等が発生していないかを確認することが出来るため、本来は料金回収時に出力すべき性格のものである。

従って、**各駐車場の利用状況も確認した上で、料金回収時にジャーナルを出力する方式に改めるべきである。【意見-11】**

#### ⑤特定資産について

公益法人会計基準や公益法人会計基準に関する実務指針において、特定資産（特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）は、

目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について、取扱要領を作成することが望ましいとされており、貸借対照表上は、特定資産の区分に記載することが求められている。

しかし、**当包括外部監査において、取扱要領の有無について確認した結果、特定資産に関する取扱要領は作成されていなかった。【指摘事項-16】**

従って、**特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。【意見-12】**

なお、大規模修繕が必要となったときは費用、内容について理事会にて承認を得ており、都市整備公社独自で判断はしていないとのことであった。

### 【特定資産の内訳】

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
退職給付引当資産	11,315
減価償却引当資産	285,901
保証金積立資産	2,993
運用財産積立資産	3,000
特定資産 - 建物	512,060
特定資産 - 構築物	0

### 【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

#### 4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産

Q25：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。  
また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

##### (1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、特定の負債の支払いに充てるために、対応する負債を限度として、預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

なお、これらの**特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。**

##### ①目的

##### ②積立ての方法

- ③目的取崩の要件
- ④目的外取崩の要件
- ⑤運用方法
- ⑥その他

⑥資産の時価が著しく下落しているか否かの検討について

公益法人会計基準では、固定資産について、時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることが求められている。

**当包括外部監査において、固定資産の時価について確認を行った結果、固定資産の時価が著しく下落しているかどうかの検証を行っていなかった。【指摘事項－17】**

固定資産税評価額を0.7で割り返した時価で簡便的に時価評価した結果、西宮浜産業交流会館の建物は簿価457,291千円（50%＝228,645千円）に対し、時価は241,769千円（下落率47.1%）であった。

**著しい時価の下落（50%超下落）に形式的には該当しないものの、時価が大幅に下落していることから定期的な検討が必要である。【意見－13】**

（単位：千円）

建物名称	帳簿価額	帳簿価額×50%	時価（※）	下落率
西宮浜産業交流会館	457,291	228,645	241,769	47.1%

※：固定資産税評価額を0.7で割り返した金額



【西宮浜産業交流会館（NICC）①】



【西宮浜産業交流会館（NICC）②】

**【公益法人会計基準】（一部抜粋）**

3 資産の貸借対照表価額

(6) 資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値が時価を超える場合、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値をもって貸借対照表価額とすることができる。

⑦賞与引当金について

令和3年度における本来計上すべき賞与引当金は3,135千円(11名)に対して計上額846千円(3名)、令和4年度における本来計上すべき賞与引当金4,120千円(15名)に対して計上額869千円(3名)であった。

**賞与引当金の計上額が適切に見積もられておらず、令和3年度において2,289千円及び令和4年度において3,250千円がそれぞれ貸借対照表上、過少計上である。【指摘事項-18】**

都市整備公社の担当者に聴取した結果、指定管理での斎園事業については単年で受託料を精算している理由から賞与引当金の計上を見送っていたとのことであるが、**賞与引当金については、支給見込額のうち、支給対象期間が属する年度に対応する費用を引当金として計上すべきである。【意見-14】**

	令和3年度	令和4年度
賞与引当金算定資料上の見積(人数)	3名	3名
賞与引当金算定資料上の見積(金額)①	846千円	869千円
支給実績から逆算したあるべき見積(人数)	11名	15名
支給実績から逆算したあるべき見積(金額)②	3,135千円	4,120千円
<b>過少計上額(②-①)</b>	<b>2,289千円</b>	<b>3,250千円</b>

⑧再委託の承認手続きについて

都市整備公社は、指定管理者として満池谷斎場の管理運営業務を実施している。当該管理運営業務のうち、下記の斎場の施設及び設備の維持管理業務(11項目)については、西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書に従い、市に再委託協議書を提出の上、専門業者に再委託を行っている。

再委託している業務

- (i) 斎場清掃業務
- (ii) 斎場自動扉保守点検業務
- (iii) 斎場排水管清掃業務
- (iv) 斎場貯水槽清掃業務

- (v) 葬儀執行における立看板等設置業務
- (vi) 葬儀執行における受付セット設置業務
- (vii) 葬儀執行における納棺・司会及び音響設備設置業務
- (viii) 寝具用品搬入業務
- (ix) 納棺時の枕机設置業務
- (x) 葬祭葬儀システム保守業務
- (xi) 葬祭葬儀システムハードウェア保守業務

上記以外の**専門業者への再委託の有無を確認した結果、令和4年度における下記業務委託契約について再委託の承認手続きが行われていなかった。【指摘事項－19】**

(単位：千円 (税込))

業務名	期間	金額	契約方法
満池谷斎場葬祭事務所シャワー室新設工事改修案検討業務	令和4年10月2日～ 令和4年10月31日	495	見積合せ

当該業務は、「満池谷斎場施設の補修等について（依頼）」という市からの依頼文書に基づき実施した業務であると聴取しているが、当該依頼文書に具体的な業務については記載されておらず、再委託に係る協議が行われていたかどうか判然としない。そのため、**再委託に係る承認を受けの際は、具体的な業務が分かるように明記するなど、適切な承認手続きを行うべきである。【意見－15】**

#### 【西宮市満池谷斎場指定管理業務仕様書】（一部抜粋）

##### 2 業務の内容

(1) 次の業務を行うものとし、業務の詳細は「4業務の実施」に示します。

ア 市営葬儀に関する事務

イ 斎場の使用の許可及び条件の付与に関する事務

ウ 斎場の使用の不許可に関する事務

エ 斎場の使用許可の取消しに関する業務

オ 斎場の使用料の徴収、減免及び還付に関する事務

##### カ 斎場の施設及び設備の維持管理

キ その他、モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等、斎場設置の目的を達成するため、市長が必要と認める業務

(略)

##### 3 施設の運営

(略)

(4) 再委託の禁止

指定管理者は「2業務の内容」の(1)に掲げる管理業務を一括して再委託することはできません。ただし、**業務の一部について、西宮市の承認を受けたうえで専門業者に委託することができます。**この場合は、西宮市に再委託協議書を提出して頂きます。

⑨随意契約理由について

都市整備公社は、随意契約を締結する場合、随意契約理由を記載した随意契約依頼書に基づき、法人内での決裁を得て、契約を締結している。

契約関係書類のうち、随意契約を締結している主な業務名と随意契約理由は以下のとおりである。

**【随意契約を締結した主な業務】(原文まま)**

(単位：千円(税抜))

業務名	随意契約理由	予定金額総額
粗供養(お茶)	・・・葬儀に合わせ短時間に配達を行う <b>業者は他にいないため</b> ・・・	369
遺影写真引き伸ばし	・・・・・・葬儀に合わせ短時間に現像修正を行う <b>業者は他にいないため</b> ・・・	4,881
寝具用品搬入業務	・・・専門的に取り扱っている <b>業者が他にいないため</b> ・・・	950
葬儀執行における受付セット設置業務	・・・専門的に取り扱っている <b>業者が他にいないため</b> ・・・	259
葬儀執行における立看板・日時名記板・門前提灯・道案内板設置業務	・・・・・・専門的に取り扱っている <b>業者が他にいないため</b> ・・・	456
葬儀用礼状納入	・・・・・・葬儀に合わせ短時間に現像修正を行う <b>業者は他にいないため</b> ・・・	528
ドライアイス	・・・日毎短時間に多量に入手できる <b>業者は他にいないため</b> ・・・	2,904
粗供養(おしぼり等)納入	・・・年間契約にて・・・納入・配達できる <b>業者は他にいないため</b> ・・・	471
マイクロバス借上げ	・・・・・・専門的に取り扱っている <b>業者が他にいないため</b> ・・・	1,947
マット借上げ	・・・年間契約にて・・・用意できる <b>業者は他にいないため</b> ・・・	54

**当包括外部監査において、令和4年度における随意契約に係る契約関係書類を閲覧した結果、随意契約の理由のほとんど全てが「・・・業者は他にいないため・・・」となっており、業者が他にいない合理的な理由が記載されておらず、随意契約理由として不十分である。【指摘事項-20】**

**従って、都市整備公社は、随意契約は例外的に認められた契約形態であるということを再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を合理的かつ明瞭に記載すべきである。**

**【意見-16】**

⑩ 過大徴収した葬儀代の還付について

令和5年3月、満池谷斎場における葬儀代について、西宮市斎場条例施行規則（以下、「規則」という。）で定める使用料よりも多く利用者から徴収していたことが市の定期監査で判明した。

令和2年4月～令和5年3月までに営まれた約1,800件の葬儀が対象で、過大徴収は、3年間で合計約1,800万円に上る。

過大徴収していたのは、棺や位牌、供花、納棺、告別式の司会など64品目の使用料で、過大徴収の要因は、市と都市整備公社との間でコミュニケーションが十分に取れておらず規則で定める使用料は消費税を含んでいたが、指定管理者である都市整備公社が消費税分（10%）を上乗せして利用料金を徴収したためである。また、うち8品目は、さらに仕入れ値や委託料の上昇に伴い、都市整備公社による独自の値上げが行われていた。

当該事案を受け、市は利用者に差額を返金しており、往査日時点で確認できた令和5年7月時点の還付状況は以下のとおりである。

**【令和2年度-令和4年度 市営葬儀誤徴収 還付状況について】**

年度	全体		還付済		未還付	
	対象件数 (件)	金額 (千円)	対象件数 (件)	金額 (千円)	対象件数 (件)	金額 (千円)
令和2年度	607	5,498	487	4,534	120	963
令和3年度	638	6,609	544	5,688	94	920
令和4年度	562	5,924	529	5,614	33	309
合計	1,807	18,032	1,560	15,838	247	2,194

**未還付の利用料2,194千円（247件）については、身元不明で返送されているものも含まれているとのことであるが、身元不明で返送されたものに対する対応方針を早急に決定し、今後速やかに対応することが求められる。【意見-**

**17】**

①都市整備公社のあり方について

都市整備公社の事業については、主に西宮浜産業交流会館事業、斎園事業、駐車場事業である。

(i) 西宮浜産業交流会館事業

(a) ホール・会議室等の利用状況

都市整備公社は、ホール等の貸出を行う西宮浜産業交流会館事業を行っている。ホール等の施設の概要及び基本使用料は、以下のとおりである。

**【施設の概要】**

区分	室名	面積	定員	用途・特性
ホール・会議室	ホール	222 m <sup>2</sup>	135 人 <sup>(注)</sup>	音響・映像設備を備えた多目的ホール
	A会議室	38 m <sup>2</sup>	15 人	小会議室
	B会議室	29 m <sup>2</sup>	18 人	小会議室
	C会議室	101 m <sup>2</sup>	60 人	中会議室
	D会議室	50 m <sup>2</sup>	16 人	小会議室
テニスコート	5面 ナイター設備あり 砂入り人工芝			

(注) 最大定員は 200 名



【ホール】



【テニスコート】



【会議室A】



【会議室B】

【ホール・貸会議室基本使用料】

区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後5時	午後6時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後5時	午後1時 ～ 午後9時	午前9時 ～ 午後9時
ホール	4,600円	6,100円	4,600円	10,700円	10,700円	15,300円
A会議室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円
B会議室	600円	800円	600円	1,400円	1,400円	2,000円
C会議室	2,100円	2,800円	2,100円	4,900円	4,900円	7,000円
D会議室	2,500円	3,000円	—	4,500円	—	—

(注1) 使用者が、広告、宣伝及び営業を目的とする時は、上記使用区分に係る基本使用料の5割増の金額とする。この場合、使用料の算定において100円未満の端数が生じた時は、四捨五入する。

(注2) 使用者が、西宮浜産業団地協議会及びその会員企業の場合、又は、理事長が公益上特に必要があると認めた場合は、上記使用区分に係る基本使用料の7割5分の金額とする。この場合、使用料の算定において100円未満の端数が生じた時は、四捨五入する。

当包括外部監査において、令和4年度の利用状況を確認した結果、以下のとおり、ホール及び各会議室の利用状況は低迷している。また、利用が低迷している状況は、過去から継続しているとのことであった。

【令和4年度ホール・貸会議室利用状況】

区分	使用日数	率 <sup>(注)</sup>	使用回数	率	使用料(円)
ホール	56	15.6%	116	10.8%	651,000
A会議室	61	17.0%	88	8.2%	67,800
B会議室	125	34.8%	188	17.5%	119,800

区分	使用日数	率 <sup>(注)</sup>	使用回数	率	使用料(円)
C会議室	104	29.0%	173	16.1%	369,200
D会議室	13	3.6%	19	2.6%	41,250
合計	359	20.0%	584	11.6%	1,249,050

(注) 年末年始の6日間は休業日であるため、年間日数を359日として算定

このように利用状況が低迷している要因としては、西宮浜産業交流会館が市の南側の人工島にあり市の中心部や駅から遠いこと、コロナ禍の状況においてWeb会議が広く一般に浸透し、集合形式の会議や研修等が減少傾向にあることなどが挙げられる。また、**使用料については、不動産鑑定士に賃料調査を依頼し、その結果をもとに平成20年度に従来の使用料の約44%とする改定を行い、現在に至っているが、他の会議室等と比較して著しく高いとは言えない水準であることから、仮に使用料を引き下げたとしてもその効果は限定的**と言える。そのため、**現状の利用状況を急回復させることは非常に難しい状況にある**と考えられる。

(b) 特定資産の積立不足による長期的な事業継続について

現状使用している西宮浜産業交流会館の建物などは30年経過しているなど、今後、老朽化によりメンテナンスコストが増加していくことが予想される。

必要な資産を維持する観点からは、資産の減価に備えるため、減価償却相当額を積み立てることが適切であり、建替等の再投資の観点からは物価上昇を加味して減価償却累計額以上に財源が必要となると想定される。

しかしながら、都市整備公社の令和4年度の減価償却累計額は1,526,715千円に対して、減価償却積立資産は285,901千円と差額が生じている。

**使用している建物等の償却性資産のメンテナンスや建替等の更新の財源が大幅に不足しているにもかかわらず、メンテナンス含めた設備投資計画が検討されておらず、減価償却引当資産の積立スケジュールも計画されていない。【指摘事項-21】**

このため、**メンテナンス含めた設備投資計画を策定すべきである。【意見-18】**

(ii) 斎園事業

満池谷斎場については、指定管理として都市整備公社が運営を実施しているが、市営葬儀代は市の歳入となり、市営葬儀場の運営費は指定管理料が充てられている。以下は、過去3年間の市営葬儀に係る歳入と歳出の状況である。

【市営葬儀に係る歳入及び歳出の状況】

(単位：千円)

斎場名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
市葬儀使用料収入合計 ①	78,781	81,172	68,118	228,071
過大徴収 ②	5,498	6,610	5,924	18,032
<b>歳入：差引使用料 ①－②＝③</b>	<b>73,283</b>	<b>74,563</b>	<b>62,194</b>	<b>210,039</b>
指定管理料（精算後） ④	118,180	123,454	125,113	366,747
使用料及び賃借料※1 ⑤	33	34	34	102
負担金補助金及び交付金※2 ⑥	2,862	3,006	2,956	8,824
<b>歳出：合計 ④＋⑤＋⑥＝⑦</b>	<b>121,075</b>	<b>126,494</b>	<b>128,104</b>	<b>375,673</b>
<b>差引 ③－⑦＝⑧</b>	<b>△47,793</b>	<b>△51,931</b>	<b>△65,910</b>	<b>△165,634</b>

(出典：事業別決算報告書)

※1：AED借上料

※2：派遣職員共済費相当分（2人分）



【満池谷斎場①】



【満池谷斎場②】

令和4年度においては、葬儀代過大徴収を考慮した市の歳入合計は 62,194 千円である一方、指定管理料含めた市の歳出合計は128,104 千円であり、65,910 千円の歳出超過であり、**令和2年度から令和4年度までの3年間の歳出超過額合計は165,634 千円にも上る。**

この点、都市整備公社の担当者に満池谷斎場の利用状況について聴取した結果、満池谷斎場は市営葬儀として簡素かつ低廉なサービスを提供しており、利用件数も増加している、また、他の民間葬儀場と比べても市民の需要もあり、かつ、市民から高い支持を得ているとの回答であった。

しかし、**市内には多数の民間葬儀業者が存在しており、市民からの需要があるとはいえ、年約 60,000 千円の歳出超過である市営葬儀を続けることについては、市の厳しい財政状況を踏まえると疑問が残る。【指摘事項-22】**

当該状況も踏まえ、市は、市営葬儀の継続の是非について検討を行う必要があり、仮に今後も継続するとなった場合、その費用対効果や継続するに至った経緯について市民への説明責任を十分に果たす必要がある。【意見－19】

(iii) 都市整備公社の事業継続の是非

上述のとおり、西宮浜産業交流会館事業におけるホール、会議室等の利用率が継続的に低迷しており、改善の余地があまり見られず、事業の継続性に疑義が生じている。

また、西宮浜産業交流会館については老朽化に伴うメンテナンスコストが今後増加すると考えられるが、直近4年間が赤字である現状の収益力では減価償却引当資産を積み立てる余力がないことは明らかであり、収益力が改善せず赤字が継続する場合には、財源が目減りすることが想定され、収益力が改善しない場合は、特定資産が十分に積み立てられないため、長期的に事業を継続することは困難である。【指摘事項－23】

さらに、斎園事業については、継続的な歳出超過の状況を鑑み、事業継続の是非について検討を行う必要がある。

他方、都市整備公社のガバナンス面については、令和2年度から令和4年度の理事会議事録を閲覧した結果、理事会の開催時間は10分～20分程度で、発言を行った理事はほとんど見られず、理事会において上記で述べた都市整備公社における運営課題についての議論は確認できなかった。【指摘事項－24】

以上のことから、都市整備公社が実施している各事業についての重要な課題について、総合的に勘案し、都市整備公社としてのあり方を早急に検討する必要がある。【意見－20】

### (3) 公益財団法人西宮市国際交流協会

#### ①概要

代表者	理事長 辰馬朱満子	所在地	西宮市池田町 11-1 フレンテ西宮							
所管課	秘書課	設立年月日	令和4年4月1日（公益財団法人移行平成23年9月30日）							
設立目的	多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解を深め、もってより世界に開かれた国際性豊かな社会の発展に寄与することを目的として設立。									
事業内容	国際交流の普及啓発及び国際交流に関する情報の収集提供、海外諸都市の市民との友好交流、地域の国際交流活動の支援、国際交流に関する事業の受託、その他目的を達成するために必要な事業									
主要事業 (令和4年度)	事業名	事業内容			決算額(千円)					
	多文化共生社会の実現に係る事業	日本語学習支援事業、異文化体験事業、多言語による相談助言・情報提供事業			5,034					
	国際交流・協力事業	国際交流推進事業、国際交流活動の協力支援事業、国際交流事業の共催、外国人留学生支援事業			1,228					
	国際理解事業	国際理解関係講座の主催、国際理解関係の体験事業、地域の国際交流活動の活性化事業			3,273					
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	委託料	1,017	1,065	0	382	452				
	指定管理料	-	-	-	-	-				
	補助金	19,959	20,484	19,431	19,865	20,252				
	その他	-	-	-	-	-				
	計	20,976	21,549	19,431	20,247	20,704				
役職員数 (人) (令和5年 4月1日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規職員	うち市派遣職員	うち市OB 職員	非正規	総数
	人数	1	0	1	0	6	6	0	0	6

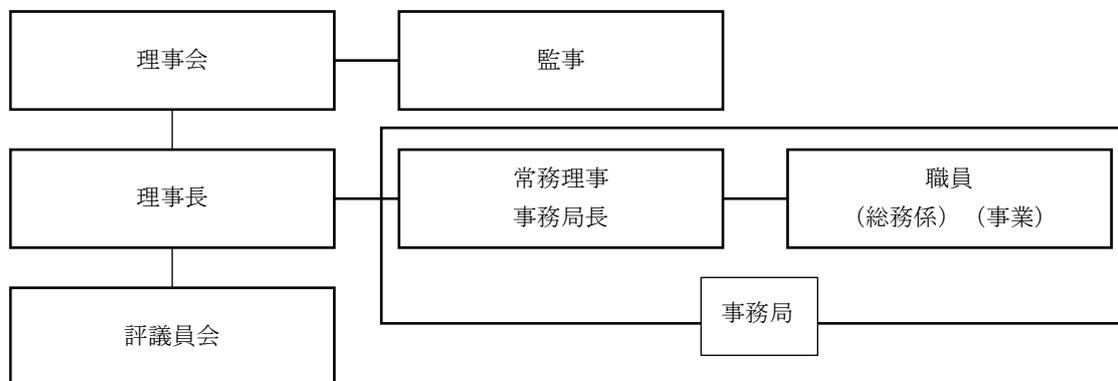


【国際交流協会入口前】



【会議室や語学教室利用スペース】

②組織図（令和4年4月1日現在）



③財務諸表の推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	5,141	6,173	8,012	7,337	7,294
	固定資産	328,801	328,747	328,695	328,671	328,650
	資産合計	333,942	334,920	336,708	336,009	335,944
	流動負債	3,328	3,393	5,920	5,656	6,015
	固定負債	-	-	-	-	-
	負債合計	3,328	3,393	5,920	5,656	6,015
	指定正味財産	307,000	307,000	307,000	307,000	307,000
	一般正味財産	23,613	24,527	23,787	23,352	22,929
	正味財産合計	330,613	331,527	330,787	330,352	329,929
	負債・正味財産合計	333,942	334,920	336,708	336,009	335,944
正味財産増減計算書	経常収益	27,809	29,333	23,869	25,232	27,250
	経常費用	27,781	28,337	24,526	25,585	27,591
	当期経常増減額	28	995	△657	△353	△341
	経常外収益	-	-	-	-	-
	経常外費用	-	-	-	-	-
	当期経常外増減額	-	-	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	△53	913	△739	△435	△423

④会計処理について

国際交流協会では、別掲で定めた規程等を除き、会計規程に基づく会計処理を行っている。

**【公益財団法人西宮市国際交流協会 会計規程（指摘事項に関係する部分のみを抜粋）】**

第3章 金銭出納

（手持現金）

第26条 日常の小口現金支払にあてるため、会計事務責任者の定める額の範囲内において、その指定する者に手持現金を保管させることができる。

（残高照合）

第27条 **現金は、毎日の出納閉鎖後、残高を関係帳簿と照合**し、預貯金については毎年1回預貯金の残高証明書により実在性、正確性を期さなければならない。

（略）

第4章 固定資産

（固定資産の範囲）

第30条 **固定資産は、財団が有する資産のうち流動資産、繰延資産以外の資産で1年を超えて有する資産をいい、耐用年数1年以上、取得価格20万円以上の事業用有形固定資産及びその他の固定資産として無形固定資産、投資等の資産をいう。**

（略）

（固定資産の管理）

第33条 固定資産管理責任者は、固定資産台帳を備え固定資産の保全状況及び異動について記録を行うとともに、その移動に関し必要な事項をその都度会計事務責任者に報告しなければならない。

（i）出納帳の管理に関して

令和2年度を主とした、西宮市監査委員による出資団体監査の結果、国際交流協会は「小口現金の勘定を設けず、現金出納帳も作成していなかった（令和3年4月以後、現金出納帳を作成した。）」旨の指摘を受けている。国際交流協会では当該指摘を受け、令和3年度より現金出納帳を設けた上で、年度末に小口現金残高を預金へ振替える方法を採用している。

しかし、**当包括外部監査において現金出納帳を確認した結果、年度中における小口現金の収支状況は記載されていたものの、年度末までの収支状況・残高の記載が中途となっており、年度末における預金への振替の記載も漏れていた。**

**【指摘事項－25】**

従って、**国際交流協会は西宮市監査委員による出資団体監査結果を踏まえた適切な改善を行っていないことから、会計規程に沿った適切な小口現金の管理を行う必要がある。【意見－21】**

(ii) 固定資産の計上に関して

国際交流協会においては、会計規程第 33 条に基づき固定資産台帳を備えており、当包括外部監査において現物を確認した。

しかし、**当包括外部監査において会計規程に基づく固定資産の計上が行われているかを確認した結果、下表のとおり、国際交流協会では会計規程に定める取得価額（20 万円以上）を下回る物品についても固定資産として計上していた。**【指摘事項－26】また、担当者へのヒアリングの結果、国際交流協会内では独自の金額基準（10 万円以上）に基づく固定資産計上を行っていることが判明しており、さらに過年度に取得した物品が当該独自の金額基準に該当しているにもかかわらず、固定資産の計上を行っていなかった点からも、会計規程が十分に周知されていないことが伺えた。

従って、**国際交流協会内で会計規程を周知し、当該規程に沿って適正に固定資産の計上を行う必要がある。**【意見－22】

【固定資産什器備品台帳（一部抜粋の上、加工）】

（単位：千円）

No.	内容	取得価格	規程上の金額に該当するか
1	展示台	3,500	該当
2	ユニット会議テーブル	720	該当
3	ビデオ収納棚	71	該当しない
4	世界対応ビデオデッキ	270	該当
5	マルチメディア液晶プロジェクター	252	該当
6	会議室机（12 台）	764	該当しない <sup>(注1)</sup>
7	会議用スタッキングチェア（36 脚）	475	該当しない <sup>(注1)</sup>
8	展示用パネル（8 枚）	340	該当しない <sup>(注1)</sup>
9	液晶テレビ AQUOS（シャープ 52V 型）	400	該当
10	グラフィック PC（HP 製）	122	該当しない
11	事務所共用パソコン（HP 製）	94	該当しない
合計		<sup>(注2)</sup> 7,010	

(注1) 1 単位（台・脚・枚）あたりの取得価額が 20 万円未満であることから該当しない。

(注2) 上表は全て「什器備品」として計上しており、取得時から相当期間を経過しているため、令和 5 年 3 月 31 日時点における帳簿価額（貸借対照表の残高）は 11 円である。

#### ⑤理事会について

理事会については、年3回（5月、6月、2月）実施されている。主な議案内容は、5月は決算承認、6月は理事の選解任、2月は事業計画及び予算の承認となっている。

**当包括外部監査において、理事会議事録を閲覧した結果、各理事の発言記録が残っておらず、また、各議案は上記のとおり、毎年度同じ議案、報告内容となっていた。【指摘事項-27】**

**理事会は、法人の業務執行に係る意思決定機関であり、各理事が運営上の課題や重要事項について議論を行い、その過程を議事録に正確に記録し保管を行うことが必要である。また、国際交流協会の理事会は、理事6名（常勤理事1名、非常勤理事5名）、監事2名で構成されているが、非常勤理事の知識、経験、ノウハウを生かすべく、法人の現状に精通している常勤理事が運営上の重要課題を理事会に上程し、理事会においてより活発に議論を行うべきである。**

**【意見-23】**

#### ⑥補助金等交付申請額について

国際交流協会は、（公財）西宮市国際交流協会補助金交付要綱（以下、「交流協会補助金交付要綱」という。）に従い、令和4年度西宮市国際交流協会補助金の申請を行っている。交流協会補助金交付要綱第2条では、補助対象経費を以下のとおり、定めている。

#### **【交流協会補助金要綱】（一部抜粋）**

第2条 この補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生社会の実現に関する事業費
- (2) 国際交流・国際協力に関する事業費
- (3) 国際理解に関する事業費
- (4) その他この協会の目的を達成するために必要な事業費
- (5) 協会運営のために必要な管理費

国際交流協会が令和4年4月1日付で市へ提出した補助金交付申請書を確認した結果は、以下のとおりであり、多文化共生社会の実現に関する事業を含む4事業の事業費の補助金を申請している。

#### **【令和4年度 補助金交付申請書】（一部抜粋）**

- 1 補助金等の名称 公益財団法人西宮市国際交流協会補助金
- 2 補助事業等の名称、目的及び内容

(1) 名称	西宮市国際交流事業
(2) 目的	多文化共生の社会づくりと市民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解を深め、もってより世界に開かれた国際性豊かな発展に寄与することを目的とする。
(3) 内容	<b>①多文化共生社会の実現に関する事業</b> <b>②国際交流・国際協力に関する事業</b> <b>③国際理解に関する事業</b> <b>④その他この法人の目的を達成するために必要な事業</b>
3 補助事業等の経費	金 37,959,000 円
4 補助金等交付申請額	金 22,421,000 円 <sup>(注)</sup>

(注) ガス使用料高騰のため、令和4年12月28日付で補助金等交付申請額を22,735,000円に変更するための変更申請を行っている。

交流協会補助金交付要綱上、協会運営のために必要な経費は補助対象経費として認められているが、当包括外部監査において、補助金交付申請書類を確認した結果、多文化共生社会の実現に関する事業を含む4事業を補助対象事業として申請しているにも関わらず、補助金等交付申請額(22,421千円)の中に申請対象外の「協会運営のために必要な経費」(17,464千円)を含めており、不適切である。【指摘事項-28】

なお、変更申請額(22,735千円)においても、「協会運営のために必要な経費」が17,778千円含まれている。また、市は、国際交流協会が補助申請対象外の経費について申請を行っている点を看過して補助金を支給しており、不適切である。【指摘事項-29】

従って、国際交流協会は、交流協会補助金交付要綱に従って適切に補助金申請事務を行うべきであり、市は、国際交流協会が適切に申請事務を行っているかを慎重に確認すべきである。【意見-24】

⑦国際交流協会のあり方について

(i) 収益事業における継続した赤字について

国際交流協会では、公益法人会計基準及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下、「認定法」という。)等に基づき、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計の会計区分を設けている。国際交流協会における会計区分に該当する各事業は以下のとおりである。

**【西宮市国際交流協会の各事業に該当する会計区分】**

会計区分	事業名
公益目的事業(会計)	多文化共生社会の実現に関する事業

会計区分	事業名
	国際交流・国際協力に関する事業
	国際理解に関する事業
収益事業等会計	<収益事業> 会議室貸出事業
	<その他事業> その他国際交流活動への支援事業
法人会計	管理業務に関する収益・費用、その他全般に係るもの

会計区分のうち、国際交流協会における収益事業等会計は、会議室貸出事業としての「収益事業」と、姉妹友好都市関係団体交流事業等への支援や国際交流団体との連携協力等を行う「その他事業（その他国際交流活動への支援事業）」の事業で構成されている。

### 【収益事業等の区分経理】

#### 【認定法】

第19条 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等に特別の会計として経理しなければならない。

#### 【公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）】

#### 18. 認定法第19条関係<収益事業等の区分経理>

(1) 認定法第19条の「各収益事業等に特別の会計として経理する」際の事業単位については、当該法人の**収益事業等のうち、まず①収益事業と②その他の事業（注）を区分し**、次に必要に応じ、事業の内容、設備・人員、市場等により、更に区分する。①は関連する小規模事業又は付随的事业を含めて「〇〇等事業」とすることができる。②については、一事業として取り上げる程度の事業規模や継続性がないもの（雑収入・雑費程度の事業や臨時収益・臨時費用に計上されるような事業）はまとめて「その他事業」とすることができる。

（注）①の「**収益事業**」とは、**一般的に利益を上げること**を事業の性格とする事業である。②の「**その他の事業**」には、法人の構成員を対象として行う相互扶助等の事業が含まれる。例えば、構成員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に関し、共済金を交付する事業、構成員相互の親睦を深めたり、連絡や情報交換を行ったりなど構成員に共通する利益を図る事業などは②**その他の事業**である。

### 【正味財産増減計算書総括表（収益事業等会計のみ抜粋<sup>(注1)</sup>）推移】

（単位：千円）

科目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業収益	215	152	91	114	73
受取補助金等	1,283	(注2) 302	1,108	1,077	1,168
<b>経常収益計</b>	<b>1,498</b>	<b>455</b>	<b>1,199</b>	<b>1,191</b>	<b>1,241</b>
事業費・管理費	1,647	1,518	1,297	1,283	1,493
<b>経常費用計</b>	<b>1,647</b>	<b>1,518</b>	<b>1,297</b>	<b>1,283</b>	<b>1,493</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>△149</b>	<b>△1,063</b>	<b>△98</b>	<b>△92</b>	<b>△252</b>

科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
当期一般正味財産増減額	△149	△1,063	△98	△92	△252
一般正味財産期首残高	△2,886	△3,036	△4,099	△4,198	△4,291
一般正味財産期末残高	△3,036	△4,099	△4,198	△4,291	△4,543
<参考>公益目的事業における当期一般正味財産増減額	1,425	3,500	604	△312	113

(注1) 一部、公益法人会計基準に基づく表記を省略している。

(注2) 基本的に西宮市国際交流協会補助金を3会計区分に按分しているが、令和元年度のみ収益事業等会計に計上された補助金額が大幅に減少している。

上表は、正味財産増減計算書総括表の過去5年度の推移(「収益事業等会計」のみを抜粋の上、参考に「公益目的事業会計」における当期一般正味財産増減額を抜粋)であるが、**収益事業等会計における各年度の当期一般正味財産増減額は継続して赤字となっており、一般正味財産期末残高の累積赤字が積み上がっている状況**にある。

国際交流協会の「収益事業等会計」に含まれる収益事業は会議室貸出事業のみであるが、当該事業に係る収入は100千円/年前後を推移しており、収益事業単独でも赤字が継続している状況にある。

この点、国際交流協会は兵庫県公益認定等委員会からも国際交流協会の収益事業(会議室貸出事業)について過去に協議をしており、貸出の体系的にも赤字となることを兵庫県公益認定等委員会が把握しているが、「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」18.(注)のとおり、**収益事業は一般的に利益を上げることが事業の性格とする事業であることを踏まえると、収益事業で赤字を継続している国際交流協会による運営方針は、公益法人(認定)の趣旨から逸脱していると言わざるを得ない。【指摘事項-30】**

従って、**認定法をはじめとした公益法人(認定)の趣旨に基づき、現状の収益事業の可否を含めた改善策を検討する必要がある。【意見-25】**

なお、公益目的事業会計における当期一般正味財産増減額は、令和3年度を除き黒字となっており、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年度においては多額の黒字(3,500千円)を計上している。**公益法人における「収支相償(認定法第5条第6号、認定法第14条)」の考え方に照らした場合、収益事業等会計における当期一般正味財産増減額(黒字)が公益目的等事業会計における当期一般正味財産増減額(赤字)を補填する法人運営が一般的である。しかし、国際交流協会では、公益目的事業会計における収支と収益事業等会計における収支が逆転している状況にある。【指摘事項-31】**

**【認定法】（一部抜粋）**

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

（略）

六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。

（略）

第14条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（注）公益法人に対して「収支相償」を求める根拠条文となるもの。なお、公益目的事業において収入が費用を超えたのみでは上記に抵触するものではないが、本報告書における都合上、詳細な説明は省略する。

（ii）補助金に依存した運営

令和4年度の国際交流協会補助金の補助決定額、補助実績額及び返戻額は、以下のとおりである。

（単位：千円）

補助区分	内容	① 補助 決定額	② 補助 実績額	①-② 返戻額
事業費	多文化共生社会の実現に関する事業	3,622	2,851	770
	国際交流・国際協力に関する事業	656	444	212
	国際理解に関する事業	328	225	102
	その他この協会の目的を達成するために必要な事業	350	150	200
	事業費補助 計	4,957 (21.8%)	3,671 (18.1%)	1,284
運営費	給与手当	5,274	5,151	122
	福利厚生費	924	580	343
	光熱水料費	2,964	2,568	395
	賃借料	1,110	797	312
	共益費	5,573	5,550	22
	委託費	1,933	1,931	1
	運営費補助 計	17,778 (78.2%)	16,580 (81.9%)	1,197
合計	22,735	20,251	2,481	

上記のとおり、国際交流協会への補助金の約8割が、給与手当や共益費等に対する運営費補助で占められている。「西宮市補助金制度に関する指針」（令和

5年4月27日改定)では、運営費補助について「団体は、本来自立した存在としてその経費を自ら賄うべきであるが、常に経費の一定額が補助されることにより、そのことを前提に事業計画を立てている場合も見受けられる。**補助金を交付することによって、かえって団体の行政への依存を強め、その自立を阻害している可能性もある。**また、運営費補助については補助金の使途が事業に限定されていないため、補助による効果が分かりにくく、市民に対して説明責任が十分に果たせないという問題がある。」とされているが、**国際交流協会の令和4年度の経常収益に占める上記補助金の割合が約74% (=補助金実績金額20,251千円÷正味財産増減計算書上の経常収益27,250千円)と非常に高くなっている点を鑑みれば、国際交流協会は市からの援助が無ければ事実上運営が不可能な団体であると言える。【指摘事項-32】**

(iii) 自立した運営について

国際交流協会が、今後の自立した運営を行うためには、自主事業の充実も重要であると考えられるため、当包括外部監査において、自主事業の状況等について近隣の同規模の4自治体に対して独自にアンケート調査を行った。

アンケート結果については、以下のとおりである。

項目	単位	西宮市	加古川市	吹田市	豊中市	姫路市
団体形態		公益財団法人	公益財団法人	公益財団法人	公益財団法人	公益財団法人
職員数						
正規職員	人	3	5	0	7	1
うち市派遣職員	人	2	2	0	0	0
非正規職員	人	4	4	9	2	4
うち市派遣職員	人	4	0	0	0	0
事務所(施設名称)		フレンテ西宮	カピル21ビル	千里ニュータウンプラザ	とよなか国際交流センター	イーグレひめじ3階
アクセス		JR西宮駅すぐ	JR加古川駅すぐ	阪急南千里駅すぐ	阪急豊中駅すぐ	JR姫路駅徒歩10分
居住外国人数	人	7,911	3,472	6,213	6,856	12,742
協会登録者数	人	391	-	430	-	-
登録ボランティア数	人	299	720	207	350	約250
会員(種別)		会員(賛助)	—	会員(賛助)	会員(賛助)	会員(賛助)
正会員	人	-	-	-	-	-
ボランティア	人	175	-	188	-	-

項目	単位	西宮市	加古川市	吹田市	豊中市	姫路市
個人	人	174	216	407	112	67
法人(団体)	法人	25	34 (9)	9	6	33
会費						
ボランティア	円	2,000	-	2,000	-	
個人(学生)	円	3,000	2,000	2,000	3,000	3,000 (500)
法人(団体)	円	20,000	10,000(5,000)	10,000	10,000	10,000

## ●他自治体の自主事業の内容

### 【姫路市】(自主事業収入：407千円)

- ・国際理解出前講座
- ・日本語講座、日本語ひろば  
外国人の日本語学習を支援する。
- ・情報提供事業
- ・海外姉妹都市青少年交流事業(令和4年度実施)

### 【加古川市】(自主事業収入：-千円)

- ・外国人のための日本語講座(登録ボランティアによる週1回(2時間)の講義)
- ・外国人のための日本語教育個人指導(登録ボランティアによるプライベートレッスン)
- ・日本語教育ボランティア養成講座(外国人に日本語を指導するボランティアの育成を目的にした講座)
- ・中学生海外派遣事業(令和4年度未実施)
- ・青年海外派遣事業(令和4年度未実施)
- ・マリンガ市青年派遣団受入事業(令和4年度未実施)
- ・障がい者海外派遣事業(令和4年度未実施)

### 【吹田市】(自主事業収入：21,182千円)

- ・語学教室(開催言語：英語・中国語・韓国朝鮮語・ベトナム語、クラス数：通年クラス44、短期クラス11、キッズサマークラス5)
- ・共催・後援・協力事業
- ・周辺大学との連携事業
- ・国際交流協会ネットワークおおさかを通じた他団体との連携
- ・日本語教室(使える日本語)中級レベル、全40回のオンラインクラス
- ・しごとでつかえるにほんごかいわ 全10回、JR吹田駅前旭通教室にて実施
- ・帰国・渡日児童生徒支援事業

・外国人のキャリアアップにつながる支援（研修実施、翻訳）

【豊中市】（自主事業収入：1,686千円）

○多文化子どもエンパワメント事業

・JSLとよなかによる学習日本語教室「こんぱす」の運営、子どもの夢応援ネットワークへの参加。  
いずれも事業として特段予算を取っていません（会場提供や会議等への参加に要する職員交通費程度）

○ESDとよなか事業

・講師派遣、ESDとよなか連絡会議への参加。

【令和4年度 自主事業収入比較】

（単位：千円）

	西宮市	加古川市	吹田市	豊中市	姫路市
自主事業収入	73	-	21,182	1,686	407

各自治体によって様々な事業を実施しているが、特に、吹田市では年間自主事業収入が21,182千円あり、語学教室や日本語教室の充実ぶりが伺える。

**国際交流協会は、NATS連携事業含め、他の自治体との連携を強くするとともに、ノウハウも享受しつつ、より一層収益力向上を意識した効果的な事業運営を実施していくべきである。【意見-26】**

※NATS…N（西宮市）A（尼崎市）T（豊中市）S（吹田市）の頭文字

(iv) 国際交流協会の事業所移転について

国際交流協会は、JR西宮駅近くのフレンテ西宮4階に事務所を構え、令和4年度賃料・共益費合計で年間7,029千円を支払っており、経常費用27,591千円の4割弱を占めている。

この点、フレンテ西宮はJRの駅に近く、駐車場もあることから、一般的に地理に不案内な外国人利用者にとって利便性が高く、ボランティア等のマンパワーも確保しやすいといった観点から、国際交流協会は、フレンテ西宮4階に事務所を置くことの優位性を挙げている。

**しかし、国際交流協会の財政規模に比べて、賃借料・共益費が過大な負担になっていることは疑いようのない事実であり、上述のように継続した赤字状態や収入に占める運営費補助金割合を鑑みれば、賃借料・共益費を削減でき、かつ他の利便性のよい場所への移転、例えば鉄道の駅からも近い市役所、阪神西宮駅付近への移転について検討すべきである。【意見-27】**

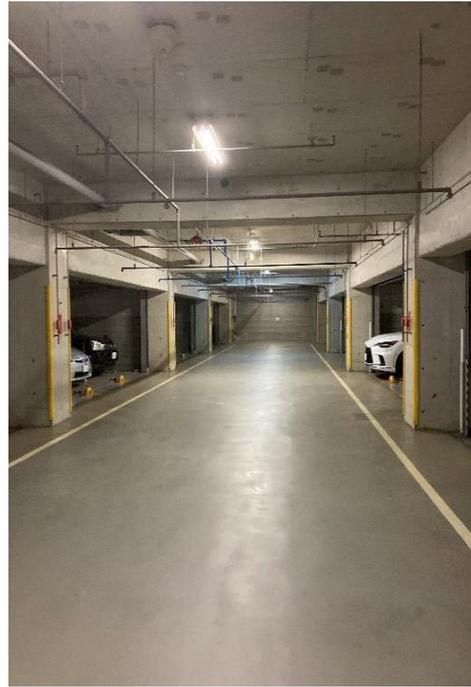
## (4) 西宮都市管理株式会社

### ①概要

代表者	代表取締役 長野丈太郎		所在地	西宮市池田町 11 番 1 号フレンテ西宮					
所管課	商工課		設立年月日	平成 5 年 5 月 10 日					
設立目的	「JR 西宮駅南地区第 1 種市街地再開発事業」により整備された「フレンテ西宮」等の施設の管理・運営を行うこと								
事業内容	①駐車場、店舗及びその他の土地・建物の管理並びに運營業務 ②土地・建物の売買、賃貸借、仲介及び管理運營業務 ③店舗の営業管理並びに販売促進業務及びそれらに伴う調査・研究・企画業務 ④都市計画、都市開発に関する調査・研究業務 ⑤たばこ、飲食料品、日用雑貨品の販売並びに交通回数券並びに宝くじの受託販売 ⑥収入印紙、郵便切手の売り捌き ⑦公衆電話その他の通信事業にかかる商品の販売及びサービス業務 ⑧損害保険代理業務及び広告代理業務 ⑨クレジットカード業								
主要事業 (令和 4 年度)	事業名		事業内容		決算額 (千円)				
	店舗の賃貸及び管理業務		フレンテ西宮の店舗賃貸及びリ・リース業 店舗の営業管理と販売促進業務		253,529 千円				
	駐車場の管理・運營業務		フレンテ西宮駐車場 ラ・ヴィーダ西宮地下駐車場 武庫川西駐車場(国道 43 号)		94,323 千円				
	管理組合受託業務		フレンテ西宮管理組合 フレンテ西宮専門店会の受託業務		50,580 千円				
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度			
	委託料	-	-	-	-	-			
	指定管理料	-	-	-	-	-			
	補助金	-	-	-	-	-			
	その他 (貸付残額)	780,000	750,000	720,000	690,000	660,000			
	計	780,000	750,000	720,000	690,000	660,000			
役職員数 (人) (令和 5 年 4 月 1 日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB 職員	非正規
	人数	2	5	7	5	5	0	0	7

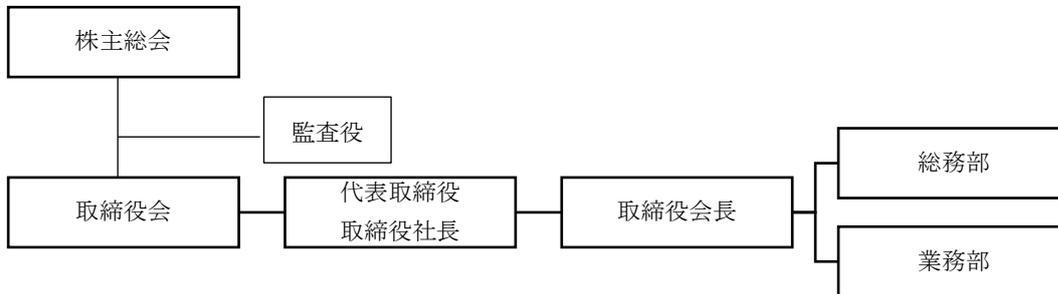


【フレンテ西宮駐車場】



【ラ・ヴィーダ西宮地下駐車場】

② 組織図（令和5年4月1日現在）



③財務諸表の推移

（単位：千円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	187,606	178,178	207,413	201,928	194,340
	固定資産	1,631,747	1,594,407	1,554,342	1,514,144	1,473,795
	資産合計	1,819,354	1,772,585	1,761,755	1,716,073	1,668,136
	流動負債	150,687	140,027	142,238	130,222	122,743
	固定負債	1,050,921	983,754	943,699	877,812	810,175
	負債合計	1,201,609	1,123,781	1,085,938	1,008,034	932,919
	資本金	499,121	499,121	499,121	499,121	499,121
	準備金	118,623	149,682	176,695	208,916	236,095
	資本合計	617,745	648,804	675,817	708,038	735,216

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	負債・資本合計	1,819,354	1,772,585	1,761,755	1,716,073	1,668,136
損 益 計 算 書	売上高	405,944	397,463	390,446	390,037	398,432
	売上原価	186,081	182,505	184,276	184,414	191,238
	売上総利益	219,863	214,958	206,170	205,623	207,193
	販売費及び一般管理費	173,541	166,522	164,712	161,044	165,272
	営業利益	46,322	48,436	41,458	44,578	41,920
	営業外収益	2,379	2,006	2,354	7,656	2,029
	営業外費用	1,725	1,471	1,021	1,121	832
	経常利益	46,976	48,971	42,790	51,113	43,118
	税引前当期純利益	46,976	48,971	42,790	51,113	43,118
	法人税等	14,703	17,912	15,777	18,892	15,940
	当期純利益	32,273	31,059	27,013	32,221	27,178

#### ④使用契約の遵守事項について

西宮都市管理は、国土交通省近畿地方整備局から道路占有の許可を受けて管理している駐車場（国道 43 号線高架下武庫川西駐車場）について、以下の団体と駐車場使用契約を締結している。

#### 【武庫川西駐車場一覧】

駐車場の名称	駐車場の枠番	団体名称
国道 43 号線高架下武庫川西駐車場	有償：普通車 72 台・軽自動車 3 台 無償：緊急・救急等の普通車 10 台	I 学校法人
	普通車 12 台	J 自治会
国道 43 号線高架下武庫川西第二駐車場	普通車 66 台	I 学校法人

**駐車場使用契約書第 7 条第 1 項第 1 号の遵守事項には、「西宮都市管理の承認を得ず、駐車場に契約車両以外の車両を駐車させてはならない。」とあるが、管理責任者である西宮都市管理は、現在の駐車場契約者リストを有しておらず、契約車両以外の車両がないかどうかの確認を怠っていた。【指摘事項-33】**

担当者に聴取した結果、I 学校法人に関連する法人に管理業務を委託しているとのことだったが、当該管理業務に係る委託契約は締結しておらず、委託しているのは清掃業務のみであった。

**道路占有者である西宮都市管理は、駐車場の管理責任を有しているため、契約条項が遵守されているかどうかの確認を徹底すべきである。【意見-28】**

## 【駐車場使用契約書】（一部抜粋）

（遵守事項）

第7条 乙は、次の各号を遵守しなければならない。

- ①甲の承認を得ないで、本件駐車場に契約車両以外の車両を駐車させてはならない。
- ②本件駐車場以外の場所に契約車両を駐車させたり、物品等を置いてはならない。
- ③本件駐車場に契約車両以外の物品等を置いたり、駐車場以外の目的に使用してはならない。
- ④本件契約に基づく権利および義務を第三者に譲渡し、若しくは本件駐車場を第三者に転貸等使用させたり、担保に供してはならない。

甲：西宮都市管理 乙：使用者

### ⑤駐車料金の相違について

西宮都市管理は国道43号線高架下武庫川西駐車場（以下、「武庫川西駐車場」という。）及び第二駐車場を管理している。各使用者の使用料金について担当者に聴取したところ、**I 学校法人の月額使用料金に比して、J 自治会の月額使用料金が相当程度低いことが判明した。**

過去、武庫川西駐車場については、「社団法人近畿建設協会」（以下、「近畿建設協会」という。）が運営管理を行っていた。しかし、平成20年4月に国土交通大臣から「道路関係業務のあり方改革本部」の報告書が公表され、高架道路下の国有地管理を国の外郭団体から地元地方公共団体の外郭団体へ移行させる方針が示された。

同方針に基づき、近畿建設協会は駐車場事業から撤退することとなり、当該駐車場の後継占有主体について国において協議された結果、平成22年4月1日から西宮都市管理が管理運営を行うこととなった。

この点、西宮都市管理としては、近畿建設協会が管理していた際の経緯や地域団体である自治会に対する支援を通じた地域貢献の一環である点をふまえ、現状の駐車料金の差異は正当性を欠くとの認識ではないとのことであった。

しかし、**同一の平面駐車場において、異なる料金設定をしている法的な根拠は見当たらず、市が一部出資を行っている西宮都市管理が、特定の団体にのみ駐車料金を優遇しているとの見方をされる可能性もあり、公平性の観点から問題である。【指摘事項-34】**

**当該駐車場については、公平性の観点から同一の料金で徴収すべきであるため、法的な権利関係を確認の上、低廉な料金設定をしているJ自治会に対して、適正料金を徴収できるための交渉を継続的に行うべきである。【意見-29】**

### ⑥委託業務に係る収支報告について

西宮都市管理は、フレンテ西宮管理組合（以下、「管理組合」という。）から

管理業務委託契約を締結しており、主な業務は以下のとおりである。

- (i) 事務管理業務
  - ・ 出納業務
  - ・ 会計業務
  - ・ 管理運営業務
- (ii) 環境衛生業務
- (iii) 設備管理業務
- (iv) 保安管理業務

建物管理委託契約書第7条によれば、「委託業務を行うために必要な見積を管理組合に提示し、その承認を受けなければならない。」とされており、また、同契約書第8条によれば、「事業年度終了後3ヶ月以内に、委託業務に係る収支決算書を作成し、管理組合に報告しなければならない。」とされている。

しかし、**委託業務に係る見積の承認及び収支決算書の報告状況を確認した結果、いずれも管理組合に対して履行がなされておらず契約違反である。【指摘事項-35】**

**委託業務に係る見積の承認及び収支決算書の報告を適正に行うべきである。**

**【意見-30】**

#### 【建物管理委託契約書】（一部抜粋）

（委託業務の内容）

第3条 フレンテ西宮の管理に関する業務のうち、甲が乙に委託する業務（以下、「委託業務」という。）は、別表仕様書に掲げる事務管理業務（事務補助業務を含む）及び次の（1）から（4）までの業務の総合管理業務とする。

- （1）清掃業務（植栽管理業務を含む）
  - （2）環境衛生業務
  - （3）設備管理業務
  - （4）保管管理業務
- （略）

（費用の事前承認）

第7条 乙は甲の事業年度開始前に、甲に対し、委託業務を行うために必要な費用の見積もりを提示し、その承認を受けなければならない。

（収支報告）

第8条 乙は、甲の事業年度終了後3ヶ月以内に、委託業務に係る収支決算書を作成し、甲に報告しなければならない。この場合において、定額管理費については、第7条第1項の費用の見積もりにおける当該費用の額を決算額として計上するものとする。

甲：フレンテ西宮管理組合 乙：西宮都市管理

⑦契約変更に伴う覚書について

西宮都市管理では、フレンテ西宮の各店舗の賃借人との間で賃貸借契約を締結しており、当該契約に基づき、共用部分もしくは共用施設の運営管理に要する費用として共益費を収受している。**令和2年4月より各テナントの共益費を改定しており、改訂後の金額で共益費を請求しているが、賃貸借契約書に明記されている共益費を変更する覚書を締結していなかった。【指摘事項－36】**

従って、**西宮都市管理は、各賃借人との間で共益費変更の覚書を締結する必要がある。【意見－31】**

⑧店舗売上金の取扱いについて

西宮都市管理では、フレンテ西宮の各店舗の賃借人との間で賃貸借契約を締結している。賃貸借契約書では売上金の取扱いについても定められており、「売上管理規程」の定めるところにより、当該営業日中に西宮都市管理に預託し、賃料、共益費等を差し引いて、毎月2回賃借人に返還することとされている。

当包括外部監査において、店舗売上金の事務処理を確認した結果、**店舗売上金の預託が行われず、その代わりに毎月賃料等を請求するという賃貸借契約に定められた売上金の取扱いが行われていない事例が確認された。【指摘事項－37】**

なお、当該店舗は他の区分所有者による直営となっており、店舗面積の一部を西宮都市管理が賃借していることから、例外的に賃料等を請求する事務処理が行われているとのことである。

従って、**西宮都市管理は、実際の事務処理に整合するよう賃貸借契約の内容を見直すなどの対応をすべきである。【意見－32】**

【上記の事案の賃貸借契約書】（一部抜粋）

第15条

- 1 売上金及び預り金その他の入金額の取扱いについては、別に定める「売上金管理規程」の定めるところにより、当該営業日中に甲に預託する。
- 2 前項の預託金は、売上金管理規程に基づき賃料、共益費、その他の経費を差し引いて毎月2回乙に返還する。

(注) 上記では、甲は西宮都市管理、乙は賃借人（M社）を指す。

⑨売上管理システムのマスタ登録誤りについて

西宮都市管理では、フレンテ西宮の各店舗の賃借人との賃料等の契約条件について、売上管理システムのマスタに登録し、当該システムを利用して各賃借

人との売上金の精算等を行っている。賃料については、定額賃料に加えて歩合賃料を定めている場合もあり、その場合には売上管理システム上、歩合賃料に関する情報（基準売上金額、歩合料率等）を登録することとなっている。

当包括外部監査において、売上管理システムのマスタ登録状況を確認した結果、**歩合賃料制を採用しているにも関わらず、その情報が売上管理システムのマスタに適切に登録されていなかった結果、歩合賃料が正しく請求されていない事例が発見された（請求漏れ金額：7千円）。【指摘事項－38】**

売上管理システムのマスタが適切に入力されていない場合には、誤った精算処理が行われることとなるため、**西宮都市管理は、売上管理システムに契約条件が適切に入力されていることを改めて確認すべきである。【意見－33】**

#### ⑩市による経営計画のモニタリングについて

市は、平成 23 年 4 月 1 日付で締結した金銭消費貸借契約に基づき、西宮都市管理に対して資金の貸付けを行っており、令和 4 年度末時点の残高は 660,000 千円となっている。

#### 【貸付条件】

貸付金額	990,000 千円
貸付日	平成 23 年 4 月 1 日
償還期限	令和 27 年 3 月 28 日
償還方法	平成 25 年 3 月 28 日を第 1 回とし、以後毎年 3 月 28 日（銀行等金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に 30,000 千円を 33 回にわたり分割して償還する。
利率	年 0.08%の割合とする。ただし、平成 25 年 3 月 29 日以降の利率について市と西宮都市管理双方の協議の上、別途覚書により決定することとする。
利息支払方法	平成 24 年 3 月 28 日を第 1 回とし、以降毎年 3 月 28 日（銀行等金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日）に後払いする。なお、利息は初回のみ年 365 日の日割計算とし以後は未償還元金に借入利率を乗じた額とする。

#### 【貸付返済額表】

（単位：千円）

回数	返済日	元金返済額	返済後残高	利息額	利率
		1 年据置	990,000	786	0.08%
1	2013/3/28	30,000	960,000	792	0.08%
2	2014/3/28	30,000	930,000	768	0.08%

回数	返済日	元金返済額	返済後残高	利息額	利率
3	2015/3/28	30,000	900,000	744	0.08%
4	2016/3/28	30,000	870,000	720	0.08%
5	2017/3/28	30,000	840,000	696	0.08%
6	2018/3/28	30,000	810,000	672	0.08%
7	2019/3/28	30,000	780,000	648	0.08%
8	2020/3/30	30,000	750,000	624	0.08%
9	2021/3/29	30,000	720,000	600	0.08%
10	2022/3/28	30,000	690,000	576	0.08%
11	2023/3/28	30,000	<b>660,000</b>	552	0.08%
12	2024/3/28	30,000	630,000		
13	2025/3/28	30,000	600,000		
14	2026/3/28	30,000	570,000		
15	2027/3/28	30,000	540,000		
16	2028/3/28	30,000	510,000		
17	2029/3/28	30,000	480,000		
18	2030/3/28	30,000	450,000		
19	2031/3/28	30,000	420,000		
20	2032/3/28	30,000	390,000		
21	2033/3/28	30,000	360,000		
22	2034/3/28	30,000	330,000		
23	2035/3/28	30,000	300,000		
24	2036/3/28	30,000	270,000		
25	2037/3/28	30,000	240,000		
26	2038/3/28	30,000	210,000		
27	2039/3/28	30,000	180,000		
28	2040/3/28	30,000	150,000		
29	2041/3/28	30,000	120,000		
30	2042/3/28	30,000	90,000		
31	2043/3/28	30,000	60,000		
32	2044/3/28	30,000	30,000		
33	2045/3/28	30,000	—		

また、市と西宮都市管理は上記の金銭消費貸借契約に関して別途覚書を締結しており、その中で、西宮都市管理は1年ごとに3ヵ年の経営計画（損益収支・

資金収支)を策定し、市に提出することとされている。これを受けて、西宮都市管理は令和5年度～令和7年度の経営計画を策定し、市に提出している。市に提出した経営計画(損益計画・資金計画)は、以下のとおりである。

### 【損益計画(令和5年度～令和7年度)】

(単位:千円)

	決算額		予算額	見込額	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
売上高	390,038	398,432	396,546	396,546	396,546
営業費用	345,460	356,511	368,238	368,087	367,521
(内、水道光熱費)	(37,577)	(46,312)	(54,691)	(54,691)	(54,691)
営業損益	44,578	41,921	28,308	28,459	29,025
営業外収益	7,656	2,030	2,001	2,001	2,001
営業外費用	1,121	832	735	639	552
経常損益	51,113	43,119	29,574	29,821	30,474
特別利益	-	-	-	-	-
特別損失	-	-	-	-	-
税引前当期純利益	51,113	43,119	29,574	29,821	30,474
法人税等	18,892	15,940	13,236	13,311	13,517
<b>当期純利益</b>	<b>32,221</b>	<b>27,179</b>	<b>16,338</b>	<b>16,510</b>	<b>16,957</b>
繰越利益	208,916	236,095	252,433	268,943	285,900

### 【資金計画(令和5年度～令和7年度)】

(単位:千円)

		決算額		予算額	見込額	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金源	内部留保	32,221	27,179	16,338	16,510	16,957
	減価償却費	40,207	40,143	39,762	39,611	39,045
	<b>資金源 合計</b>	<b>72,428</b>	<b>67,322</b>	<b>56,100</b>	<b>56,121</b>	<b>56,002</b>
資金使途	借入金返済 (市中銀行)	3,996	3,996	3,996	3,996	1,019
	(市)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	建設協力金返済	29,333	29,333	29,333	29,333	29,333
	<b>小計(借入金・建協金返済)</b>	<b>63,329</b>	<b>63,329</b>	<b>63,329</b>	<b>63,329</b>	<b>60,352</b>
	敷金返済	2,950	4,586	5,000	5,000	5,000
	設備投資・預託金返還等	17,979	17,562	2,000	2,000	2,000

		決算額		予算額	見込額	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	資金使途 合計	84,258	85,477	70,329	70,329	67,352
差引過不足額		△ 11,830	△ 18,155	△ 14,229	△ 14,208	△ 11,350
調達	敷金受入・預託金等増加	16,769	1,256	1,000	1,000	1,000
	調達 合計	16,769	1,256	1,000	1,000	1,000
<b>繰越残高</b>		<b>174,730</b>	<b>157,831</b>	<b>144,602</b>	<b>131,394</b>	<b>121,044</b>
期末残高	長期借入金 (市中銀行)	13,007	9,011	5,015	1,019	-
	(市)	690,000	660,000	630,000	600,000	570,000
	期末残高 合計	703,007	669,011	635,015	601,019	570,000
建設協力金残高		135,638	106,305	76,972	47,639	18,306

上記のとおり、令和5年度～令和7年度の経営計画では、継続的に当期純利益を確保するものの、水道光熱費の増加等を要因として令和3年度・令和4年度の利益水準と比較すると大きく減少する計画となっている。また、**資金計画**では、**資金源合計（内部留保と減価償却費の合計）と借入金・建設協力金返済額**を比較した場合、**内部留保（＝経営計画上の当期純利益）の減少により借入金・建設協力金返済額が資金源合計額を継続的に上回る計画**となっており、その結果、毎年度の資金残高（資金計画上の「繰越残高」）が10,000千円程度ずつ減少する見通しとなっている。

このように、**西宮都市管理が市に提出した令和5年度～令和7年度の経営計画では厳しい経営状態となることが想定されるにも関わらず、市は提出された経営計画に関して批判的な視点からのヒアリング等のモニタリングを十分に実施しておらず、債権管理手続が不十分である。【指摘事項－39】**

従って、**市は、西宮都市管理に対して多額かつ回収期間が20年以上にわたる貸付金を有していることを改めて自覚するとともに、債権管理手続を強化する必要がある。【意見－34】**

#### 【金銭消費貸借契約に関する覚書】（一部抜粋）

1. 乙は、1年ごとに3ヵ年の経営計画（損益収支・資金収支）を策定するとともに、甲にこれを提出すること。なお、計画は以下の条件を満たすものであること。
  - (1) 経営に支障が無い程度の資金を留保しつつ、契約どおりの償還が十分に可能になっていること。
  - (2) 当該期間内で必要と見込まれる設備投資に要する経費についても反映すること。

(注) 上記では、甲は市、乙は西宮都市管理を指す。

⑪出納に関する内部統制について

西宮都市管理は、小口現金の残高管理において、小口現金レジのレシート当日残高と現金の実際残高との一致をチェックしている。しかし、当該チェックのみでは、仮にレジで立替や仮払として出金処理し、経費等申請書が適切に作成されていない場合であってもレジのレシート当日残高と現金の実際残高は一致するため、不適切な出金記録があったとしても防止・発見することができない。【指摘事項－40】

レジのレシートに記載された出金に対する経費等申請書が網羅的に作成されていることをチェックし、適正な出金管理が行われていることを確認することが必要である。【意見－35】

⑫外形標準課税の計上区分について

事業税の付加価値割 873 千円及び資本割 2,620 千円について、販売費及び一般管理費で計上すべきところ、法人税等で計上しているため、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が実態より過大となっている。【指摘事項－41】

付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費で処理し、各段階損益を適正に表示するべきである。【意見－36】

**【法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準】（一部抜粋）**

10. 事業税（付加価値割及び資本割）は、原則として、損益計算書の販売費及び一般管理費として表示する。ただし、合理的な配分方法に基づきその一部を売上原価として表示することができる。

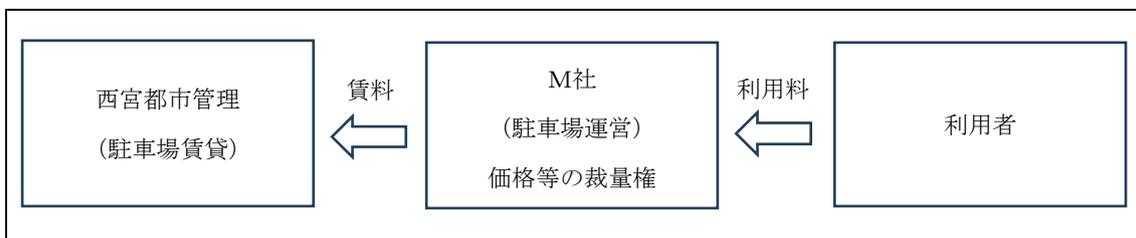
⑬駐車場の取引形態について

西宮都市管理が保有する駐車場の運営について、委託先であるM社が駐車場の賃料を受け取って、駐車場運営している。

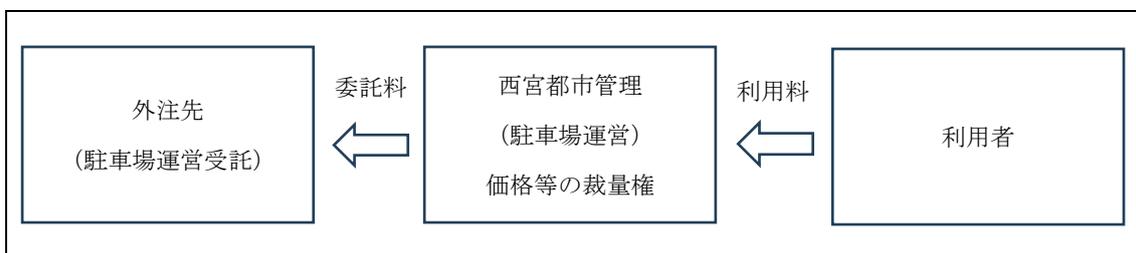
本来、駐車場はフレンテ西宮の魅力UPや利用促進など全体を考慮した料金設定などを検討するが、**料金設定の裁量権を手放すような取引形態となっている点で不適切である。【指摘事項－42】**

**料金設定等の裁量権が西宮都市管理にあるようにするために、例えば、西宮都市管理が利用料を受取り、管理運営委託を外注する形式に取引形態の見直しを行うことが考えられる。【意見－37】**

**【現状の取引形態】**



**【見直し取引形態 (例)】**



⑭利益相反取引について

現在、M社の社長が西宮都市管理の取締役就任しているが、西宮都市管理とM社の関係は、西宮都市管理がM社へ駐車場を賃貸し、M社が運営するという重要な取引を行っている関係にある。にもかかわらず、**取締役会・株主総会の議事録を確認する限りにおいて取締役選任に際して当該重要な取引があることを開示することなく選任されている点で不適切である。また、取締役選任以降において、西宮都市管理とM社との取引は利益相反取引に該当するものの、当該取引について取締役会の承認を得ていない点で会社法違反である。【指摘事項－43】**

**M社との取引について、取締役会において重要な事実を開示し、承認を得る必要がある。【意見－38】**

## 【会社法】（一部抜粋）

（競業及び利益相反取引の制限）

第 356 条 取締役は、次に掲げる場合には、**株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。**

- 一 取締役が自己又は第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。
- 三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

（株主総会の権限）

第 295 条 株主総会は、この法律に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

**2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。**

3 この法律の規定により株主総会の決議を必要とする事項について、取締役、執行役、取締役会その他の株主総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

(5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会

①概要

代表者	理事長 宮島茂敏	所在地	西宮市六湛寺町 10 番 3 号西宮市役所内							
所管課	研修厚生課	設立年月日	昭和 58 年 4 月 1 日							
設立目的	西宮市行政に協力し、市民の地方自治に関する意識の向上を図る事業を行い地方自治の振興に資するとともに、西宮市職員の福利厚生に関する給付、貸付、共済及びその他の事業を行い公務の能率的な運営に資すること。									
事業内容	公益事業及び、会員に対する給付事業、文化・体育・レクリエーション事業・貸付事業など									
主要事業 (令和 4 年度)	事業名	事業内容			決算額 (千円)					
	給付事業	弔慰金(会員又は配偶者等が死亡した場合)、結婚祝金(会員が婚姻した場合)、出産祝金(会員又は配偶者が出産した場合)、就学祝金(会員の子が就学した場合)、銀婚祝金(会員が婚姻後 25 年を迎えた場合)、壮健祝金(会員が満 55 歳を迎えた場合)、リフレッシュ給付金(会員がリフレッシュ休暇を与えられた場合)等の給付事業を実施。			58,475 千円					
	文化・体育・レクリエーション事業	マイライフセミナー(退職準備型ライフプランセミナーとして 45 歳以上の会員を対象に退職後の生活プランに関する研修を実施)、カフェテリア・プラン(会員にポイントを付与し、指定する福利厚生メニューから選択・実施した際にポイントの範囲内で補助)、プロ野球・Jリーグ年間指定席等幹旋(野球等チケットの幹旋を実施)、サークル活動助成(会員の自主運営サークルに対して活動費の一部を助成)等の事業を実施。			73,842 千円					
	貸付事業	普通貸付を実施。			貸付額 133,740 千円 償還額 132,487 千円					
	公益事業	献血の推進に関する事業、寄付、会議室提供の公益事業を実施。			500 千円 (献血) 200 千円 (寄付) 22,284 千円 (会議室提供: 公益) 22,171 (会議室提供: 公益以外)					
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度				
	委託料	-	-	-	-	-				
	指定管理料	-	-	-	-	-				
	補助金	12,468	11,966	11,464	10,795	10,775				
	その他	45,069	45,377	45,791	46,066	46,635				
	計	57,537	57,343	57,255	56,861	57,410				
役員数 (人) (令和 5 年 4 月 1 日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB 職員	非正規	総数
	人数	0	14	14	0	3	3	0	1	4

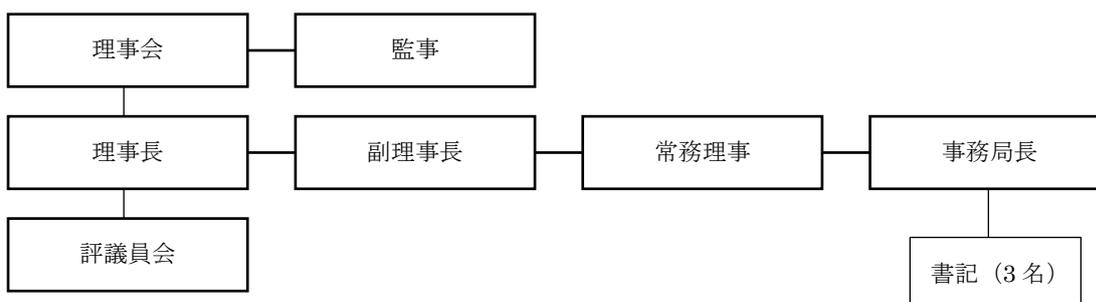


【市役所東館 8 階】



【市役所本館売店】

②組織図（令和4年4月1日現在）



③財務諸表の推移

（単位：千円）

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸借対照表	流動資産	75,529	69,519	79,464	84,796	95,456
	固定資産	1,308,758	1,271,622	1,236,318	1,210,368	1,171,537
	資産合計	1,384,287	1,341,142	1,315,783	1,295,164	1,266,993
	流動負債	50,365	48,289	50,645	52,375	57,552
	固定負債	-	-	-	-	-
	負債合計	50,365	48,289	50,645	52,375	57,552
	指定正味財産	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
	一般正味財産	1,263,921	1,222,852	1,195,137	1,172,788	1,139,441
	正味財産合計	1,333,921	1,292,852	1,265,137	1,242,788	1,209,441
	負債・正味財産合計	1,384,287	1,341,142	1,315,783	1,295,164	1,266,993
正味	経常収益	170,217	170,594	158,426	164,557	168,371
	経常費用	239,765	201,133	186,141	186,906	201,718

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
財産増減計算書	当期経常増減額	△69,547	△30,538	△27,714	△22,349	△33,347
	経常外収益	-	-	-	-	-
	経常外費用	-	10,531	-	-	-
	当期経常外増減額	-	△10,531	-	-	-
	当期一般正味財産増減額	△69,547	△41,069	△27,714	△22,349	△33,347

#### ④職員自治振興会事業補助金について

職員自治振興会は、令和 4 年度において市から一般財団法人西宮市職員自治振興会事業補助金交付要綱に基づき、西宮市職員自治振興会事業補助金を以下のとおり受給している。

#### 【西宮市職員自治振興会事業補助金の概況（令和 4 年度）】

補助対象事業名	補助対象経費	実績額
職員自治振興会が行う西宮市職員会館及び東館に係る会館運営事業	会館運営事業にかかる通信運搬費支出、消耗品費支出、消耗什器備品費支出、修繕費支出、光熱水費支出、賃借料支出、保険料支出、委託費支出及び雑支出	10,775 千円

(単位：千円)

交付申請先	金額
西宮市長	9,377
西宮市病院事業管理者	659
西宮市上下水道事業管理者（上水）	496
西宮市上下水道事業管理者（工水）	12
西宮市上下水道事業管理者（下水）	231
合計	10,775

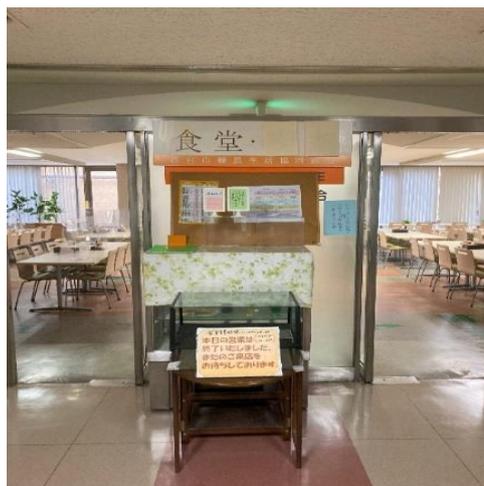
**職員自治振興会は、西宮市長、西宮市病院事業管理者、西宮市上下水道事業管理者（上水・工水・下水）に対して、それぞれ補助金交付申請を行っている。各交付申請先から受給する補助金の額が異なることから、各補助金申請額に対応した事業計画書、収支予算書を提出する必要があるが、職員自治振興会は、交付申請合計額（10,775 千円）に対応した事業計画書、収支予算書を提出していた。【指摘事項－44】**また、**西宮市長他に提出された補助事業等実績報告書**

**に添付された収支決算書を確認した結果、それぞれから受給した補助金の額に対応した収支決算書ではなく、受給合計額（10,775千円）に対応した収支決算書を提出していた。【指摘事項－45】**

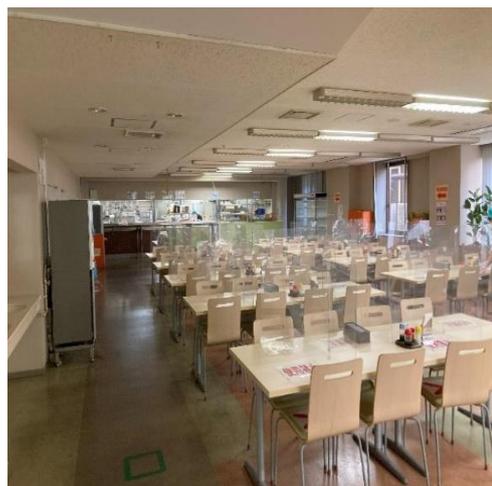
**従って、職員自治振興会は、補助金の額に対応した事業計画書、収支予算書、収支決算書を適切に作成し、提出すべきである。【意見－39】**

⑤地下食堂に関する委託契約書について

職員自治振興会は、本庁舎の地下1階に食堂厨房を設置するため、市から市役所本庁舎の一部について行政財産の使用許可を受けている。使用料については、職員の福利厚生及び来庁者の利便性の向上に寄与することを目的として運営することから、全額減免されている。市役所本庁舎地下食堂について、職員自治振興会は、西宮市職員生活協同組合（以下、「職員生協」という。）及び民間業者と委託契約を締結しており、具体的には職員生協は食堂施設における管理業務を、民間業者は食堂業務を実施している。



【食堂①】



【食堂②】

**市役所本庁舎地下食堂は、市の職員以外の一般の来庁者でも利用可能であるが、委託契約書第4条第1項では、職員生協の組合員及び組合員の関係者に限定されており、実際の利用状況と齟齬が生じている。【指摘事項－46】**

この点、市と西宮市職員共済会（現在の職員自治振興会）及び職員生協は、昭和55年1月10日付で職員食堂の位置づけ等に関して確認書を締結しており、その中で、職員食堂の利用は、原則として職員を対象とすることとするが、職員以外で市庁舎において勤務する者及び来庁の市民等の利用を認めることとされている。

従って、**職員自治振興会は、実際の利用状況と整合するよう委託契約書の条**

**項を見直すべきである。【意見-40】**

**【委託契約書】（一部抜粋）**

第1条 甲は、西宮市から使用許可された食堂施設（以下「施設」という）における管理業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。乙は、食堂業務を丙に委託し、丙は食堂の運営の目的を理解し、これを受託する。

（中略）

第4条 丙は、乙の組合員（以下「組合員」という）および組合員の関係者に対し、良質かつ廉価な飲食物を提供するものとする。

（注）上記では、甲は職員自治振興会、乙は職員生協、丙は民間業者を指す。

**【確認書】（一部抜粋）**

1. 職員食堂は、地方公務員法第42条にいう「厚生に関するもの」に該当し、本来、甲が事業主として実施しなければならない厚生制度として位置づけされるものであるが、従来より、職員の福利厚生にかかる厚生制度の企画、実施については、乙がその任にあたってきた経過があり、当該事業についても乙の所管事業に属するものとする。

なお、乙は過去の事実経過に鑑み、丙に利用者の負担軽減に努めることを条件として、委託することが適当である。

**職員食堂の利用は、原則として、職員を対象とすることとする。ただし、職員以外で市庁舎で勤務する者及び来庁の市民等の利用を認めることとする。**

（注）上記では、甲は市、乙は西宮市職員共済会、丙は職員生協を指す。

⑥特定資産について

公益法人会計基準や公益法人会計基準に関する実務指針において、特定資産（特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）は、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について、取扱要領を作成することが望ましいとされており、貸借対照表上は、特定資産の区分に記載することが求められているが、**特定資産に関する取扱要領は作成されていない。【指摘事項-47】**

従って、**特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。【意見-41】**

減価償却引当資産については、職員自治振興会が区分所有する東館の建物の大規模修繕のための特定資産であるが、**職員自治振興会は、大規模修繕にあたり修繕計画に従った計画的な積立てを行っていない。【指摘事項-48】**

なお、**主たる持分を所有する市において、大規模修繕が計画され、大規模修繕を実施する際には共有者で協議して実施してきた過去を踏まえ、職員自治振興会が区分所有する部分については、市と協議の上、修繕計画に従って計画的に特定資産を積み立てるべきである。【意見-42】**

### 【特定資産の積立】

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
減価償却引当資産	54,946
会館運営資産	40,533
振興会運営資産	48,000
貸倒引当資産	8,590
支払準備引当資産	55,440
特別給付引当資産	50,985

#### ⑦退会せん別金について

職員自治振興会は、退会時に在会年数×10,000円を退会のせん別として給付している。

**退会せん別金は、将来の給付費用であり、在会年数に応じて支給され、退会時に支払うこととなっており、その支給額は在会年数×10,000円と合理的に算定可能であることから、その財源に係る積み立てを行うべきところ、その財源を特定資産として積み立てられていない。【指摘事項－49】**

従って、**令和4年度末の会員に対する要給付額約6億円について、その財源を特定資産として計画的に積み立てるべきである。仮に積み立てが難しい場合、退会せん別金の支給の取りやめや給付費の削減も検討すべきである。【意見－43】**

#### 【退会せん別金要支給額】

会員	会員数	累積在会年数	要給付額
現役	3,474人	59,519年	595,190千円
再任用	194人	579年	5,790千円
計	3,668人	60,098年	600,980千円

#### ⑧職員会館の無償譲受について

市役所東館建設のために職員自治振興会が所有していた旧職員会館を取り壊していることから、旧職員会館見合いとして東館の一部を所有している。職員自治振興会は、東館の一部を使用する予定であったが、市の会議室不足などを背景に、東館7階・8階を市に無償で貸借し、代わりに市から現職員会館の底地を無償貸借され、建物である職員会館は、六湛寺東地区市街地再開発組合

もしくはリース会社（以下、「再開発組合等」という。）から無償で譲り受けている。なお、両者どちらからの譲渡なのかは当時の資料が残っておらず不明であった。

**無償譲受された職員会館について、職員自治振興会の所有であるものの、登記はなされておらず、固定資産台帳に記載がない点で不適切である。【指摘事項-50】**

**登記するとともに、固定資産台帳へ記載すべきである。【意見-44】**

また、**無償譲受された職員会館について、「企業会計原則」第三・五・Fにおいて「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする」と規定されているにもかかわらず、会計処理を行っていない点で不適切である。【指摘事項-51】**

**公正な評価額を取得原価とし、取得原価は減価償却を通じて各事業年度に配分するよう適切に会計処理を行うべきである。【意見-45】**

#### 【企業会計原則】（一部抜粋）

##### 第三 貸借対照表原則

（資産の貸借対照表価額）

五 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。・・・省略

A～E 略

F 贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする。

#### ⑨職員自治振興会の財務状況について

##### （i）経常的な一般正味財産の減少

職員自治振興会は、職員の福利厚生事業を行っているが、その収入の約半分は事業主負担金と会員掛金であり、平成 23 年度に、福利厚生制度の見直しが行われ、事業主負担金と会員掛金の金額を見直すとともに、給付についても見直しが行われている。

しかし、下記のとおり、見直し後の平成 24 年度以降において、**経常収入に対して、経常費用が過大となっているため、一般正味財産増減額は経常的に赤字であり、一般正味財産が減少し続けている。にもかかわらず、経常収入及び経常費用の抜本的な見直しが行われていない結果、赤字の状態が続いている。**

**【指摘事項-52】**

**経常費用の内容を見直すとともに、経常費用に見合った経常収入となるよう見直しを行う必要がある。【意見-46】**

**【一般正味財産増減額の推移】**

(単位：千円)

年度	経常収入	経常費用	一般正味財産 増減額	一般正味財産 増減累積額
平成 24 年度	176,842	217,950	△40,229	△40,229
平成 25 年度	169,946	204,675	△34,249	△74,479
平成 26 年度	169,750	204,555	△34,324	△108,804
平成 27 年度	168,873	197,965	△28,730	△137,534
平成 28 年度	158,614	177,031	△18,417	△155,951
平成 29 年度	170,891	201,216	△30,324	△186,275
平成 30 年度	170,217	239,765	△69,547	△255,823
令和元年度	170,594	201,133	△41,069	△296,893
令和 2 年度	158,426	186,141	△27,714	△324,608
令和 3 年度	164,557	186,906	△22,349	△346,957
令和 4 年度	168,371	201,718	△33,347	△380,304

(ii) 実質的財源不足について

令和4年度の資産には計上されているものの、実質的に財源となり得ない資産が多額に存在する。

このため、**退会せん別金に係る財源が実質的に足りておらず、また、一般正味財産増減額は経常的に赤字であることを鑑みると、財源不足の解消見込みがないため問題である。【指摘事項-53】**

**経常費用に見合った経常収入となるよう見直しを行う際には、財源を特定資産として計画的に積み立てる金額も考慮する必要がある。【意見-47】**

(単位：千円)

財源となり得ない資産②			
土地	216,952		
建物	534,076		
貸付金	44,470		
生協貸付金	47,500		
計	842,998		
財源となり得る資産 ③	423,994	負債 ④	57,552
		退会せん別金に係る財源計上 ⑤	600,980
<b>不足している財源 ⑥</b>	<b>234,537</b>		

資産合計	①	1,266,993
実質的に財源となり得ない資産	②	842,998
財源となり得る資産	①-②=③	423,994
負債に対する財源	④	57,552
退会せん別金に対する財源	⑤	600,980
<b>実質的に不足している財源</b>	<b>③-④-⑤=⑥</b>	<b>△234,537</b>

土地	216,952
建物	534,076
貸付金	44,470
生協貸付金	47,500
実質的に財源となり得ない資産(上記合計)	② 842,998

(iii) 職員会館警備費用

職員自治振興会は、職員会館及び東館に関する会館運営事業を行っており、

各館の会議室の貸出業務を行っている。会議室を利用できるのは、市や市の外郭団体、職員自治振興会の会員（原則として市職員は入会）などであり、過去5年間の各館の会議室の稼働率は以下のとおりである。東館については比較的良好な稼働状況が継続しているが、職員会館の稼働率は半分程度に留まっていることが分かる。

**【職員会館・東館の稼働状況（平成30年度～令和4年度）】**

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員会館	59.73%	57.62%	50.86%	52.13%	52.47%
東館	76.54%	76.71%	78.71%	89.66%	91.43%

また、職員自治振興会は、職員会館維持管理業務を行うに当たり、常駐警備業務を民間業者に委託している（契約金額：8,976千円（税込））。当該委託費は職員自治振興会事業補助金の補助対象経費となっているが、受給している補助金が10,775千円であることから、当該補助金のほとんどが常住警備業務に係る委託費に充当されていると言える。

当該委託契約に係る業務仕様書では、警備員の配置については以下のとおりとされている。

**【警備員配置表】**

No.	日数	巡回時間	巡回周期	巡回場所
1	243	17:00～9:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18時に1回</li> <li>・ 20時に1回</li> <li>・ 機械警備（22時～翌朝6時）開始前の21時に1回</li> <li>・ 翌朝6時に1回</li> </ul> 合計4回	平日 職員会館内及び会館周り 但し、会議室使用終了後施錠等を行う。
2	122	9:00～9:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 10時に1回</li> <li>・ 15時に1回</li> <li>・ 19時に1回</li> <li>・ 機械警備（22時～翌朝6時）開始前の21時に1回</li> <li>・ 翌朝6時に1回</li> </ul> 合計5回	土・日・祝日・12/29～1/3 職員会館内及び会館周り 但し、会議室使用終了後施錠等を行う。

上記のとおり、当該委託契約は、職員自治振興会の職員が不在となる平日の夜間や土日祝日に警備員を常駐させることを目的としている。職員会館は、市の公共利用を始めとして、職員サークルや職員団体などにより利用されているが、**契約では年末年始や早朝を始めとした利用ニーズの低い日時についても警備が行われる内容となっており、それに対する警備費用が発生していることとなる。**

市には本庁舎を始めとして複数の棟があり、その中には多数の会議室を構えている。**市の厳しい財政状態や職員自治振興会の財務状態等を勘案すれば、多額の委託費を支払ってまで利用ニーズの少ない期間の会館開放を続ける必要性については、改めて検討すべきであろう。**

### 【西宮市職員会館会議室及び東館 8 階会議室使用規程】（一部抜粋）

第3条 会議室を使用できる日時は、次のとおりとする。

- (1) 1月4日（1月4日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、順次繰り下げた日）から12月28日（12月28日が土曜日又は日曜日にあたる場合は、順次繰り上げた日）まで。
- (2) 午前9時から午後9時まで（ただし、事情によりやむを得ないと理事長が特に必要と認めたときはこの限りでない。）。
- (3) 保守点検等で理事長が必要と認めたときは、使用を制限することができる。

第4条 会議室を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 振興会の会員
- (2) 振興会及び西宮市職員生活協同組合（以下、「福利厚生団体」という。）
- (3) 教職員を除く西宮市職員で構成する職員団体等（以下「組合等」という。）
- (4) 振興会認定サークル
- (5) 西宮市及び西宮市の外郭団体（以下「市」という。）
- (6) その他特別な理由で理事長が認めた者

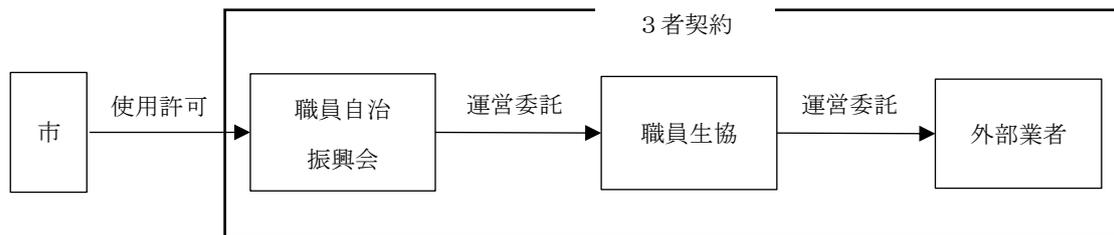
#### (iv) 職員自治振興会と職員生協との取引

市、職員自治振興会及び職員生協間での取引があり、それぞれ図示すると、以下のとおりである。

##### (a) 市役所本庁舎地下食堂

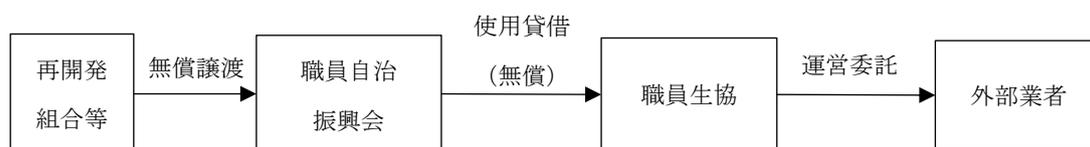
前述のとおり、職員自治振興会は、本庁舎の地下1階に食堂厨房を設置するため、市から市役所本庁舎の一部について行政財産の使用許可を受けており、使用料については、全額減免されている。当該市役所本庁舎地下食堂について、職員自治振興会は、職員生協及び民間業者の3者間で委託契約を締結しており、具体的には職員生協は食堂施設における管理業務を、民間業者は食堂業務を実施している。

なお、運営委託料として、月50千円（税抜）を職員生協に支払っている。



(b) 職員会館喫茶店

前述のとおり、職員自治振興会は、過去の経緯から職員会館を無償譲受しており、その1階に設置されている喫茶店について、職員自治振興会は、職員生協と使用貸借契約（無償）を締結し、職員生協は、外部業者に運営委託している。

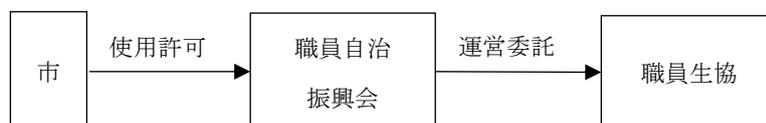


(c) 市役所本庁舎1階売店

職員自治振興会は、本庁舎の1階に売店を設置するため、市から市役所本庁舎の一部について行政財産の使用許可を受けており、使用料については、全額減免されている。

当該売店について職員自治振興会は、職員生協に運営委託している。

なお、運営委託料として、年2,000千円（税抜）を職員生協に支払っている。



本庁舎売店事業は、昭和44年に職員生協が旧西宮市職員共済会（職員自治振興会の前身。以下、「旧職員共済会」という。）から分離独立した際に、旧職員共済会から継承し、昭和46年現本庁舎竣工時から現在の階段下の場所で運営している。

平成22年度からは、職員生協の経営見直しにより、本庁舎売店事業は職員自治振興会が継承し、売店運営を職員生協が受託している。

売店設置の目的は、職員の福利厚生利用もあるが、来庁者の利便を図ることが主眼と推察され、市各課が所管する衛生券、ゴミ処理券、市発行物、やまなみバス券の販売を受託することで、市民の利便性を高めるとともに、各課における販売事務の軽減を図っている。

なお、令和4年度における本庁舎売店運営事業の収支は、売上利益1,290千円に対し、人件費3,200千円であり、1,909千円の赤字となっているとのことであるが、職員自治振興会は、職員生協に対し、委託費2,000千円支払っていることから、実質的に赤字補填をしている状況である。

**職員自治振興会については、本庁舎売店運営事業を含めた職員生協の経営状況について、毎年の事業報告及び決算により把握を行っているとのことであるが、毎年赤字の状態が続いており、今後も継続的に売店事業を続けることについては、疑問が残る。【指摘事項－54】**

**従って、本庁舎売店運営事業が来庁者の利便とともに職員の福利厚生にも寄与するものであるかどうかを含め、本庁舎売店運営事業の継続の是非について、市と協議の上、検討すべきである。【意見－48】**

また、(i) 市役所本庁舎地下食堂及び(ii) 職員会館喫茶店については、いずれも職員生協を介した外部業者との取引となっており、職員生協及び外部業者に対して、収入が計上されるスキームとなっている。職員生協を介した取引となっている理由について回答を求めた結果、合理的な回答は得られなかった。

**職員自治振興会は、職員生協を介した取引の合理性について確認した上で、合理性がないと判断された場合、取引の見直しが必要である。【意見－49】**

以上から、**職員自治振興会は、退会せん別金を考慮した場合、実質的には財源不足の状態であるため、経常的な赤字体質を脱するべく、収支改善に向けた諸々の課題の解決に向けた検討を早急に実施する必要がある。【意見－50】**

## (6) さくらFM株式会社

### ①概要

代表者	代表取締役 皆川廣一	所在地	西宮市池田町9番7号フレンテ西館3階						
所管課	広報課	設立年月日	平成10年2月19日						
設立目的	①放送法による超短波放送、その他一般放送事業 ②放送番組の制作及び販売 ③放送時間の販売 ④出版、録音、その他マルチメディア業務 ⑤超短波放送に関連する多重放送事業								
事業内容	FM放送業								
主要事業 (令和4年度)	事業名	事業内容		決算額(千円)					
	放送事業	FM放送、広告		53,165					
	物販事業	緊急告知ラジオ、放送機器販売		27,469					
	設置工事業	ラジオ設置、小規模電気工事		2,472					
	その他事業	イベント音響、管理費		5,964					
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	委託料	42,841	42,935	40,400	36,050	37,765			
	指定管理料	-	-	-	-	-			
	補助金	-	-	-	-	-			
	その他	16,010	28,299	28,822	28,442	21,455			
	計	58,852	71,235	69,222	64,492	59,221			
役員員数(人) (R5年4月1日 現在)	区分	役員数			職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB職員	非正規
	人数	1	4	5	3	4	0	0	1

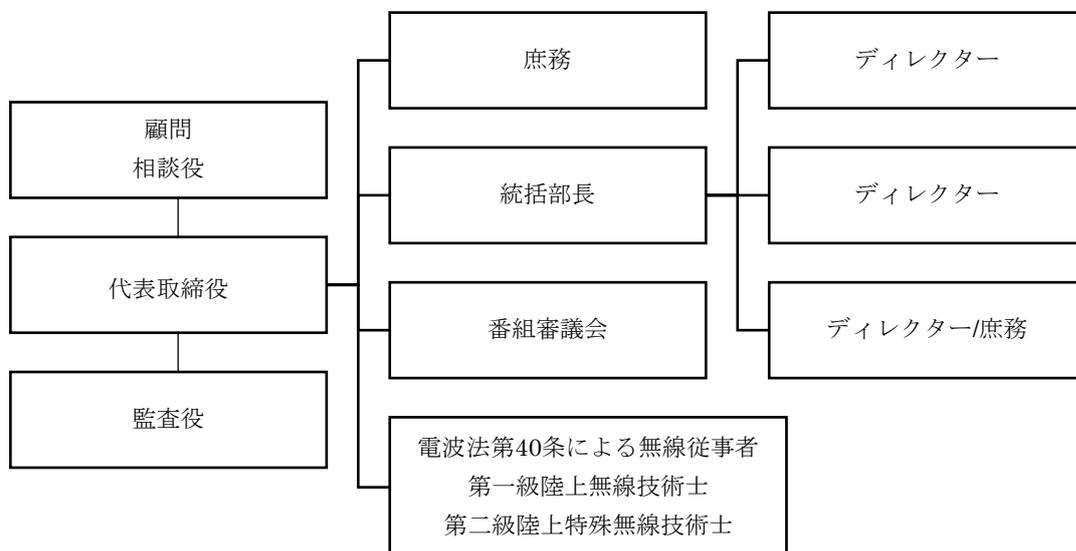


【ラジオブース①】



【ラジオブース②】

②組織図（令和5年3月31日現在）



③財務諸表の推移

（単位：千円）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	77,376	86,069	98,814	104,681	107,788
	固定資産	10,546	9,203	8,359	6,981	6,526
	資産合計	87,922	95,272	107,173	111,663	114,315
	流動負債	10,863	10,489	11,515	10,359	11,875
	固定負債	-	-	-	-	-
	負債合計	10,863	10,489	11,515	10,359	11,875
	資本金	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000
	準備金	△12,940	△5,216	5,658	11,304	12,440
	資本合計	77,059	84,783	95,658	101,304	102,440
	負債・資本合計	87,922	95,272	107,173	111,663	114,315
損益計算書	売上高	84,521	94,093	89,209	88,259	89,072
	売上原価	57,603	65,118	63,073	67,916	69,981
	売上総利益	26,918	28,974	26,135	20,342	19,091
	販売費及び一般管理費	21,909	23,369	19,385	14,793	17,550
	営業利益	5,009	5,604	6,750	5,549	1,541
	営業外収益	9,684	4,913	8,760	1,659	301

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
営業外費用	3,809	1	7	-	-
経常利益	10,883	10,517	15,502	7,208	1,842
税引前当期純利益	10,883	10,517	15,494	7,208	1,757
法人税等	2,523	2,793	4,619	1,562	622
当期純利益	8,360	7,724	10,874	5,646	1,135

#### ④取締役会の書面決議について

会社法では、会議を実際には開催しなくても取締役会決議があるとする、いわゆる「書面決議」が認められている。会社法第 370 条で定められている書面決議の要件は、以下のとおりである。

- |     |  |
|-----|--|
| (a) | 定款の定め  |
| (b) | 取締役が取締役会決議の目的事項について行った提案について、当該議決に参加できる全取締役が書面又は電磁的方法により同意すること |
| (c) | 各監査役が、取締役会決議の目的事項について特に異議を述べないこと                               |

下記は、取締役会の書面決議の議事内容である。

#### 【取締役会議事内容】

みなし決議日	内容
第 24 期第 1 回 令和 2 年 5 月 18 日	1. 報告事項 (1) 第 23 期第 5 回取締役会（令和 2 年 2 月 10 日開催）議事録確認の件 (2) 第 23 期（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）決算報告の件 (3) 第 16 期（令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）番組審議会委員報告の件 2. 協議事項 (1) <b>第 23 期（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）決算承認の件</b> (2) 第 24 期定時株主総会（令和 2 年 6 月 16 日）招集の件
第 25 期第 1 回 令和 3 年 5 月 18 日	1. 報告事項 (1) 第 24 期第 4 回取締役会（令和 3 年 2 月 15 日開催）議事録確認の件および令和 3 年 4 月 1 日みなし決議について (2) 第 24 期（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）決算報告の件 (3) 番組審議会委員の交代の件 2. 協議事項 (1) <b>第 24 期（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）決算承認の件</b> (2) 第 25 期定時株主総会（令和 3 年 6 月 15 日）招集の件

みなし決議日	内容
	(3) 株式譲渡の件 (4) 第 25 期（令和 3 年度）予算案承認の件

取締役会議事録を確認した結果、上記の**書面決議に際して、取締役全員の同意書**を入手しているものの、**書面決議の要件である監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行っていなかった。**【指摘事項－55】

定款第 21 条において、監査範囲を会計に関するものに限定しているため、会計に関するもの以外の協議事項である場合、監査役の異議がないかを確認することは求められていないと解するが、当該**書面決議の協議事項は、いずれも計算書類の承認事項や予算案承認事項であったため、監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行うべきであった。**取締役会の決議事項が会計に関する事項である場合、**監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行うべきである。**【意見－51】

#### 【会社法】（一部抜粋）

（取締役会の決議の省略）

第 370 条 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（**監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。**）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

#### 【定款】（一部抜粋）

（取締役会）

第 20 条

6 **会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたとみなす。**

（監査範囲の限定）

第 21 条 当社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

#### ⑤ 経理規程の整備について

さくら FM は、企業の課税されるべき所得額を算出するための会計処理、いわゆる税務会計により決算書を作成している。しかし、市の外郭団体に位置付けられていることや、株主が 42 名と利害関係者も少なくないことから、利害関係者に対して、自社の財政状態や経営成績を適正に開示するための決算書を作成すべきである。にもかかわらず、**さくら FM は、経理規程を策定せず、貸倒引当金や賞与引当金などが計上されていないため、財政状態や経営成績が適切に開示されていない。**【指摘事項－56】

また、市は、経理規程が策定されていないことを放置するなど主体的に指導、調整を行っていない。【指摘事項－57】

さくらFMは、財政状態や経営成績を適正に開示するための会計処理が行えるよう経理規程を策定すべきであり、市は、主体的に指導、調整すべきである。

【意見－52】

### 【外郭団体の定義】（再掲）

西宮市では、次の各号のいずれかに該当する特別法人、財団法人、社団法人、株式会社、社会福祉法人を外郭団体としています。

- (1) 市の資本金等への出資比率が50%以上の団体
- (2) 市の資本金等への出資比率が25%以上50%未満の団体の内、本市が筆頭出資者で主体的な責務を担う団体
- (3) 前2号に掲げるものの他、**本市と人的、資金的及び業務内容において強い関連性を持ち、本市が主体的に指導、調整を行う必要のある団体**

(出典：市ホームページ)

### ⑥市との関係性について

さくらFMは、令和4年度において年間売上高89百万円のうち、59百万円を市の財政的支援として受けている。

直近3事業年度の状況は、下表のとおりである。

### 【売上高に占める市との取引割合】

(単位：千円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
売上高 ①	89,209	88,259	89,072
うち市からの財政支援 ②	69,222	64,492	59,221
割合 ②/①	77.6%	73.1%	66.5%
②の内訳			
<b>放送料（放送枠の提供）</b>	<b>37,159</b>	<b>32,715</b>	<b>33,646</b>
<b>物販料（緊急告知ラジオの購入）</b>	<b>22,284</b>	<b>21,483</b>	<b>18,394</b>
管理料（生瀬・畑山中継局）	5,892	6,342	2,375
設置工事料（取付・保守）	3,225	3,319	4,103
広告料	15	15	15
その他	644	616	684

(i) 放送料について

上表のうち、まず放送料についてであるが、さくらFMは令和4年度において年間約33百万円の放送料の提供を受け、市は市内の情報や市政情報等を市民に対して提供している。

ここで、市民に対するさくらFMの知名度やラジオ自体の聴取動向、ラジオの利用頻度等について、さくらFMが実施した市民へのアンケート結果は、下表のとおりである。

### 【にしのみや市民祭りアンケート結果】（一部抜粋）

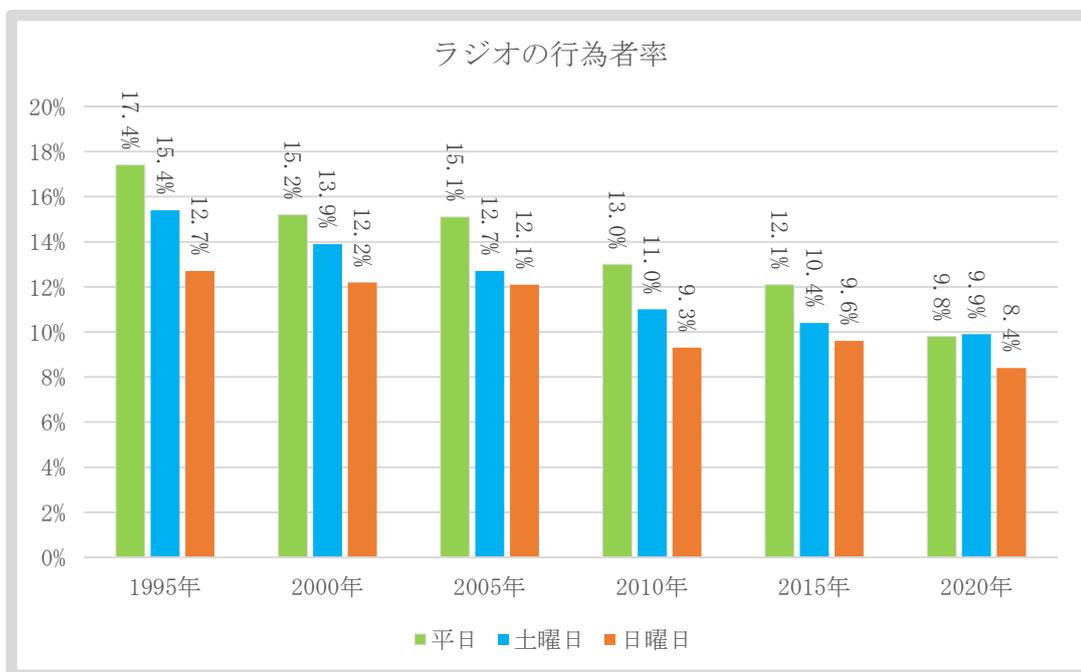
（単位：％）

項目	平成30年10月	令和元年10月	令和4年10月
回答数	172	447	188
<b>Q1. あなたは、さくらFMに限らず普段からラジオを聞きますか？</b>			
①よく聴く	12.4	11.4	13.0
②時々聞く	31.8	32.7	32.6
<b>③聞かない</b>	<b>55.9</b>	<b>55.8</b>	<b>54.3</b>
<b>Q2. 「さくらFM」というラジオ局をご存じですか？</b>			
<b>①知っている</b>	<b>68.0</b>	<b>70.9</b>	<b>70.7</b>
②知らない	32.0	29.1	29.3
<b>Q3. 「さくらFM」を聴いたことがありますか？</b>			
①ある	40.7	44.4	47.3
<b>②ない</b>	<b>59.3</b>	<b>55.6</b>	<b>52.7</b>
<b>Q4. 「聴いたことがある」と答えられた方は、どの程度聴いていますか？</b>			
①ほぼ毎日	5.2	7.9	4.8
②1週間に数回	23.4	13.8	16.7
③1ヵ月に数回	19.5	14.3	20.2
<b>④今までに数回</b>	<b>46.8</b>	<b>58.1</b>	<b>53.6</b>
⑤その他	5.2	5.9	4.8
<b>Q5. Q3で「聴いたことがない」と答えられた方は、その理由は何ですか？</b>			
<b>①ラジオを聴かない</b>	<b>45.7</b>	<b>48.3</b>	<b>46.6</b>
②ラジオを持っていない	21.0	10.3	13.6
③さくらFMを受信できない	3.8	8.4	3.9
④多局の方が面白いから	1.9	2.7	2.9
⑤どのような番組か知らない	25.7	25.3	25.2
⑥その他	1.9	5.0	7.8

令和4年度10月に実施したアンケート結果によると、「さくらFMというラジオ局を知っている」と答えた方は全体の70%を超えたものの、**約半数の人が「ラジオを普段から聞かない」または「さくらFMを聴いたことがない」といった回答**であり、コロナ禍により中止になった令和2・3年度を除いた過去2回でも同様の傾向であった。

また、NHK放送文化研究所が令和3年5月に発表した令和2年国民生活時間調査報告書によると、ラジオの行為者率の推移については、下グラフのとおりである。

なお、「ラジオの行為者率」とは、指定された時間にラジオを15分以上聴いた人が、属性対象人数に対しどれほどいたのか、その割合を意味する。また今件のラジオには物理的なラジオ機器以外にカーラジオ、らじる★らじる、radiko(ラジコ)経由からの聴取も該当する。



グラフを見ても分かるとおり、インターネットやSNS等、情報を入手するためのメディアが多様化した結果、全国的にみてもラジオの利用者は年々減少傾向である。

**東日本大震災以降、防災意識の高まりによりラジオが有用であることが再認識され、一定程度理解はできるものの、市政情報等の提供という面において、市が年間約30百万円を投じて、さくらFMラジオを用いていることについては、疑問が残る。【指摘事項-58】**

従って、**災害時、特に発災直後に停電が起こっている状況等では有効な情報**

**発信ツールであることに疑いはないが、インターネットやSNS等のメディアが多様化しており、この傾向はさらに加速するとみられるため、ラジオによる情報提供の是非について市は見直しが必要である。【意見-53】**

(ii) 物販料について

次に、物販料についてである。

市では、市役所本庁を始めとした市内の各所で緊急告知ラジオが販売されている。緊急告知ラジオとは、緊急時には電源を切っていても自動的に電源が入り、防災スピーカー（防災行政無線）と同じ放送内容を最大音量で聞くことができるラジオである。緊急時には他のラジオ局を選曲していても自動でさくらFMの緊急放送に切り替わる、ライト機能があり停電時に自動点灯する、日常ではさくらFM含めFM6局とAM6局を聞くことができるものである。

平成21年に、市とさくらFM（当時の西宮コミュニティ放送株）が「西宮市防災行政無線を活用した災害情報等の直接放送に関する覚書」を締結し、その後、平成24年に、さくらFMが緊急告知ラジオの販売及び普及活動を市から打診されたことを受けて、同社がメーカー選定及び電波感度調査等を実施し、機種決定を経て、平成25年1月より販売が開始された。当初は、さくらFMが1台当たり8,640円（税込）で販売し、購入者に対して市が4,000円の補助金を支給していたが、市民への普及を進めるために、市が販売する方式（実際には販売委託を受けた市内業者が販売）へ切り替えるとともに、販売価格を1台当たり2,200円（税込）にまで値下げしている。令和4年度末時点で累計販売台数は12,311台となっている。

【緊急告知ラジオ販売に関する経緯と販売の流れ】

年度		出来事	販売者	販売価格	販売台数	販売の流れ							
平成 21	2009	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらFMと防災無線割込放送に関する協定を締結</li> <li>・公共施設や民間入所施設へラジオを貸与（旧型）</li> </ul>											
平成 22	2010												
平成 23	2011												
平成 24	2012												
平成 25	2013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・さくらFMでラジオ販売（新型）</li> <li>・購入者への補助制度開始（サセット方式、～H28）</li> </ul>	さくらFM	8,640	100	-4,640円		+8,640円					
平成 26	2014			8,640	960		販売(8,640円/台)						
平成 27	2015			8,640	477	市民等	補助(4,000円/台)	市					
平成 28	2016	・ラジオと学校校内放送設備の連携		8,640	355								
平成 29	2017	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助制度終了、市直接販売開始</li> <li>・販売価格を値下げ(8,640円→4,320円)</li> <li>・要配慮者利用施設へラジオを貸与（～H30）</li> <li>※無床施設も対象</li> </ul>	市	4,320	443	-4,320円	販売(4,320円/台)	市民等	+648円	-3,888円	購入(7,560円/台)	市民等	+7,560円
平成 30	2018	・ラジオと公共施設館内放送設備の連携（～R2）		4,320	530		代金(4,320円/台)	市民等	納付(3,672円/台)	市			
令和元	2019	・販売価格を値下げ(4,320円→2,160円)		2,160	2,895								
		・消費税増税に伴う価格値上げ(2,160円→2,200円)		2,200									
令和2	2020			2,200	1,370	-2,200円	販売(2,200円/台)	市民等	+660円	-6,160円	購入(7,700円/台)	市民等	+7,700円
令和3	2021			2,200	4,684		代金(2,200円/台)	市民等	納付(1,540円/台)	市			
令和4	2022			2,200	497								
				累計	12,311								

市は、緊急告知ラジオを調達するに際してさくらFMとの間で随意契約により売買契約を締結している。令和4年度においては、市の災害対策課及び地域防災支援課が緊急告知ラジオを購入しているが、各課の決裁関係書類を確認した結果、随意契約理由は以下のとおりとされている。

### 【随意契約理由】

(災害対策課)

この緊急告知ラジオは、ラジオや自動起動に関する電波受信調査の結果、他メーカーのものに比べ、非常に受信感度が良いことが明らかになっている。また、当該ラジオの製造会社はさくらFM株式会社と専属の製造契約を結んでおり、製造会社や他の企業からラジオを購入することは出来ない。

このことより、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、随意契約により実施したい。

(地域防災支援課)

本物品は、緊急時には防災行政無線からの起動信号により自動的に電源が入り、大音量で防災行政無線と同じ放送内容が流れる。平常時には家庭用コンセントから電気を給電するが、停電時でも乾電池により使用ができ、持ち運びが可能な大きさとなっている。

また、本物品の製造会社は市内のコミュニティFM（さくらFM(株)）と契約を結んでいるため、他の企業から本物品を購入することはできない。

以上より、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、随意契約とする。

上記のとおり、さくらFMは緊急告知ラジオの製造会社（K社）と平成25年7月に物品購入契約（単価契約）を締結しており、同契約の中で緊急告知ラジオの販売をさくらFMのみとする定めがあることから、**市が緊急告知ラジオを購入する際には、必ずさくらFMを通さなければならない構図となっている。**

ここで、令和2年度から令和4年度において、市がさくらFMとの間で実施した緊急告知ラジオの購入取引は以下のとおりである。

### 【緊急告知ラジオ購入取引（令和2年度～令和4年度）】

(単位：台、千円)

年度	市の購入台数			市の購入金額 (@7千円)	さくらFM の仕入金額 (@5千円)	さくらFM の利益 (@2千円)
	災害対策課	地域防災支援課	合計			
令和2年度	3,000	50	3,050	21,350	15,250	6,100
令和3年度	3,000	0	3,000	21,000	15,000	6,000
令和4年度	2,000	610	2,610	18,270	13,050	5,220
計	8,000	660	8,660	60,620	43,300	17,320

さくらFMはK社から緊急告知ラジオを物品購入契約に基づく単価（5千円/台（税抜））で購入し、市はさくらFMから1台当たり7千円（税抜）で購入していることから、緊急告知ラジオの販売益は1台当たり2千円（税抜）とな

る。市が購入した緊急告知ラジオはさくらFMに直接納入され、さくらFMが市内の販売店に配送している（販売店への配送等については、市はさくらFMと業務委託契約を別途締結している（契約金額（税込）：495千円）。

ここで着目すべきは、**市の購入単価**である。さくらFMがK社から購入する単価は契約で定められている。一方、市がさくらFMから購入する際には、取引の都度、さくらFMから市へ見積書が提示され、当該見積書に基づき市の内部で決裁手続が行われている。市の購入単価（＝さくらFMの販売単価）の設定根拠について、市及びさくらFMに確認したものの、いずれからも明確な回答は得られなかった。また、市の決裁書類上、当該単価の合理性が検討された形跡は見られない（なお、包括外部監査人が確認した結果、見積書上は1台当たりの利益率が高い水準に設定されていた）。この緊急告知ラジオ購入取引に関して、さくらFMの担当業務が年に数回のK社への発注と納品確認程度であるにも関わらず、令和2年度～令和4年度において毎年約5,000千円～6,000千円程度の利益を計上し、財務内容が大きく改善している状況を鑑みれば、**緊急告知ラジオの購入取引については、市は本来他自治体での購入状況調査や他社同等品との価格比較を行うなど、購入価格の妥当性を精査すべきであるところ、さくらFMから提示された見積価格をそのまま購入価格に決定していることは、さくらFMが緊急告知ラジオの独占販売権を有していることを考慮しても、公正性と透明性の面から疑義がある。【指摘事項－59】**

**さくらFMは、民間企業でありながら実質的に市の財政支援がなければ利益を獲得することが難しい、もっと言えば、緊急告知ラジオの販売に依存した構図となっている。さくらFMは市の外郭団体であり、市との関係性について市民への説明責任を果たすためにも、取引の公正性や透明性を十分に確保する必要がある。【意見－54】**

## (7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター

### ①概要

代表者	理事長 金井良碩	所在地	西宮市青木町2番5号							
所管課	労政課	設立年月日	平成6年2月28日							
設立目的	定年退職後等において、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者に対し、その労働力を活用することができる臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること等により、高齢者の就業の機会とその福祉の増進を図り、もってその能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与すること									
事業内容	公共事業所関連事業、市民憩の家「広田山荘」運営管理事業など									
主要事業 (令和4年度)	事業名	事業内容			決算額(千円)					
	請負・委任事業	請負・委任事業			587,637					
	一般労働者派遣事業	一般労働者派遣事業			104,783					
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	委託料	104,366	135,481	104,131	168,383	125,858				
	指定管理料	6,858	6,820	6,996	7,378	7,404				
	補助金	32,745	31,376	31,376	31,376	31,376				
	その他	-	-	-	-	-				
	計	143,969	173,677	142,503	207,137	164,638				
役職員数(人) (令和5年4月 1日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB職員	非正規	総数
	人数	1	12	13		0	0	0	16	16

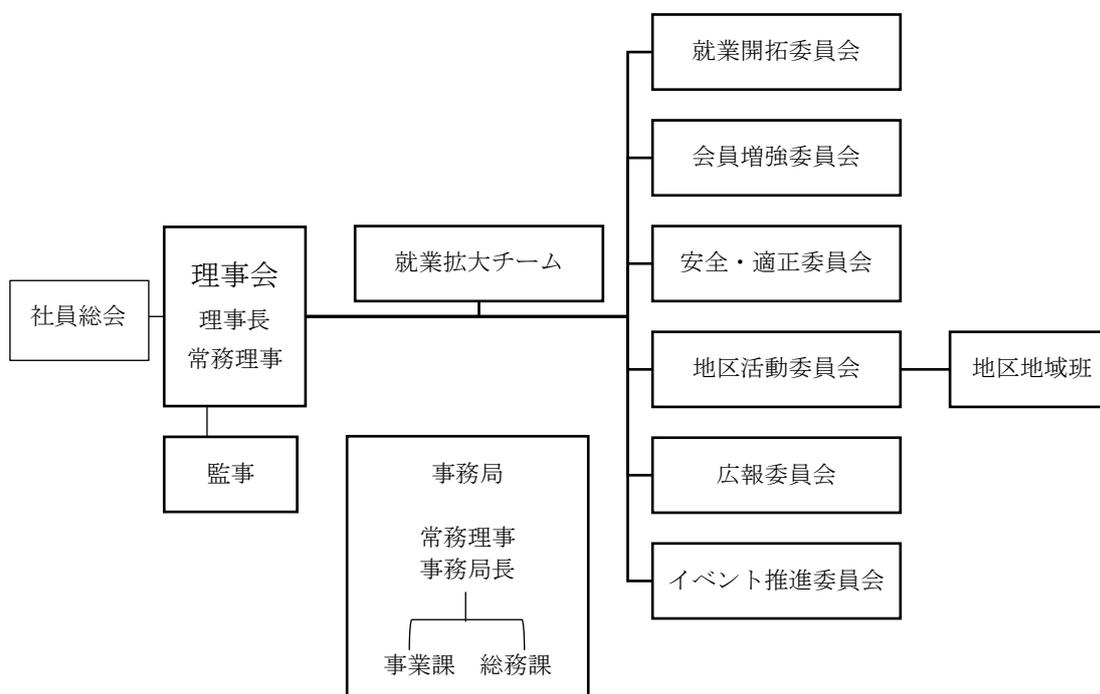


【センター入口】



【広田山荘(指定管理者)】

②組織図（令和5年4月1日現在）



③財務諸表の推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	112,912	124,154	115,160	134,074	106,405
	固定資産	52,673	67,423	79,664	98,921	123,501
	資産合計	165,586	191,577	194,824	232,995	229,906
	流動負債	70,805	77,828	72,356	84,218	68,328
	固定負債	-	4,262	2,895	1,466	-
	負債合計	70,805	82,091	75,251	85,684	68,328
	指定正味財産	-	-	-	-	-
	一般正味財産	94,781	109,486	119,573	147,311	161,578
	正味財産合計	94,781	109,486	119,573	147,311	161,578
	負債・正味財産合計	165,586	191,577	194,824	232,995	229,906
正味財産増減	経常収益	698,006	739,039	654,295	709,811	651,387
	経常費用	693,610	723,924	643,792	682,070	637,120
	当期経常増減額	4,396	15,115	10,503	27,741	14,266
	経常外収益	-	-	-	-	-
	経常外費用	0	410	416	3	0
	当期経常外増減額	△0	△410	△416	△3	△0

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計 算 書	当期一般正味財産増 減額	4,396	14,705	10,087	27,737	14,266

#### ④指定管理施設における使用料徴収等事務について

西宮市シルバー人材センターは、市の公の施設の1つである西宮市市民憩の家広田山荘（以下、「広田山荘」という。）の指定管理業務を市から受託している（指定期間：令和3年4月1日～令和6年3月31日）。広田山荘の概要は、以下のとおりである。

#### 【広田山荘の概要】

名称	広田山荘
所在地	西宮市大社町7番17号
設置目的	市民の健全な娯楽及び休息等のため、その使用に供することを目的とする。
建物概要	昭和34年2月25日竣工 木造瓦葺（一部鉄板葺）1階建 敷地面積：2,374.95㎡ 建築面積：572.57㎡ 和室（7室）：つつじ（12畳）、萩（6畳）、梅（10畳）、桜（8畳）、菊（17.5畳）、松（21畳）、竹（18畳） 会議室（1室）：蘭（30㎡） 調理室（1室）：33㎡
その他	敷地内に駐車場（約260㎡、12区画、無料）有り



【和室（松）】



【会議室（蘭）】

シルバー人材センターは、当該指定管理業務に関連して、市との間で、「西宮市市民憩の家『広田山荘』指定管理者基本協定書」（以下、「広田山荘基本協定書」という。）、「西宮市市民憩の家『広田山荘』指定管理者年度協定書」、「西宮市市民憩の家『広田山荘』使用料徴収等事務委託契約書」（以下、「使用料徴収等事務委託契約書」という。）を締結している。広田山荘の利用希望者は、広田山荘の受付で「西宮市市民憩の家（広田山荘）使用許可申請書」を提出し、使用料を支払う必要があり、また、当該使用料は市の歳入となることから、窓口で料金を受け取った翌日に市に納入される事務が行われている。**使用料徴収等事務委託契約書第6条では、シルバー人材センターは広田山荘の使用料の徴収等事務を第三者に委託してはならないと定められているが、当包括外部監査時に確認した結果、広田山荘の窓口で行われている使用料の徴収等事務は、シルバー人材センターの職員ではなく同センターの会員が実施していた。【指摘事項－60】**

この点、広田山荘の閉館時間は午後 10 時であることから、使用料の徴収等の事務を行うために広田山荘の受付にシルバー人材センターの職員が常駐することは、現実的には難しいと考えられる。その一方で、市の歳入になる広田山荘の使用料の徴収等事務を指定管理者以外の第三者が取扱う場合には、盗難や横領等の事案が発生した際の責任の所在等が曖昧となりかねず、また、使用料の徴収等事務は指定管理業務の一つとして定められている以上、シルバー人材センターが第一義的には当該業務を実施する責務を有している。従って、**シルバー人材センターは、使用料の徴収等事務の取扱いについて、市と慎重に協議した上で、適切に事務を行う必要がある。【意見－55】**

#### 【使用料徴収等事務委託契約書】（一部抜粋）

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市市民憩の家「広田山荘」（以下「広田山荘」という。）の指定管理者 公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、広田山荘の使用料の徴収等事務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、（中略）広田山荘の使用料の徴収等事務（以下「委託事務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

第6条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。

#### ⑤指定管理業務の再委託業者選定手続について

シルバー人材センターでは、広田山荘に係る指定管理業務を行うに当たり、機械警備業務を始めとした施設等の維持管理業務の一部を別業者に再委託している。「公益社団法人西宮市シルバー人材センター財務規程」（以下、「センター財務規則」という。）第36条では、「契約を行う場合は、なるべく二以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が10万円未満のとき、そ

の他理事長がその必要がないと認めたときは、単数見積りにより処理することができる。」とされている。しかし、再委託業者の選定に際しては、原則として二以上の者から見積書を徴する必要があるが、屋根及び樋の清掃業務については単数見積りにより業者を選定していた。【指摘事項－61】

従って、シルバー人材センターは、二以上の者から見積書を徴するか、単数見積りとする合理的な理由を記載した決裁書により理事長の承認を得るなど、センター財務規則第 36 条に従い、再委託業者選定手続を適切に行う必要がある。【意見－56】

### 【センター財務規則】（一部抜粋）

第 36 条 契約を行う場合は、なるべく二以上の者から見積書を徴するものとする。ただし、予定価格が 10 万円未満のとき、その他理事長がその必要がないと認めたときは、単数見積りにより処理することができる。

2 (略)

### ⑥収支報告について

広田山荘基本協定書第 11 条では、シルバー人材センターは、毎年度終了後 30 日以内に事業報告書を市に提出することが定められており、これに従い、シルバー人材センターでは、令和 5 年 4 月 28 日付で令和 4 年度事業報告書（添付書類を含む）を提出している。この内、令和 4 年度西宮市市民憩の家「広田山荘」収支報告書を確認した結果、事務費の記載金額を調整し、収入金額と支出金額が一致する形で報告されていた。【指摘事項－62】

収支報告書は、指定管理者の業務が適正に遂行されたか否かを市が確認する上で重要な資料であることから、シルバー人材センターは、収支報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。【意見－57】

### 【令和 4 年度広田山荘収支報告書】

項目	金額（円）	備考
(収入)		
指定管理料	7,404,100	
収入金額	7,404,100	
(支出)		
会員分配金	5,016,132	
消耗品費	179,948	
印刷製本費	94,067	
通信通話料	147,812	

項目	金額（円）	備考
事務費	915,394	支出金額が収入金額と一致させるように金額を調整
委託費	1,050,747	
支出金額	7,404,100	

### 【広田山荘基本協定書】（一部抜粋）

西宮市（以下「甲」という。）と西宮市市民憩の家「広田山荘」（以下「広田山荘」という。）の指定管理者 公益社団法人西宮市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、広田山荘の管理運営業務（以下「業務」という。）の実施について以下のとおり合意し、協定する。

**第11条** 乙は、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年西宮市条例第4号）第8条の規定に基づき、**毎年度終了後30日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。**（中略）

(1)～(2)（略）

**(3) 広田山荘の管理に係る経費の収支状況**

#### ⑦指定管理料の管理口座について

「西宮市市民憩の家 広田山荘 指定管理者募集要項」（以下、「広田山荘指定管理者募集要項」という。）5（3）では、「市が支払う経費は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。」とされている。**当包括外部監査時に口座の開設状況を確認した結果、シルバー人材センターでは、市からの指定管理料を管理するための口座を開設しておらず、通常使用する口座で管理していた。【指摘事項－63】**

従って、**シルバー人材センターは、広田山荘指定管理者募集要項に従い、市からの指定管理料を通常使用する口座とは別の口座で管理する必要がある。**

**【意見－58】**

### 【広田山荘指定管理者募集要項】（一部抜粋）

5 経費の負担

(1)～(2)（略）

**(3) 市が支払う経費は、指定管理者が通常使用する口座とは別の口座で管理してください。**

#### ⑧今後の広田山荘の運営のあり方について

令和4年度における広田山荘の利用状況（利用件数、利用率、施設使用料）は、以下のとおりである。利用率は全体として34.0%に留まり、特に夜間の利用は非常に低位（利用率：9.5%）と言える状況にある。

また、広田山荘は市民集会施設であり、「西宮市施設使用料指針」では受益者負担割合25%程度を目安とする施設に分類されている。同指針では、受益者負

担割合は施設使用料を算定基礎（施設の維持管理、運営業務に直接的に要する人件費及び物件費）で除して算定することとされている。この点、広田山荘は指定管理制度導入施設であることから、指定管理料を算定基礎とすることが合理的であると考えられる。そこで、広田山荘の受益者負担割合を試算した場合、約 17.3%（＝施設使用料 1,279,800 円÷算定基礎（指定管理料）7,404,100 円）となるが、目安である 25%を大きく下回っており、この点からも利用率の低さを見て取ることができる。

さらには、当包括外部監査において広田山荘の視察を実施したが、竣工後 60 年以上が経過していることから、老朽化が非常に進行しているとの印象であった。



【和室（萩）】



【和室（菊）】

広田山荘の運営については、「西宮市市民憩の家条例」、「西宮市市民憩の家条例施行規則」に定められていることから、市が運営実態を把握した上で、運営方針を的確に定める責任がある。従って、**市は、休日や使用時間（特に、利用率が非常に低迷している夜間）の見直しや施設使用料の改定、施設老朽化への対応などを含め、利用状況が低迷し、老朽化が進行する広田山荘の今後のあり方を検討すべきである。【意見－59】**

#### 【令和 4 年度広田山荘利用状況】

部屋	利用件数（件）				利用率（%）				施設使用料（円）
	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	
つつじ	97	174	16	287	27.3	49.0	4.5	26.9	100,250
萩	95	211	19	325	26.8	59.4	5.4	30.5	44,000
梅	177	223	54	454	49.9	62.8	15.2	42.6	118,500
桜	118	218	23	359	33.2	61.4	6.5	33.7	77,950
松	200	146	28	374	56.3	41.1	7.9	35.1	211,800

部屋	利用件数（件）				利用率（％）				施設使用料 （円）
	午前	午後	夜間	計	午前	午後	夜間	計	
竹	217	161	38	416	61.1	45.4	10.7	39.1	206,200
菊	234	226	43	503	65.9	63.7	12.1	47.2	229,950
蘭	190	199	67	456	53.5	56.1	18.9	42.8	235,600
全室小計	1,328	1,558	288	3,174	46.8	54.9	10.1	37.3	1,224,250
調理室	13	54	17	84	3.7	15.2	4.8	7.9	55,550
<b>全館合計</b>	<b>1,341</b>	<b>1,612</b>	<b>305</b>	<b>3,258</b>	<b>42.0</b>	<b>50.5</b>	<b>9.5</b>	<b>34.0</b>	<b>1,279,800</b>

（注1）令和4年度の稼働日数は355日

（注2）午前：9時～12時、午後：12時30分～17時、夜間：17時30分～22時

### 【西宮市施設使用料指針】（一部抜粋）

#### 2 基本的な考え方

##### （2）算定方法の明確化

施設の利用者に応分の負担を求めるにあたっては、施設の維持に係るコストを明らかにするとともに、算定方法を明確にして透明性を確保する必要があります。

本市における施設使用料は、下記算式により算定し、それに立地条件や類似施設との均衡等を考慮し、最終的に決定します。

$$\text{施設使用料} = \text{算定基礎} \times \text{受益者負担割合}$$

#### 3 使用料の算定方法

##### （1）算定基礎に含む項目

**算定基礎に含む主な項目は、下表のとおり施設の維持管理、運營業務に直接的に要する「人件費」及び「物件費」とします。**一方、施設の取得に起因するコストや資本形成に寄与するコストは原則として算入しません。

#### ⑨特定資産の取扱要領について

公益法人会計基準や公益法人会計基準に関する実務指針において、特定資産（特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）は、目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について、取扱要領を作成することが望ましいとされており、貸借対照表上は、特定資産の区分に記載することが求められているが、**財政運用資金積立資産、周年記念事業積立資産、建物補修積立資産について、取扱要領は作成されていない。【指摘事項－64】**

従って、**特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。【意見－60】**

なお、建物立替積立資産については、下記⑩に別途記載している。

### 【特定資産の内訳】

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
財政運用資金積立資産	33,000
周年記念事業積立資産	1,700
建物補修積立資産	6,000
建物建替積立資産	73,019

### 【公益法人会計基準】（一部抜粋）

(注4) 基本財産及び特定資産の表示について

- 1 当該公益法人が基本財産又は特定資産を有する場合には、固定資産を基本財産、特定資産及びその他固定資産に区分するものとする。
- 2 寄付によって受け入れた資産で、その額が指定正味財産に計上されるものについては、基本財産又は特定資産の区分に記載するものとする。
- 3 当該公益法人が**特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合**には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載するものとする。

### 【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

Ⅲ特定資産

1. 特定資産の勘定科目

**特定資産は、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産**であり、特定資産には、預金や有価証券等の金融資産のみならず、土地や建物等も含まれる。

### 【公益法人会計基準に関する実務指針】（一部抜粋）

Ⅲ特定資産

4. 一般正味財産や負債を財源等とする特定資産

Q25：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産にはどのようなものがありますか。また、特定資産を設定するときには、どのような点に注意すればよいですか。

A：一般正味財産や負債を財源等とする特定資産には、例えば、次のようなものがある。

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資金等がある。また、負債に対応する特定資産とは、特定の負債の支払いに充てるために、対応する負債を限度として、預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

なお、これらの特定資産は、**次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。**

①目的

- ②積立ての方法
- ③目的取崩の要件
- ④目的外取崩の要件
- ⑤運用方法
- ⑥その他

⑩建物建替積立資産の計上の適否とシルバー人材センターの今後のあり方について

(i) 認定法施行規則で求められる要件

建物建替積立資産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下、「認定法施行規則」という。）第 22 条第 3 項第 3 号で定めているいわゆる資産取得資金に該当するとしており、特定費用準備資金に関する準用規定（認定法施行規則第 22 条第 4 項）により、読替え後の**認定法施行規則第 18 条第 3 項各号の要件を全て満たす必要がある。**

建物建替積立資産の目的である建替え予定の建物は、市が保有する建物であることから、シルバー人材センターが建替え費用を負担することを予定していたとしても通常、市との協議が行われ実行される。

しかしながら、市との協議文書について確認できず、建物建替えについて実行可能性は不透明な状況にあり、取得又は改良の対象とその時期が具体的なものであるとは言えない。

このため、「資金の目的である財産を取得し、又は改良することが見込まれること」（読替え後の認定法施行規則第 18 条第 3 項第 1 号）の要件を満たさないとと言える。

また、積立限度額及びその算定根拠の備置き及び閲覧等の措置も講じていないため、認定法施行規則第 18 条第 3 項第 4 号及び第 5 号の要件も満たしていない。

以上から、**公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則で求めている資産取得資金に該当するための要件を満たしていない。【指摘事項－65】**

#### 【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則】（一部抜粋）

（遊休財産額）

第 22 条 法第十六条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。

2 公益法人の各事業年度の遊休財産額は、当該事業年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。

一 負債（基金（一般社団・財団法人法第百三十一条に規定する基金をいう。第三十一条第四項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）の額

二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額

三 前項第二号に規定する「控除対象財産」は、公益法人が当該事業年度の末日において有する財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成十九年法務省令第二十八号。以下「一般社団・財団法人法施行規則」という。）第二十四条第二項第一号に規定する引当金をいう。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。

一 第二十六条第三号に規定する公益目的保有財産

二 公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

**三 前二号に掲げる特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金（当該特定の財産の取得に要する支出の額の最低額に達するまでの資金に限る。）**

四 特定費用準備資金（積立限度額に達するまでの資金に限る。）

五 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。次号において同じ。）であって、当該財産を交付した者の定めた用途に従って使用し、若しくは保有しているもの

六 寄附その他これに類する行為によって受け入れた財産であって、当該財産を交付した者の定めた用途に充てるために保有している資金（第一号、第二号、前号又は本号に掲げる財産から生じた果実については、相当の期間内に費消することが見込まれるものに限る。）

**4 前項第三号に掲げる財産については、第十八条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項中「第一項に規定する特定費用準備資金」とあり、及び同条第四項中「特定費用準備資金」とあるのは「第二十二条第三項第三号の資金」と、同条第三項第一号中「活動を行う」とあるのは「財産を取得し、又は改良する」と、同項第四号及び第五号、同条第四項第二号並びに第五項中「積立限度額」とあるのは「当該資金の目的である財産の取得又は改良に必要な最低額」と、同条第四項第三号中「活動を行わない」とあるのは「財産を取得せず、又は改良しない」と読み替えるものとする。**

（特定費用準備資金）

第 18 条 公益法人が各事業年度の末日において特定費用準備資金（将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。以下この条において同じ。）に係る支出に充てるために保有する資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を有する場合には、その事業等の区分に応じ、第一号の額から第二号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額に算入する。

一 当該事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額（当該資金の目的である活動の実施に要する費用の額として必要な最低額をいう。以下同じ。）のうちいずれか少ない額

二 当該事業年度の前事業年度の末日における当該資金の額又は同日における積立限度額のうちいずれか少ない額

2 前項の規定の適用を受けた公益法人は、前項の適用を受けた事業年度以後の各事業年度において、その事業等の区分に応じ、前項第二号の額から第一号の額を控除して得た額を当該事業年度の費用額から控除する。

**3 第一項に規定する特定費用準備資金は、次に掲げる要件のすべてを満たすものでなければならない。**

一 **当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。**

二 他の資金と明確に区分して管理されていること。

三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は

当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

**四 積立限度額が合理的に算定されていること。**

**五 第三号の定め並びに積立限度額及びその算定の根拠について法第二十一条の規定の例により備置き及び閲覧等の措置が講じられていること。**

**4 特定費用準備資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。**

**一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額**

**二 各事業年度終了の時における積立限度額が当該資金の額を下回るに至った場合 当該事業年度終了の時における当該資金の額のうちその下回る部分の額**

**三 正当な理由がないのに当該資金の目的である活動を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該資金の額**

**5 前項第三号の場合にあっては、当該事業年度以後の各事業年度の末日における積立限度額は零とする。**

**6 公益法人が他の公益法人が消滅する合併を行った事業年度においては、当該他の公益法人の当該合併の日の前日における特定費用準備資金の額及び同日における積立限度額は、第一項第二号の特定費用準備資金の額及び積立限度額にそれぞれ加算する。**

(ii) 積立スケジュール

建物建替積立資産と公益法人事業に係る当期一般正味財産増減額（以下、「公益目的事業から得た利益」という。）の推移のとおり、概ね公益目的事業から得た利益を建物建替積立資産へ積み立てている。

**【建物建替積立資産と公益目的事業から得た利益の推移】**

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
建物建替積立資産	34,774	45,277	73,019
（同積立額）	(15,115)	(10,503)	(27,741)
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公益目的事業から得た利益	14,705	10,087	27,737

公益法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の定め（以下、「認定法」という。）により、いわゆる「財務3基準」（第14条：公益目的事業の収入（いわゆる収支相償の計算）、第15条：公益目的事業比率の算定、第16条：遊休財産の保有制限）が求められている。

建物建替積立資産の積立額は、いわゆる収支相償の計算の費用とみなされているが、上表のとおり具体的な積立てスケジュールに基づくものではなく、概ね公益目的事業から得た利益見合いを建物建替積立資産に積み立てている。

従って、シルバー人材センターは、建物建替積立資産の積立にあたり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てているが、今後の事業運営において必須と位置付けている建物の建替えのための積立であることを鑑みると、必要額を取得予定時期までに計画的に積み立てるべきであり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てる現在の積立額の設定方法は好ましいとは言えない。

**【指摘事項－66】**

ただし、市の保有する建物の老朽化は事実であり、建物建替を含めたシルバー人材センターの今後の在り方については、一定検討を要するところである。

この点、公益法人においては、現在、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、その中では収支相償原則の見直しを行うべく、中期的な収支均衡の確保（収支均衡の回復について、従来の次年度以降2年間での解消から5年程度で解消すれば良いという方向性）が1項目として挙げられている。そのため、シルバー人材センターは、新しい公益法人制度も踏まえ、単年度の利益を積み立てるのではなく、長期的な視点をもって今後の積み立てを検討する必要がある。また、建物建替積立資金の目的である建替え予定の建物は、市が保有する建物であることから本来市が負担すべきであるが、シルバー人材センターが積み立てている現状及び市の厳しい財政状況を鑑みて、市及びシルバー人材センターは、建替えに係る負担割合を含めたシルバー人材センターの今後のありかたについて十分な協議の上、方向性を決める必要がある。【意見－61】

**【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律】（一部抜粋）**

（公益目的事業の収入）

第十四条 公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

（公益目的事業比率）

第十五条 公益法人は、毎事業年度における公益目的事業比率（第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合計額に対する割合をいう。）が百分の五十以上となるように公益目的事業を行わなければならない。

- 一 公益目的事業の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
  - 二 収益事業等の実施に係る費用の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
  - 三 当該公益法人の運営に必要な経常的経費の額として内閣府令で定めるところにより算定される額
- （遊休財産額の保有の制限）

第十六条 公益法人の毎事業年度の末日における遊休財産額は、公益法人が当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な

額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額（その保有する資産の状況及び事業活動の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

2 前項に規定する「遊休財産額」とは、公益法人による財産の使用若しくは管理の状況又は当該財産の性質にかんがみ、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

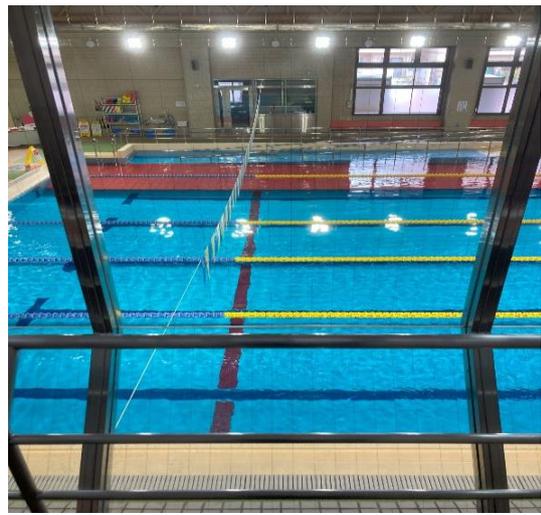
## (8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会

### ①概要

代表者	理事長 水田宗人	所在地	西宮市染殿町8-17						
所管課	福祉総務課	設立年月日	昭和26年(1951年)10月4日 法人認可：昭和28年(1953年)7月30日						
設立目的	西宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。(定款第1条)								
事業内容	<p>(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>(4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p> <p>(5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力</p> <p>(7) 日本赤十字社の事業に関する協力 (8) 善意銀行に関する事業 (9) 福祉サービス利用援助事業</p> <p>(10) 生活福祉資金貸付事業 (11) 福祉総合相談事業 (12) 西宮市立留守家庭児童育成センターの経営</p> <p>(13) 障害福祉サービス事業 (14) 相談支援事業 (15) 移動支援事業</p> <p>(16) 第2種社会福祉事業身体障害者福祉センター西宮市身体障害者福祉センターの経営</p> <p>(17) 視覚障害者図書館の経営 (18) (16) (17) を行う西宮市総合福祉センターの経営</p> <p>(19) 西宮市社会福祉センター西波止会館の経営 (20) 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>(21) 生活支援体制整備事業 (22) その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>(定款第2条)</p>								
主要事業 (令和4年度)	事業名	事業内容		決算額(千円)					
	小地域福祉事業	地域福祉活動事業		247,343					
	育成センター事業	留守家庭児童育成センター事業		1,093,285					
	障害者自立生活支援事業	生活介護・居宅・重度訪問事業所		467,778					
	総合福祉センター事業	総合福祉センター管理運営		337,598					
市からの 財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
	委託料	209,061	224,262	205,609	213,196	190,468			
	指定管理料	1,110,471	1,173,325	1,179,515	1,208,997	1,290,193			
	補助金	425,042	403,592	470,142	374,720	382,584			
	その他	-	-	-	-	-			
	計	1,744,574	1,801,179	1,855,266	1,796,913	1,863,245			
役職員数(人) (令和5年 4月 1日現在)	区分	役員数				職員数			
		常勤	非常勤	総数	うち民間 出身者	正規 職員	うち市 派遣職員	うち市 OB職員	非正規
	人数	1	14	15	12	98	2	0	523

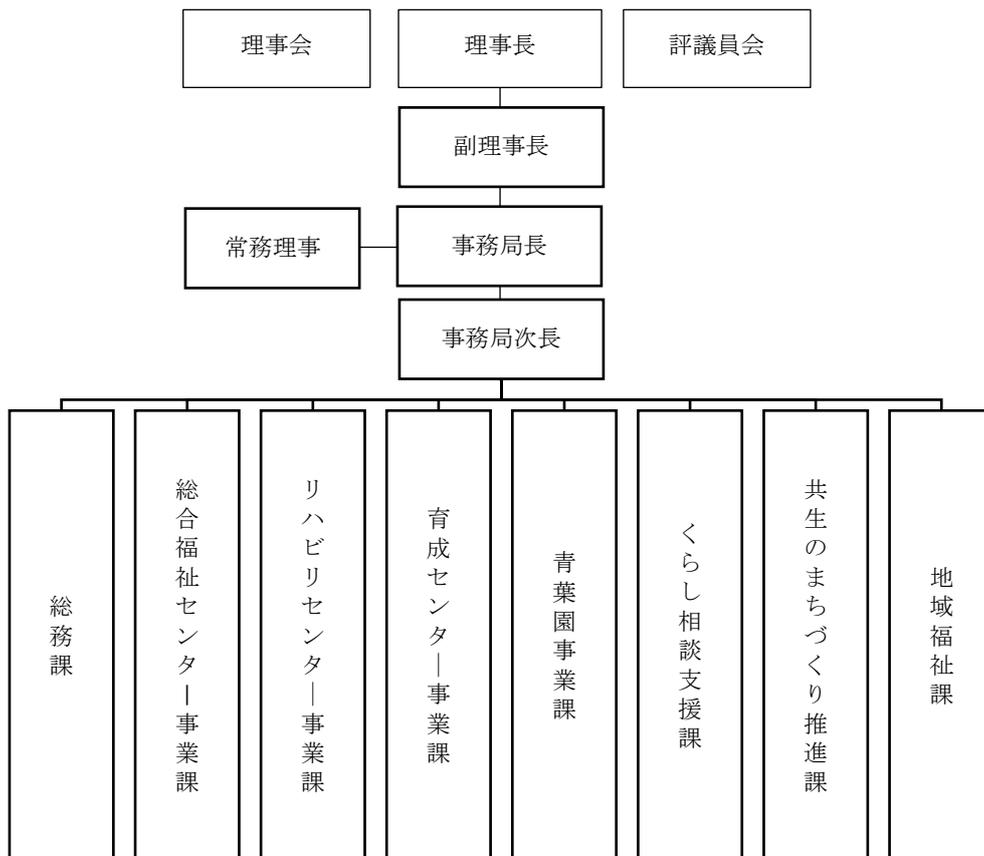


【視覚障害者図書館】



【温水プール】

②組織図（令和4年4月1日現在）



## ③財務諸表の推移

(単位：千円)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸借対照表	流動資産	371,697	424,638	699,721	640,659	708,099
	固定資産	1,396,691	1,431,175	1,279,167	1,242,965	1,274,568
	資産合計	1,768,388	1,855,813	1,978,889	1,883,625	1,982,668
	流動負債	359,889	416,958	573,171	420,269	420,467
	固定負債	778,304	745,082	678,246	625,312	622,863
	負債合計	1,138,194	1,162,041	1,251,417	1,045,582	1,043,331
	基本金	123,400	123,400	32,509	32,509	32,509
	基金	214,348	289,348	250,954	259,207	292,697
	国庫補助金等特別積立金	309,830	298,161	202,925	196,349	190,269
	その他の積立金	208,794	214,359	246,182	248,904	255,881
	次期繰越活動増減差額	△226,180	△231,497	△5,101	101,070	167,978
	純資産合計	630,194	693,772	727,471	838,042	939,337
	負債・純資産合計	1,768,388	1,855,813	1,978,889	1,883,625	1,982,668
事業活動計算書	サービス活動収益	2,153,296	2,200,857	2,301,397	2,240,183	2,317,986
	サービス活動費用	2,298,376	2,637,080	2,231,857	2,232,364	2,282,078
	サービス活動増減差額	△145,080	△436,223	69,540	7,818	35,908
	サービス活動外収益	10,198	7,591	4,165	5,083	7,459
	サービス活動外費用	468	441	414	387	361
	サービス活動外増減差額	9,730	7,149	3,750	4,695	7,098
	特別収益	44,498	360,472	82,854	100,643	53,069
	特別費用	-	465	31,045	-	188
	特別増減差額	44,498	360,006	51,809	100,643	52,880
	税引前当期活動増減差額	△90,851	△69,067	125,100	113,156	95,888
	法人税、住民税及び事業税	5,925	9,090	17,496	39,177	23,127
当期活動増減差額	△96,777	△78,158	107,604	73,978	72,760	

## ④留守家庭児童育成センターにおける指定管理料について

社会福祉協議会が実施している留守家庭児童育成センターの指定管理業務に係る指定管理料は、指定管理者募集要綱に記載のとおり、事業計画等において指定管理者が必要とした経費を負担するものであることから、当初予算における収支差額は0円である。

令和4年度の収支決算書の要約は下記のとおりである。

【令和4年度 留守家庭児童育成センター収支決算書】

(単位：千円)

	令和4年度 当初予算額	令和4年度 決算実績額	令和4年度 予算実績差額
市 指定管理料	972,807	1,016,717	43,910
市 補助金	0	9,198	9,198
その他実質収入	24	2,856	2,832
事業関連収入 計 (A)	972,831	1,028,772	55,941
事業用人件費	801,502	709,824	△ 91,677
事業費	64,004	78,463	14,459
事務局間接経費等	107,325	109,285	1,960
事業関連支出 計 (B)	972,831	897,572	△ 75,258
<b>事業関連収支差額 (C=A-B)</b>	<b>-</b>	<b>131,199</b>	<b>131,199</b>
拠点区分間繰入金支出	-	65,032	65,032
財政安定化基金特定預金積立純増減	-	30,468	30,468
法人税、住民税及び事業税	-	22,486	22,486
その他収支 (D)	-	117,987	117,987
収支差額 (E=C-D)	-	13,212	13,212

支出に含まれるその他収支(上表のD)は事業に関連しない支出であり、その他収支を除いた**事業関連収支差額**(いわゆる一般企業における税引前当期純利益に相当。上表のC) **131,199千円**の主な内訳は、指定管理料の増加43,910千円及び事業用人件費の減少△91,677千円である。指定管理料の増加要因は、障害児等のための加配等や指導員処遇改善手当や新型コロナウイルス感染対策支援に関して変更協定により指定管理料を増額しているものである。

しかし、**事業用人件費については、障害者加配などを行っている一方で、当初予算と比較して△91,677千円(△11.4%減)と大幅に減少していたため、当該要因について市と社会福祉協議会に説明を求めたが、合理的な回答は得られなかった。【指摘事項-67】**

従って、**市は収支決算書のモニタリングにおいては当初予算と実績が大幅に乖離する場合には、その要因を指定管理者に説明を求めるとともにその合理性について検討すべきである。【意見-62】**

また、令和2年度、令和3年度、令和4年度において、**3年連続で事業関連収支差額が1億円を超えており、多額の利益が社会福祉協議会で発生している。**

【留守家庭児童育成センター収支決算書予算実績差額推移】

(単位：千円)

	令和2年度 予算実績差額	令和3年度 予算実績差額	令和4年度 予算実績差額
市 指定管理料	85,686	58,466	43,910
市 補助金	△ 24	6	9,198
その他実質収入	0	1,544	2,832
事業関連収入 計 (A)	85,662	60,017	55,941
事業用人件費	△ 56,519	△ 86,653	△ 91,677
事業費	16,087	1,457	14,459
事務局間接経費等	0	3,296	1,960
事業関連支出 計 (B)	△ 40,432	△ 81,899	△ 75,258
<b>事業関連収支差額 (C = A - B)</b>	126,095	141,916	131,199
拠点区分間繰入金支出	65,000	73,000	65,032
財政安定化基金特定預金積立純増減	0	39,340	30,468
法人税、住民税及び事業税	17,020	38,068	22,486
その他収支 (D)	82,020	150,408	117,987
<b>収支差額 (E = C - D)</b>	44,075	△8,491	13,212

この点、**市は、指定管理者の社会福祉協議会から収支決算書を手入れし、「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ってモニタリングしているものの、収支差額は事業に関連しないその他収支を控除した後の金額であり、実質的な事業関連収支差額に着目してモニタリングを行っていないため、令和2年度から令和4年度にかけて事業関連収支差額が年1億円超発生しており、3年間で4億円弱の利益が社会福祉協議会で発生している事実について認識がなかった点で、決算書のモニタリング状況は不適切と言わざるを得ない。【指摘事項－68】**

**市は、実質的な事業関連収支差額に着目した収支決算書のモニタリングを実施すべきである。【意見－63】**

なお、指定管理協定書上、指定管理料の返還は求めているため、当初予算に対し実績が乖離した場合であっても返還は不要である。であるならば、指定管理料として支払う経費の合理性については十分に検討がなされるべきである。上述のとおり、**事業用人件費については、少なくとも令和2年度から令和4年度までの3年間において、当初予算と実績の乖離が多額に発生しており、**

**乖離の合理的な説明がないことから指定管理料として支払う経費の合理性の検討が不十分であったと言わざるを得ない。【指摘事項-69】**

**従って、市は、指定管理料を算定するにあたり、過年度の実績を考慮し、適正金額となるよう十分に検討すべきである。【意見-64】**

#### 【指定管理者募集要項】（一部抜粋）

経費の負担

市は、育成センターの管理運営に要する経費について、予算の範囲内で次のとおり負担し、指定管理料として支払います。

(1) 負担の対象となる経費は次のとおりとし、負担額は、指定管理者の候補となった者（以下「指定候補者」という。）の事業計画、収支計画等を基に、市と指定候補者又は指定管理者が協議して決定します。

ア 事務費（福利厚生費、消耗品費、使用料）

イ 事業用人件費（給料、諸手当、社会保険料、退職積立金等）

ウ 事業用関係費（消耗品費、光熱水費、修繕料、電話使用料、工事請負費等）

エ モニタリングに係る利用者アンケート等に関する経費

(2) ～ (5) 略

#### ⑤会議室使用料について

西宮市総合福祉センターは、「共に生き、共に学ぶ」という理念のもとに、障がいのある人の社会参加を支援し、市民の福祉の増進を図るために設置され、各種事業を実施している。

主な事業としては、スポーツ事業や文化教養事業があり、前者は、健康の維持・増進と交流づくり・仲間づくりを目的として、温水プール、体育室及びトレーニング室等が設置され、また後者は、体験教室や講座の開催、文化サークルのサポートを目的として、会議室や大集会室が設置されている。

各施設の使用料について、西宮市総合福祉センター条例（以下、「福祉センター条例」という。）第8条第2項各号、第4項及び西宮市総合福祉センター条例施行規則（以下、「福祉センター条例施行規則」という。）第7条第1項各号に該当する利用者及び団体以外は有料であり、各施設の使用料一覧表は下表のとおりである。

#### 【使用料一覧表】

(単位：円)

区分		専用使用						
		午前	午後	夜間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全日	超過
		9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	17:30 ～ 21:00	9:00 ～ 17:00	13:00 ～ 21:00	9:00 ～ 21:00	1時間 につき
体育室	スポーツ使用	3,750	5,250	4,500	9,000	9,750	13,500	1,500
	スポーツ使用 (小人)	2,250	3,150	2,700	5,400	5,850	8,100	900
	スポーツ以外使用	5,700	7,950	6,750	13,650	14,700	20,400	2,250
	スポーツ以外使用 (小人)	3,450	4,800	4,050	8,250	8,850	12,300	1,350
本館	会議室 401	700	950	800	1,650	1,750	2,450	250
	会議室 402	450	600	500	1,050	1,200	1,650	150
	会議室 403	700	950	750	1,650	1,750	2,450	250
	会議室 404	700	900	800	1,600	1,850	2,550	200
	会議室 405	200	250	200	450	500	700	50
別館	大集会室	1,850	2,450	2,150	4,300	4,900	6,750	600
	<b>中集会室</b>	<b>700</b>	<b>900</b>	<b>800</b>	<b>1,600</b>	<b>1,850</b>	<b>2,550</b>	<b>200</b>
	小集会室	300	400	350	700	800	1,100	100
	料理実習室	700	950	800	1,650	1,850	2,550	250

(出典：市社協作成使用料一覧表)

**各施設の使用料一覧表に基づき徴収している中集会室の使用料について、  
総合福祉センター条例上の使用料より 50 円多く徴収しており問題である。**

**【指摘事項－70】**

過去4年と令和5年度往査日現在（令和5年10月3日）までの中集会室の  
利用状況（有料のみ）を確認した結果は下表のとおりである。

**【中会議室の利用状況と徴収単価と条例単価の比較】**

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
利用件数（件）①	0	0	1	3	0	4
徴収単価（円）②	700	700	700	700	700	700
条例単価（円）③	650	650	650	650	650	650

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
過大徴収（円） (②-③) × ①	0	0	50	150	0	200

社会福祉協議会は、過去4年以前の徴収単価についても改めて調査の上、過大徴収額については市と協議の上、利用者に対して速やかに返還すべきであり、徴収単価については、誤徴収がないように慎重に確認すべきである。【意見－65】

さらに、福祉センター条例別表備考3においては、冷暖房実施期間中における専用使用については、使用料の2割の額を加算するとされているが、担当者に聴取した結果、冷暖房の加算は徴収しておらず、条例から逸脱する運用がなされていた。【指摘事項－71】

冷暖房機器の老朽化や施設全体で集中管理している等の理由で利用者ごとの個別対応ができず、徴収していないと聴取しているため、当該事情を勘案し、福祉センター条例の改訂により文言削除、もしくは福祉センター条例施行規則にて別途規則を設けるなどの検討が必要である。【意見－66】

#### 【総合福祉センター条例】（一部抜粋）

		使用料（円）							
		専用使用						超過1時間につき	個人使用 午前、午後、夜間 各1回につき
区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日		
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		
プール	大	-	-	-	-	-	-	-	250

	人									
	小人	-	-	-	-	-	-	-	-	150
体育室	スポーツのための使用	大人	3,750	5,250	4,500	9,000	9,750	13,500	1,500	200
		小人	2,250	3,150	2,700	5,400	5,850	8,100	900	120
	上記以外の使用	大人	5,700	7,950	6,750	13,650	14,700	20,400	2,250	-
		小人	3,450	4,800	4,050	8,250	8,850	12,300	1,350	-
トレーニング室			-	-	-	-	-	-	-	200
機能回復訓練室	大人		-	-	-	-	-	-	-	300
	小人		-	-	-	-	-	-	-	200
会議室 401			700	950	800	1,650	1,750	2,450	250	-
会議室 402			450	600	500	1,050	1,200	1,650	150	-
会議室 403			700	950	750	1,650	1,750	2,450	250	-
会議室 404			700	900	800	1,600	1,850	2,550	200	-
会議室 405			200	250	200	450	500	700	50	-
大集会室			1,850	2,450	2,150	4,300	4,900	6,750	600	-
中集会室			<b>650</b>	<b>850</b>	<b>750</b>	<b>1,500</b>	<b>1,700</b>	<b>2,350</b>	<b>200</b>	<b>-</b>
小集会室			300	400	350	700	800	1,100	100	-
料理実習室			700	950	800	1,650	1,750	2,450	250	-

備考  
(略)

- 3 冷暖房実施期間中における専用使用については、この表の使用料の2割の額を加算する。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

### 【総合福祉センター条例施行規則】（一部抜粋）

（使用料の減免）

第7条 条例第8条第4項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)次に掲げる者が障害者の福祉に関する事業のために使用する場合使用料の全額

ア 国及び地方公共団体

イ 市内の障害者の福祉に関する団体

ウ 市内の公共的団体

(2)市内に住所を有する65歳以上の者が個人使用する場合（機能回復訓練室を使用する場合を除く。）

使用料の全額

(3)その他市長が特に必要と認める場合市長が必要と認める額

#### ⑥監事の理事会への出席状況

社会福祉法人の監事は、理事の職務の執行を監査する役割を有しているが、監事の監査機能を発揮する上では、理事会へ出席し、事業の進捗状況や法人の決算状況等を確認することが重要となる。そのため、法律上、監事には理事会への出席義務が明記されている。

社会福祉協議会では3名の監事を選任しているが、令和2年9月から令和5年9月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へほとんど出席していない監事が確認された。【指摘事項-72】

社会福祉協議会の各監事は、理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。【意見-67】

**【社会福祉協議会の各監事の理事会出席状況】**

	監事A	監事B	監事C
理事会開催数 (A)	17	17	17
出席回数 (B)	14	15	3
出席率 (B ÷ A)	82.3%	88.2%	17.6%
(内訳)			
令和2年9月10日	○	○	×
令和2年11月12日	×	○	×
令和3年3月17日	○	○	×
令和3年6月9日	○	○	×
令和3年6月24日	○	×	×
令和3年9月8日	×	○	○
令和3年11月10日	○	○	×
令和4年1月12日	○	○	×
令和4年3月16日	○	○	×
令和4年6月8日	○	○	×
令和4年9月7日	○	○	○
令和4年11月9日	○	○	○
令和5年1月11日	○	○	×
令和5年3月15日	×	○	×
令和5年6月7日	○	×	×
令和5年6月22日	○	○	×
令和5年9月13日	○	○	×

※みなし決議を除く

(注) ○：出席、×：欠席

**【定款】（一部抜粋）**

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成する。  
(略)

**【社会福祉法】（一部抜粋）**

第 45 条の 8 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 **一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百条から第百三条まで**、第百四条第一項、第百五条及び第百六条の規定は、監事について準用する。この場合において、同法第百二条（見出しを含む。）中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、同条中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第百五条中「社員総会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

### 【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律】（一部抜粋）

第 99 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

（略）

第 101 条 **監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。**

⑦善意銀行への物品寄付について

善意銀行には、金銭寄付と物品寄付があり、社会福祉協議会では集まった金銭や物品については、社会福祉協議会が実施している社会福祉事業や市内の社会福祉施設等で活用されている。善意銀行のうち、物品寄付には、タオル・拭き取り布等の日用品や紙おむつ・車いす等の介護用品、さらにはセーター・ネクタイ等の衣類やお米等といった食料品もあり多種多様である。



【寄付された物品①】



【寄付された物品②】

※地下1階の倉庫に保管されている。

**善意銀行に係る物品寄付の台帳の有無を確認したところ、預託物品リストはあったが、受け払いの分かる台帳は存在せず、現物管理がなされていなかった。【指摘事項-73】**

**寄付された物品については、台帳が存在せず盗難リスクがあるため、善意で寄付された物品の管理としては問題ある。そのため、台帳を作成し物品の受け払いを適正に行う必要がある。【意見-68】**

⑧社会福祉協議会事務局運営事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、西宮市社会福祉協議会事務局補助金を以下のとおり受給している。

**【西宮市社会福祉協議会事務局補助金の概況（令和4年度）】**

補助対象事業名	補助対象経費	実績額
西宮市社会福祉協議	1. 事務事業費	78,440 千円

補助対象事業名	補助対象経費	実績額
会事務局運営事業	<p>次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 法人運営及び実施事業に関する総合的企画、調整及び広報</p> <p>(2) 理事会、評議会及び正副理事長会の開催並びに監事監査の実施</p> <p>(3) 予算・決算及び経理</p> <p>(4) 会員会費制度の普及及び会員管理</p> <p>(5) 各種基金及び積立金の管理</p> <p>(6) 職員の人事、労務管理、福利厚生及び研修</p> <p>(7) 生活福祉資金の貸付に関する業務</p> <p>(8) 善意銀行に関する事務</p> <p>(9) 西宮市赤十字奉仕団に関する事務</p> <p>(10) その他、市長が適当と認める法人運営に関する事務事業</p> <p>2. 人件費</p> <p>法人運営に関わる常務理事、常勤職員（正規・嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費</p> <p>給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金</p>	

当包括外部監査において、上記の補助事業関連書類を確認した結果、以下の事項が確認された。

(i) 補助対象外職員人件費に関する補助金受給について

当該補助金の対象経費は、「**法人運営に関わる**」常務理事、常勤職員及び非常勤職員に係る経費である。社会福祉協議会は、常務理事、事務局長及び総務課職員6名を対象者とする他、くらし相談支援課権利擁護係に所属する契約職員（1名）を対象者としていた（補助金実績額：3,795千円）。当該者との雇用契約書を確認した結果、従事すべき業務の内容は「生活福祉資金貸付事業等の相談支援業務及び関係機関との連絡調整業務、その他庶務全般（電話対応、来客対応、資料作成等）」とされていることから、「法人運営に関わる」ものと見做すことは相当ではない。**社会福祉協議会は、補助金交付要綱上は補助対象外経**

**費であるくらし相談支援課権利擁護係に所属する契約職員の人件費に係る補助金を受給しており、不適切である。【指摘事項-74】**

従って、**社会福祉協議会は、補助金交付要綱上で補助対象経費として明記されている項目について、適切に補助金を申請すべきである。【意見-69】**

(ii) 役員報酬に関する補助金受給について

社会福祉協議会は、常務理事に対する報酬や法定福利費等を補助対象経費とし、市から補助金を受給している（補助金実績額：5,443千円）。一方で、当該補助金の対象経費は、法人運営に関わる常務理事、常勤職員及び非常勤職員に係る「給料」、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、嘱託職員退職金積立預金積立支出、非常勤職員賃金とされている。

常務理事に対する報酬等は、社会福祉法人西宮市社会福祉協議会役員報酬等規程に基づき支給されているものであり、就業規則に基づき職員に支払われる給料とは異なるものである。また、一般的に「常務」という職制上の地位を有する役員は、使用人兼務役員とは見做されない（法人税法第34条第6項、法人税法施行令第71条第1項第2号）ことから、常務理事に対する報酬には使用人（職員）としての労働の対価（給料）は含まれない。**常務理事の人件費について、補助金交付要綱上、補助対象としているが、本来、常務理事の人件費の支出科目は「給料」ではなく、「役員報酬」とすべきである。社会福祉協議会は、実質的に補助対象経費にない支出科目「役員報酬」に係る補助金を受給しており、不適切である。【指摘事項-75】**

従って、**社会福祉協議会は、補助金交付要綱上で補助対象経費とされている項目について、適切に補助金を申請すべきである。【意見-70】**

なお、社会福祉協議会は、令和5年3月末時点の純資産額は939百万円を計上しており、資金面では現金預金574百万円、特定資産548百万円を保有する等、財務内容は比較的安定している法人であると考えられる。**新型コロナウイルスの影響等により市の財政状況も厳しさを増す中で、多額の純資産を有する社会福祉協議会に対して、役員報酬を対象とした補助金を支給することについて、市は見直しを含め慎重に検討すべきである。【意見-71】**

#### 【法人税法】（一部抜粋）

##### 第34条

- 6 第1項に規定する使用人としての職務を有する役員とは、役員（社長、理事長その他政令で定めるものを除く。）のうち、部長、課長その他法人の使用人としての職制上の地位を有し、かつ、常時使用人としての職務に従事するものをいう。

### 【法人税法施行令】（一部抜粋）

第71条 法第34条第6項（役員給与の損金不算入）に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。

#### 2 副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員

(iii) 事業報告書の提出漏れについて

補助金交付要綱第5条において、補助金の実績報告書には、事業報告書、収支決算書、補助金精算額調書、その他市長が必要と認める書類を添付することと定められている。当包括外部監査において、補助金関係書類の提出状況を確認した結果、**社会福祉協議会は社会福祉協議会事務局運営事業に係る事業報告書を市に提出していなかった。【指摘事項-76】**

従って、**社会福祉協議会は、補助金交付要綱に定められた書類を適切に市に提出すべきである。【意見-72】**

### 【社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱】（一部抜粋）

第5条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金精算額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

⑩社会福祉センター西波止会館管理運営事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から社会福祉法人西宮市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、社会福祉センター西波止会館管理運営補助金を以下のとおり受給している。

### 【社会福祉センター西波止会館管理運営補助金の概況（令和4年度）】

補助対象事業名	補助対象経費	実績額
社会福祉センター西波止会館管理運営事業	次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費 (1) 施設の使用許可及び使用料の徴収 (2) 各種講座等の行事の開催 (3) 運営委員会の開催 (4) 施設設備の維持管理 (5) その他、市長が適当と認める西波止会館の管理運営に関する事務事業	3,927 千円

西波止会館は、老朽化により昭和 50 年 3 月末に閉鎖された「西波止老人福祉センター」に代わる社会福祉施設の新設を望む地元の強い要望を受けて、社会福祉協議会が設置運営主体となり、市の補助金及び財団法人中央競馬福祉財団の助成を得て、昭和 60 年 6 月に完成したものである。西波止会館には、1 階に集会室兼トレーニング室、2 階に和室があり、西宮市在住・在勤者については利用することができる。利用料については、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程において、以下のとおり定められている。また、一定の場合には減免することも認められている。

### 【西宮市社会福祉センター「西波止会館」施設専用使用料】

階	施設	専用使用			収容人員
		午前	午後	全日	
		9～12 時	12～17 時	9～17 時	
1 F	集会室兼トレーニング室 (88.80 m <sup>2</sup> )	1,200 円	2,000 円	3,200 円	40 名
2 F	和室 (54.33 m <sup>2</sup> )	750 円	1,250 円	2,000 円	40 名

(注) 冷暖房費は使用料の 2 割とする。

### 【西波止会館の使用料減免基準】

<b>減免基準</b>	地域団体（自治会、老人会、子ども会等）の使用については、会議での使用の場合は使用料を免除し、社会教育活動の中で趣味（ダンス、カラオケ等）での使用の場合は使用料を 5 割減免とする。ただし、社会福祉協議会の使用については、社会福祉を目的とする公共性の高い活動であるため使用料を 10 割減免とする。
<b>対象団体</b>	西波止町自治会、西波止シニアクラブ、西波止婦人部、西波止子供会、西宮市社会福祉協議会
<b>減免率</b>	会議：免除、趣味：5 割減免

西波止会館の管理運営は西宮市浜脇地区社会福祉協議会に委託し、使用料の徴収事務は西宮市社会福祉センター西波止会館運営委員会が行っている。徴収された使用料は、社会福祉協議会の担当者が運営委員会から受領している。

当包括外部監査において、**運営委員会が使用料の徴収時に発行した領収証を確認した結果、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程に定められた使用料とは異なる方式で使用料を徴収している事例が散見されているにも関**

**ならず、社会福祉協議会は看過していた。【指摘事項－77】**

例えば、西波止自治会がトレーニング室（使用目的：いきいき体操）を午前9時30分から11時15分まで使用した場合、本来であれば600円（＝午前利用1,200円×（100%－減免率50%））を徴収すべきであるが、実際には、使用実績時間（9時30分から11時15分までの使用で1時間45分となるが、2時間で計算）に基づき400円（＝午前利用1,200円×（100%－減免率50%）×2時間／3時間）で徴収している。

従って、**社会福祉協議会は、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程に定められた使用料を適切に徴収すべきであるが、包括外部監査人は、使用実績時間に応じて使用料を徴収すること自体は否定しない。仮に、使用実績時間に応じて使用料を徴収する方式を採用する場合には、社会福祉協議会は設置規程を速やかに改訂し、市民に対して広く公表することが望まれる。【意見－73】**

①障害者相談支援事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から障害者相談支援業務を受託し、令和4年4月1日付で障害者相談支援事業委託契約を締結している（委託料実績額：69,940千円）。

**障害者相談支援事業委託契約書第10条において、社会福祉協議会は契約締結後、速やかに委託業務に関する事業計画書を市に提出し、市長の承認を得なければならないとされているが、社会福祉協議会は事業計画書を提出していなかった。【指摘事項－78】**

また、**障害者相談支援事業委託契約書第11条第2項において、社会福祉協議会は委託期間終了の日から起算して30日以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出が期日内に行われていなかった。【指摘事項－79】**

従って、**社会福祉協議会は、障害者相談支援事業委託契約書に定められた期日内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。【意見－74】**

なお、障害者相談支援事業については、西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書が作成されていることから、社会福祉協議会は当該仕様書に従って業務を実施することとなるが、これまで事業計画書が提出されていないにも関わらず、委託事業が滞りなく遂行されている状況を鑑みれば、仕様書に基づいた事業計画書を改めて作成する必要性については疑問が残るところである。事務の効率化を図る観点からは、市と社会福祉協議会は、事業計画書作成の必要性について協議することが望まれる。

さらに、西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書では、以下のとおり、各

事業に係る職員の配置基準を明記している。

### 【職員配置基準】

事業名	職員配置基準(注)
相談支援事業	相談支援専門員を常勤で6.4名以上
基幹相談支援センター等機能強化事業	事業に適切な職員を常勤換算で3名以上
本人活動支援事業	事業に適切な職員を常勤換算で0.3名程度
障害者虐待防止センターに関する一部業務	事業に適切な職員を常勤換算で1名以上

(注) 常勤(常勤換算)とは、1週間の勤務形態が概ね40時間以上

**社会福祉協議会は、事業実施に際して仕様書に定める職員配置基準を充足しているか否かを実績報告時に報告すべきであるが、市に提出された実績報告書では記載されていなかった。【指摘事項-80】**

従って、**社会福祉協議会は、職員配置基準をはじめとして西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書に従った業務を実施したか否かを市が容易に確認できるように実績報告を行うべきである。【意見-75】**

なお、この点についても、事務の効率化を図る観点からは、市と社会福祉協議会は、仕様書上、事業ごとに職員配置基準を設定する必要性について協議することが望まれる。

#### ⑫障害者就労生活支援センター事業について

社会福祉協議会は、令和4年度において市から西宮市障害者就労生活支援センター事業を受託し、令和4年4月1日付で西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約を締結している(委託料実績額:43,678千円)。

**西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約書第11条第2項において、社会福祉協議会は委託期間終了の日から起算して30日以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出が期日内に行われていなかった。【指摘事項-81】**

従って、**社会福祉協議会は、西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約書に定められた期日内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。**

#### **【意見-76】**

なお、障害者就労生活支援センター事業は、障害者相談支援事業と同様、西宮市障害者就労生活支援センター事業委託仕様書が作成されていることから、社会福祉協議会は当該仕様書に従って業務を実施することとなるが、委託事業が滞りなく遂行されている状況を鑑みれば、仕様書に基づいた事業計画書を改

めて作成する必要性については疑問が残るところである。事務の効率化を図る観点からは、市と社会福祉協議会は、事業計画書作成の必要性について協議することが望まれる。

## (9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団

### ①概要

代表者	理事長 阪本興司	所在地	西宮市上甲子園5丁目7番21号
所管課	福祉総務課	設立年月日	昭和63年4月5日
設立目的	西宮市と連携のもとに西宮市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として社会福祉事業を行う。		
事業内容	社会福祉事業・公益事業の経営		
主要事業 (令和4年度)	事業名	事業内容	決算額(千円)
	・児童厚生施設 (段上児童館) (西宮市立塩瀬児童センター) (西宮市立山口児童センター)	地域の児童に健全で楽しい遊びの場を設け、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としつつ、児童の独自性・自主性・社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを行う。さらに子育て家庭を支援するための各種行事・講座の開催等、地域の子育て支援の拠点として、地域に根ざした活動を行う。	64,180千円
	・就労継続支援B型 ・就労移行支援 (名神あけぼの園)	就労継続支援B型事業は、クリーニング作業、紙箱加工作業、その他簡易作業、清掃業務などの作業を提供し、利用者が目標を持って生産活動し、その知識・能力・技術の習得と就労意欲の向上を図り、社会経済活動への参加と地域で自立した生活ができるよう支援を行う。就労移行支援事業は、企業等への就職を希望する利用者に施設外実習・職場体験を実施し就職に向けての技能、マナーの習得を図り、ハローワーク等の関連機関と連携し、利用者本人の適性に合った就職の支援を行う。	182,238千円
	・生活介護 (いずみ園)	知的な障害を持つ方に対して、日常生活習慣の確立や積極的な社会参加、充実した余暇活動などを目指し、一人ひとりが自分らしく豊かに地域生活を送れるように、必要な支援を行う。	211,050千円
	・障害者短期入所 (ねいろ)	身体的・知的に障害を持つ方の介護者が病気等の理由により介護ができない場合に、短期間の宿泊を提供し、入浴、排泄、食事、送迎等の支援を行う。	64,680千円
	・特定相談支援事業 (ねいろ相談支援事業所)	障害福祉サービス等について、利用者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、サービス等利用計画案の作成にあわせて、障害サービス事業者との連絡調整を行う。また、利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じてサービス等利用計画の変更、支給決定の変更申請等に必要な援助を行う。	※障害者短期入所に含む
	・地域包括支援センター (瓦木地域包括支援センター) (上甲子園地域包括支援センター) (安井地域包括支援センター) (小松地域包括支援センター) (甲東地域包括支援センター) (浜脇地域包括支援センター)	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することを実現するために①総合相談支援業務②介護予防に係る支援業務③権利擁護業務④包括的・継続的ケアマネジメント業務を充実させ、高齢者が尊厳を保ちながら、多様な社会参加・参画を果たし、必要に応じて様々な支援を受けながら日常生活を送ることができるよう、「地	421,942千円

		域包括ケアシステム」の深化・推進に向け中核機関としての役割を担う。	
主要事業 (令和4 年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援事業 (中央居宅介護支援事業所) (甲子園居宅介護支援事業所) (安井居宅介護支援事業所) (小松居宅介護支援事業所) (甲東居宅介護支援事業所) (浜脇居宅介護支援事業所)</li> </ul>	要介護者等ができる限り住み慣れた自宅で、その有する能力に応じた日常生活を営むために、介護支援専門員が心身の状況や生活環境、本人・家族の意向を汲んだ居宅サービス計画を作成する。作成された居宅サービス計画の実現に向けて、必要な医療・介護サービスの利用や社会資源を活用するために、指定居宅サービス事業者や介護保険施設、医療機関や関連する専門機関等との連絡調整等を行う。また、西宮市から委託を受け、要介護・要支援認定の代行申請と認定調査を行う。	302,260 千円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護事業 (甲子園ロデイサービスセンター) (小松デイサービスセンター) (甲東デイサービスセンター) (浜脇デイサービスセンター)</li> </ul>	要支援又は要介護の方が住み慣れた自宅や地域において、その方の能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、日常生活上のケア、医療的ケア、機能訓練、アクティビティ活動等を送迎付きの日帰りで計画的に行う。	416,265 千円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護等事業・訪問介護事業 (西宮市ホームヘルパー派遣センター) (西宮市甲子園ホームヘルパー派遣センター) (西宮市小松ホームヘルパー派遣センター)</li> </ul>	要支援あるいは要介護状態にある高齢者又は身体障害者及び心身障害児、精神障害者等にホームヘルパーが訪問し、身体の介護や買い物、掃除等のその他必要な家事サービスを行う。また、育児支援家庭訪問事業(子育てヘルプ)により養育支援が必要である家庭の支援を行う。	313,674 千円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問看護事業 (西宮市訪問看護センター)</li> </ul>	医療保険もしくは介護保険による給付を対象とし、年齢を問わず、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態の方に対し、看護師等が療養上の世話や診療の補助を行い、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す。	350,283 千円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症初期集中支援事業 (認知症初期集中支援チーム小松) (認知症初期集中支援チーム安井)</li> </ul>	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人や家族に早期に関わり、適切な医療や介護等につながるよう、早期診断・早期対応に向けた体制を構築する。「初期」とは認知症の初期段階という意味だけでなく、初動：ファーストタッチを意味しており、「集中」は認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等を包括的・集中的(概ね6か月)に行い、継続的な医療やケアチームに引き継ぎを行う。	70,502 千円
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉用具貸与事業</li> <li>・ 特定福祉用具販売事業 (すこやか福祉用具サポートセンター) (小松福祉用具サポートセンター)</li> </ul>	介護を必要とする高齢者等が住み慣れた自宅や地域において、その方の能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、また、介護者の負担を軽減することを目的として各種福祉用具の貸与及び販売を行う。福祉用具の選定に当たっては、介護支援専門員等の依頼、相談内容を踏まえ、専門の相談員がご家庭を訪問するなど、直接、利用者の要望や心身の状況、使用される環境等を確認した上で、安心して利用できる適切な福祉用具の提供を行う。	224,270 千円

主要事業 (令和4年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・短期入所療養介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> </ul> (西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮)	高齢者の在宅復帰を目指し、看護・介護のケアはもとより理学療法士等のリハビリテーションや栄養管理・入浴等の日常サービスまで提供する。リハビリテーションは利用者の心身機能の維持・改善や生活機能の低下予防さらには社会復帰へつなげ、訪問リハビリテーションでは利用者の生活環境を踏まえた個別のリハビリテーションを実施するなど、常に利用者主体の質の高い介護サービスの提供を心がけ、地域に開かれた施設として利用者のニーズにきめ細かく応える。介護予防を含めた啓発活動など幅広い活動を通じ在宅ケア支援の拠点を目指して、利用者・家族の皆様が自分らしい日常生活を送れるよう支援を行う。	620,428千円							
市からの財政支援 (千円)	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
	委託料	169,448	181,156	214,224	231,406	237,606				
	指定管理料	44,765	44,972	44,201	44,521	45,378				
	補助金	42,380	39,367	43,871	48,351	36,346				
	その他	-	-	-	-	-				
	計	256,593	265,495	302,296	324,278	319,330				
役職員数 (人) (令和5年4月1日現在)	区分	役員数				職員数				
		常勤	非常勤	総数	うち民間出身者	正規職員	うち市派遣職員	うち市OB職員	非正規	総数
	人数	1	7	8	5	189	0	0	379	568

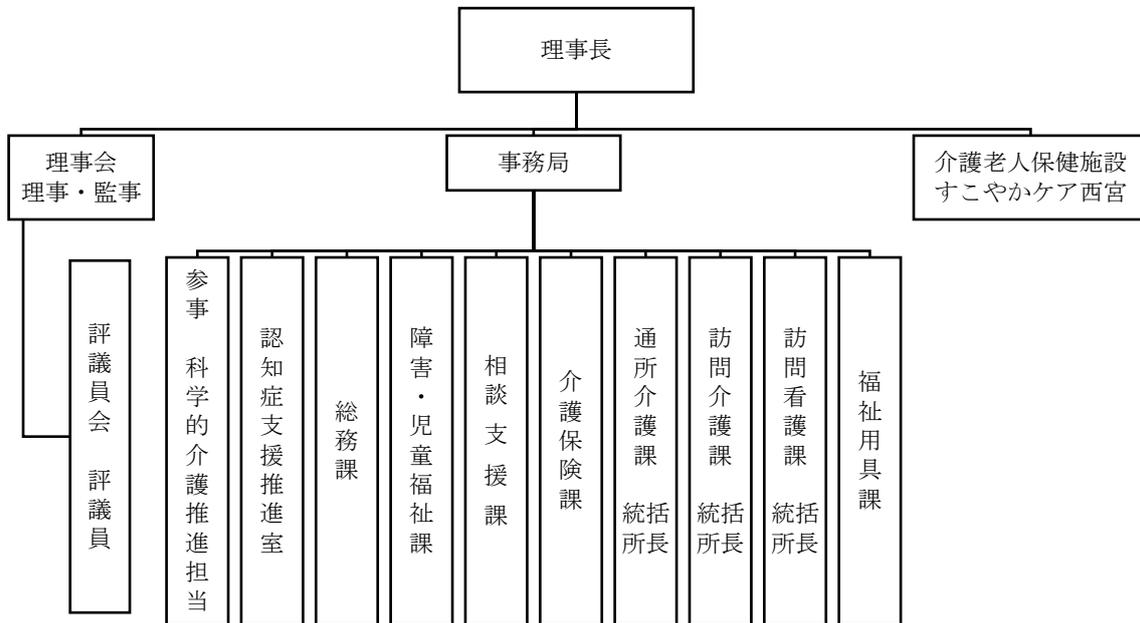


【すこやかケア西宮①】



【すこやかケア西宮②】

②組織図



③財務諸表の推移

(単位：千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸借対照表	流動資産	1,822,030	1,756,364	1,758,378	1,738,408	1,768,584
	固定資産	2,642,383	2,630,941	2,637,834	2,612,113	2,527,089
	資産合計	4,464,413	4,387,306	4,396,213	4,350,521	4,295,673
	流動負債	425,790	348,501	303,777	384,305	399,885
	固定負債	961,580	1,008,891	1,066,610	1,078,041	1,022,709
	負債合計	1,387,370	1,357,392	1,370,388	1,462,347	1,422,595
	基本金	185,041	185,041	185,041	185,041	185,041
	国庫補助金等特別積立金	284,783	277,975	277,194	267,463	257,649
	その他の積立金	866,559	887,651	890,541	884,567	880,780
	次期繰越活動増減差額	1,740,659	1,679,245	1,673,048	1,551,102	1,549,607
	純資産合計	3,077,042	3,029,913	3,025,825	2,888,174	2,873,078
	負債・純資産合計	4,464,413	4,387,306	4,396,213	4,350,521	4,295,673
	事業活動計	サービス活動収益	2,953,719	2,952,008	2,944,440	2,787,118
サービス活動費用		3,024,578	3,008,552	2,952,937	2,931,037	2,882,790
サービス活動増減差額		△70,859	△56,543	△8,497	△143,919	△42,161
サービス活動外収益		16,385	20,782	7,697	17,862	39,320
サービス活動外費用		3,021	2,424	1,788	1,500	1,775

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
算 書	サービス活動外増減差額	13,364	18,358	5,908	16,362	37,545
	特別収益	-	99	7,186	10	1
	特別費用	4,337	1,740	7,822	284	584
	特別増減差額	△4,337	△1,640	△636	△273	△583
	税引前当期活動増減差額	△61,832	△39,826	△3,224	△127,829	△5,199
	法人税、住民税及び事業税	1,536	495	82	90	82
	当期活動増減差額	△63,368	△40,321	△3,306	△127,920	△5,281

④西宮市地域包括支援センター運営事業委託について

(i) 業務実施計画書及び実績報告書の提出について

社会福祉事業団は、市から上甲子園地域包括支援センターを始めとした6つの地域包括支援センターの管理及び運営業務を市から受託している。**西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第7条第2項において、社会福祉事業団は令和4年4月15日までに業務実施計画書を市に提出することとされているが、全ての地域包括支援センターが期日内に業務実施計画書を提出していなかった。【指摘事項-82】**

なお、市の担当者は提出期限を正しく認識していたものの、各地域包括支援センターに送付したメール上、提出期限を令和4年4月30日と記載していた。

また、**西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第9条第2項において、社会福祉事業団は委託期間終了後1か月以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出し、承認を受けるとともに、事業実績により委託料を精算することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出並びに委託料の精算が期日内に行われていなかった。【指摘事項-83】**

従って、社会福祉事業団は、**西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書に定められた期日内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。**

【意見-77】

【西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書】（一部抜粋）

第7条 乙は、第2条に定める委託業務の範囲及び地域包括支援センター運営事業委託仕様書に基づいて委託業務を行うものとする。

2 乙は、令和4年（2022年）4月15日までに業務実施計画書を甲に提出しなければならない。

（中略）

第9条 乙は、甲に委託業務の実施状況を毎月報告しなければならない。

2 乙は委託期間終了後1か月以内に委託業務の実績報告書及び収支決算書を甲に提出し、承認を受けるとともに、事業実績により委託料の精算をしなければならない。

(注) 上記において、甲は市、乙は社会福祉事業団を指す。

(ii) 委託業務に係る経費の区分について

社会福祉事業団は、上記の地域包括支援センター運営事業に係る委託料の精算に際しては、委託料精算報告書、精算調書などの資料を作成している。西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第8条第3項において、委託料を委託業務に規定する経費以外に使用してはならないと定められていることから、社会福祉事業団では、各地域包括支援センターの拠点区分別資金収支計算書の各科目の実績金額を対象経費と対象外経費に区分する資料を作成し、当該資料に基づき、委託料精算報告書を作成している。この点、当包括外部監査において確認した結果、社会福祉事業団では過去に実施した市との協議内容などに従って対象経費と対象外経費の区分を行っていたものの、**市は、各科目の実績金額を対象経費と対象外経費に区分する上での明確な基準を契約書等において提示していなかった。【指摘事項-84】**

委託料の精算が適切に行われているかを確認する上で、対象経費と対象外経費を適切に区分しているか否かは非常に重要であることから、**市は、委託業務の対象経費と対象外経費を区分する上での基準を明確に定めるべきである。**

**【意見-78】**

**【西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書】（一部抜粋）**

第8条

**3 乙は、委託料を委託業務に規定する経費以外に使用してはならない。**

(注) 上記において、乙は社会福祉事業団を指す。

⑤ 予定価格の設定について

「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 経理規程」第75条第1項なお書において、「売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1,000万円を超えない場合」には随意契約によることができると定められている。社会福祉事業団は様々な業務の委託契約を締結しているが、ほとんどが上記の理由に基づき随意契約となっている。**随意契約に際しては、経理規程第75条第4項に定められる原則3社以上からの見積徴取、「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱」第19条に定められる予定価格の設定等の手続を実施する必要があるが、当包括外部監査において随意契約に係る見積結果一覧表を確認した結果、社会福祉事業団では、随意契約による場合に求められる予定価格の設定を適切に実施していなかった。【指摘事項-85】**

なお、見積結果一覧表に予定価格が記載されている例も見受けられたが、担

当者に確認した結果、単に落札価格と同額を記載しただけであり、予定価格調書が適切に作成されているものではなかった。

従って、**社会福祉事業団は、随意契約による場合には適切に予定価格を設定する必要がある。【意見－79】**

#### 【社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱】（一部抜粋）

第5条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、当該契約に関する仕様書、設計書等によって当該契約金額を予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

（中略）

第19条 理事長は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第5条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

#### ⑥介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について

社会福祉事業団では、介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務に関して、平成31年1月に指名競争入札を行った上でL社を選定し、平成31年4月から令和4年3月までの3年間についてL社と業務委託契約を締結している。令和4年度の契約については、令和3年12月21日開催の令和3年度第2回業者選定委員会において検討した結果、L社と単独随意契約を行うことを前提に契約交渉することが望ましいとの結論に至り、その結果、L社と業務委託契約を締結している。当包括外部監査において、平成31年1月に実施された指名競争入札に係る事務を確認した結果、以下の点が確認された。

##### （i）予定価格調書の作成者について

**「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱」において、指名競争入札に際して、理事長が予定価格を決定し、予定価格調書を作成することが定められているが、介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務に係る指名競争入札の実施に際して作成された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者の欄には理事長ではなく、事務局長の印が押印されていた。【指摘事項－86】**

##### （ii）業者選定方法について

平成31年4月以降の介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務については、平成30年度第4回業者選定委員会において、以下の理由により指名競争入札で実施することが決定されている。

#### 【平成30年度第4回業者選定委員会議事録】（一部抜粋）

<議題>

1. 介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について

(2) 平成 31 年度以降の契約について

施設総合管理に変更した平成 18 年度以降も引き続き入札を実施していたが、平成 21 年度から平成 23 年度を境に入札から単独随意契約に変更となっている。これは居宅転送電話の開始や、エスコ事業の円滑な事業継続等から随意契約としていた経緯があった。

しかしながら、来年度より新たに 5 年間の指定管理期間の延長や、エスコ事業等についても安定して事業継続がされていること、また現時点での下見積額から勘案して社会福祉法人における物品・業務委託等の入札基準額である 3000 万円を下回ることがないという理由から平成 31 年度以降の契約については今回指名競争による入札を実施することが望ましいと考えている。(約 10 年入札を実施していない状況である)

なお、指名競争入札につきましては現行契約業者及び「西宮市競争入札参加資格者名簿」に登録されている業者併せて 5 社程度を指名し、1 月末に入札を実施する予定としている。(1 月 16 日入札通知、1 月 30 日入札)

上記のとおり、業者選定委員会では、業者選定手続として指名競争入札と随意契約のいずれにするかの検討は行われているが、一般競争入札と指名競争入札のいずれにするかの議論は行われていない。すなわち、**経理規程第 74 条第 1 項において、合理的な理由から一般競争に付する必要が無い場合及び適当でないと認められる場合において指名競争入札に付することができる」とされており、指名競争入札によることができる合理的な理由が列挙されているが、業者選定委員会の議事録上では、指名競争入札とすることの合理的理由が明記されていない。【指摘事項－87】**

**社会福祉事業団では、令和 6 年度以降の介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について改めて業者選定手続を実施することが想定されるが、当該業務は年額数千万円の高額な委託料を伴うものであり、社会福祉事業団の事業遂行上も重要な契約であることから、経理規程を始めとしたルールを適切に遵守し、公平性、公正性及び透明性が確保された業者選定手続を実施する必要がある。【意見－80】**

**【社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱】（一部抜粋）**

第 5 条 理事長は、一般競争入札に付そうとするときは、当該契約に関する仕様書、設計書等によって当該契約金額を予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(中略)

第 15 条 第 2 条、第 4 条から第 10 条まで及び第 12 条の規定は、指名競争入札の場合にこれを準用する。

**【経理規程】（一部抜粋）**

第 74 条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合

においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合
- (2) 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められる場合

#### ⑦評議員会への監事の出席について

社会福祉法人においては、評議員会へ監事の出席義務はないものの、特定の事項について説明を求められた場合には当該事項について説明しなければならない。(社会福祉法第45条の10)

しかし、**令和5年3月の開催の評議員会に係る議事録を閲覧した結果、報告を求められる可能性がある議題であったにもかかわらず、社会福祉事業団の監事2名がいずれも欠席であった。【指摘事項-88】**

#### 【令和5年3月10日 第58回評議員会議事録】

	議 題
報告第1号	名神あけぼの園における生活介護事業開始の件
報告第2号	経営改善計画の件
報告第3号	令和5年度事業計画の件
報告第4号	令和5年度資金収支予算の件 ①福祉・介護職員処遇改善加算及び介護職員処遇改善加算の実績報告について ②福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金及び介護職員処遇改善支援補助金の実績報告について ③新型コロナウイルス感染症に関する報告について

従って、**社会福祉事業団は、評議員から説明を求められる可能性のある議題がある場合は、監事が出席可能な日時にて評議員会を開催すべきである。【意見-81】**

#### 【社会福祉法】（一部抜粋）

(理事等の説明義務)

第45条の10 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

#### ⑧積立金について

社会福祉法人会計基準第6条第3項において、積立金は将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるために積み立てるとされている。

しかし、**純資産の部のその他積立金に計上されている制度改正準備積立金及びその他の積立金は、当該名称では特定の目的が見えづらい。【指摘事項－89】**  
**制度改正準備積立金及びその他の積立金については、現状の名称では目的が見えづらいため、目的が分かる名称を用いた積立を行うべきである。【意見－82】**

(単位：千円)

勘定科目	貸借対照表計上額
修繕積立金	313,877
備品等購入積立金	114,430
制度改正準備積立金	330,137
その他の積立金	122,335

#### 【社会福祉法人会計基準】（一部抜粋）

第6条 純資産

1、2 略

3 その他の積立金には、**将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため**、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

#### ⑨基本財産について

基本財産について、定款に有価証券1,000万円と定めているが、現状は有価証券ではなく預金1,000万円として保有しているため、本来定款の基本財産の変更が必要である。

社会福祉法第45条の36によれば、定款変更に際して、評議員会の決議を経て所轄庁である市長の認可を受けなければならないとされている。

しかし、**基本財産の変更について、理事会での議決及び評議員会の決議を経ないにもかかわらず、定款変更せずに基本財産の内容を変更している。【指摘事項－90】**

従って、**社会福祉事業団は、基本財産の内容変更に関して理事会で決議し、評議員会の決議を経て定款変更し、所轄庁である市長の認可を受けるべきである。**

なお、定款変更の際には、基本財産の定めについて、「有価証券」から「預金」と変更するのではなく、『**預金又は債券など、元本が確実に回収できる金融商品**』のように包括的な定めとする方が今後の運用において適切であると考

える。【意見-83】

【社会福祉法】（一部抜粋）

第45条の36

定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3、4 略

⑩すこやかケア西宮について

(i) 市からすこやかケア西宮への貸与備品について

社会福祉事業団は、指定管理者施設であるすこやかケア西宮において市から備品が貸与されている。

**すこやかケア西宮に現地調査を行い、現物管理の確認を行った結果、設立当初から貸与されているカラーテレビや電話機など既に処分済みの備品が備品一覧に残っていたり、ビデオカメラやビデオテープレコーダーなどの使用が想定されない備品が残っていた。備品一覧の現物確認や処分の要否の検討が行われておらず、備品の管理に問題がある。【指摘事項-91】**

従って、**すべての貸与備品の現物確認や処分の検討を行うとともに備品一覧の修正・更新が必要である。【意見-84】**

また、**備品一覧には、設置場所項目が全てすこやかケア西宮となっており、記載されている備品がどこにあるかが備品一覧からは分からない状況であった。【指摘事項-92】**

従って、**備品一覧にて設置場所が分かるように記載を修正する必要がある。【意見-85】**

【すこやかケア西宮貸与備品一覧】（一部抜粋）

(単位：円)

備品番号	設置場所	備品分類コード	備品分類翻訳	品質・計上・その他の表示	取得年月日	数量	価格
1390171	すこやかケア西宮	064060	カラーテレビ	28W-CX10	1997-03-31	1	87,138
1390198	すこやかケア西宮	064060	カラーテレビ	28W-CX10	1997-03-31	1	87,138
1390228	すこやかケア西宮	064060	カラーテレビ	32W-CX10	1997-03-31	1	178,190

備品 番号	設置場所	備品分類 コード	備品分類翻訳	品質・計上・ その他の表示	取得年月日	数量	価格
	ア西宮						
1390350	すこやかケ ア西宮	070095	電話機	P テレフォン 3	1997-03-07	1	83,172
1390368	すこやかケ ア西宮	070095	電話機	P テレフォン 3	1997-03-07	1	83,172
1390376	すこやかケ ア西宮	070095	電話機	P テレフォン 3	1997-03-07	1	83,172
1413554	すこやかケ ア西宮	067462	ビデオカメラ	CCD-TRV201	1997-03-26	1	169,147
1413597	すこやかケ ア西宮	067267	ビデオテープ レコーダー	WV-SW1	1997-03-26	1	145,613

(ii) すこやかケア西宮に係る利用料金について

社会福祉事業団は、すこやかケア西宮の指定管理者として、介護老人保健施設（以下、「老健施設」という。）（入所）、短期入所療養（ショートステイ）、通所リハビリテーション（デイケア）等のサービスを行っている。

**当該サービスの利用料金単価については、介護老人保健施設条例及び同施行規則にて定められているが、特別療養室（個室A・B）について利用者への説明用資料である利用案内に記載の利用料金一覧表と介護老人保健施設条例を比較した結果、利用料金一覧表の方が150円高かった。【指摘事項-93】**

差額について担当者に聴取した結果、介護老人保健施設条例施行規則第7条に基づき、テレビの利用料金の実費分を上乗せで請求しているとのことであったが、**テレビ利用料金の実費算出方法は、テレビの設置料+NHK受信料から概算で算出したもので実費ではない。テレビ利用料金の概算算出費用については、介護老人保健施設条例及び同施行規則にて定められていないものであるため、市と協議の上、要綱を定める、あるいは合意文書を利用者と交わす等の対応が必要である。【意見-86】**

**【特別療養室料 利用料金一覧表と条例単価の比較（個室A・B）】**

	ご利用料金一覧表 ①	条例単価 ②	差額 (①-②)
個室A	2,330円	2,180円	150円
個室B	1,830円	1,680円	150円

**【西宮市立介護老人保健施設条例】（一部抜粋）**

（利用料金等）

第5条 施設を利用する者は、第8条の規定により施設の管理を行う指定管理者に利用料金及び手数料（以下「利用料金等」という。）を納めなければならない。

**2 利用料金等の種類及び金額は、別表のとおりとする。**

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表（第5条関係）

	種類	金額
利 用 料 金	通所リハビリテーション	法第 41 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	短期入所療養介護	法第 41 条第 4 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護保健施設サービス	法第 48 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護予防通所リハビリテーション	法第 53 条第 2 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	介護予防短期入所療養介護	法第 53 条第 2 項第 2 号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額
	食費	1 日につき 1,800 円を上限として定める額（法第 51 条の 3 第 1 項又は第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者にあつては、法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号又は第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額）
	居住費又は滞在費	法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の基準費用額又は法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額
	<b>特別療養室料</b>	<b>個室(A) 1日につき 2,180 円</b> <b>個室(B) 1日につき 1,680 円</b> <b>（市外居住者にあつては、3,180 円）</b> <b>2人部屋 1日につき 1,500 円</b> <b>（市外居住者にあつては、2,250 円）</b>
手 数 料	文書料	1 通 3,000 円以内で、規則で定める額

## 【西宮市立介護老人保健施設条例施行規則】（一部抜粋）

（実費弁償）

第7条 施設を利用する者は、日常生活に要する費用その他の実費を負担するものとする。

### （iii）すこやかケア西宮のあり方について

すこやかケア西宮は、市立の老健施設として、平成9年5月の設立当初から社会福祉事業団に委託して運営しており、在宅介護の相談窓口である地域包括支援センターや訪問看護センター、ヘルパーステーションなどの在宅介護を支援するサービス事業所が併設されている。また、市は平成18年度からは指定管理者制度を用い（非公募）西宮市社会福祉事業団を指定管理者と指定しており、現在、平成31年4月1日から令和6年3月31日の5か年が指定管理期間（令和6年度～令和10年度も指定管理者として選定予定）となっている。

なお、施設の運営費用は介護保険収入等で賄われており、市からの指定管理料の支払いはない。

令和5年2月の所管事務報告「西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮の今後について」によると、現在の市における検討状況は、以下のとおりである。

#### （i）ニーズについて

2025年以降、高齢者人口がピークを迎え、医療・介護ニーズが高い85歳以上の人口が急速に増加すると予測されています。今後も在宅生活支援や高齢者福祉施設のニーズが高まりますが、現在、市内の介護老人保健施設は当施設を含め9か所あり、全ての施設の待機者数は令和4年12月時点において約20人程度にとどまっている状況です。すこやかケア西宮は他の民設民営の施設と同様、利用者負担と介護報酬で運営を行っており、民間における類似のサービスの広がりにより、市が設置・運営する意義が薄れています。また、全国的に社会福祉施設の運営は民間事業者であり、設置当初公設の施設についても、近年は民営化の傾向があります。

#### （ii）包括外部監査の意見・指摘について

過去数回の監査において、「設置当時は市内に同様の施設がなかったため、モデルケースとして市が設置する意義が認められたが、現在は類似の施設が一定整備されているため、市立施設として設置する必要性はない、設置主体を市側から西宮市社会福祉事業団に移す対応を早急に行うことが望ましい。」との意見、指摘をうけています。

#### （iii）今後予想される大規模修繕などについて

当該施設は開設から 25 年が経過しており、令和 5 年度～10 年度の中長期計画において約 5 億円の修繕費用が必要となっており、令和 10 年度以降についても、外壁、電気設備、給排水設備など、築年数等のタイミングに応じて必要な修繕が定期的に生じることになります。市立施設として市が設置する意義が薄れている現状、修繕費用等について、市が負担することが適切であるか、検討する必要があります。

上記に加え、すこやかケア西宮の 4 階・5 階部分は西宮市立中央病院の医師等の住宅になっていることから、病院事業から市への引渡しが必要になること、また、すこやかケア西宮の建設当初、厚生労働省から平成 6 年度～平成 8 年度にかけて 6,200 万円の補助金を受けているため、仮に転用や社会福祉事業団へ無償譲渡もしくは有償譲渡となった場合には国との協議も必要になる。

**市及び社会福祉事業団の担当者より、令和 8 年度の兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合後の新病院開院までに検討すると聴取しているが、平成 24 年度包括外部監査で指摘されてから、11 年が経過しており、かつ上記のような解決すべき課題は少なくないことから、市立介護老人保健施設としての意義、必要性含め、例えば、検討委員会を設けるなどして、早急にすこやかケア西宮のあり方や取り扱いについての市の方向性について結論を出すべきである。**

**【意見－87】**

**別 添** 指摘事項及び意見のまとめ

I. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監 査 項 目	指 摘 事 項	意 見
1. 全般的事項		
(1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について	4	3
(2) 各外郭団体の評価について	2	1
(3) 人的関与(市OB)について	1	1
(4) 外郭団体のガバナンスについて	1	1
計	8	6
2. 各外郭団体		
(1) 西宮市土地開発公社	5	4
(2) 一般財団法人西宮市都市整備公社	11	10
(3) 公益財団法人西宮市国際交流協会	8	7
(4) 西宮都市管理株式会社	11	11
(5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会	11	12
(6) さくらFM株式会社	5	4
(7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター	7	7
(8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会	15	15
(9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	12	11
計	85	81
合 計	93	87

## II. 指摘事項及び意見

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

### 1. 全般的事項

#### (1) 土地開発公社保有の甲子園浜1丁目暫定利用の土地について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-1】	土地開発公社が行う業務に該当しない賃貸期間の延長に次ぐ延長を行っている点において、事前に兵庫県と協議し、総務省に確認のうえ了承が得られているとはいえ、明らかに総務省通知に反している。	○	54
【指摘事項-2】	土地開発公社が取得した土地について買取りに要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切であり、公有地の拡大の推進に関する法律の解釈からも著しく逸脱していると言わざるを得ない。	◎	54
【指摘事項-3】	A社事業計画の合理性に対する土地開発公社が設置した審査委員会の審査が十分であったとは言えず、また経済合理性の観点から賃貸契約開始後に事業提案書と異なる運営を行いたい旨のA社からの申請に対して、土地開発公社の対応が公平性の観点から十分であったとは言えない。さらに、当初土地開発公社は契約期間は10年である旨を明示しているにも関わらず、市の買戻しが先送りになるたびにA社との契約を2度延長したことにより、公平性よりも過度に経済合理性を優先された状態を継続していることは好ましくない。	◎	57
【指摘事項-4】	市の将来確保すべき財源額である5,437百万円は、金額的にも重要であり、かつ今後も借入金利息により増額していく事実があり、市が取得のための財源を確保できないことなどを理由に長期に先送りにされているにもかかわらず、市の公表資料上では将来確保すべき財源額として明瞭に開示されていない。	○	58
【意見-1】	市の計画資料を見る限り、市の厳しい財政状況から取得を令和11年度以降に先送りされているが、土地開発公社が取得した土地について買取りに要した費用の負担を長期にわたり繰り延べることは不適切であり、契約期間が10年を超えていることから早急に甲子園浜多目的グラウンドの整備の計画を進め、市が当該土地を取得する必要がある。	◎	57
【意見-2】	土地開発公社に隠れている市の将来確保すべき財源額について、市民に分かりやすく開示すべきである。また、土地開発公社の概要シートに債務保証による債務残高として記載はあるものの、現在の市の開示資料では開示するための項目が設けられていないことから、開示方法についても検討すべきである。	○	58
【意見-3】	甲子園浜土地を特定の事業者へ長期賃貸している現状は公平性の観点から好ましくなく、その状況が継続している一方、甲子園浜多目的グラウンドは、西宮市民全員が利用可能であるため、早急に計画すべきである。そのため、市はこの問題に真摯に向き合い、市土地開発公社の存在意義も鑑み、解決に向けた検討を早期に実施すべきである。	◎	59

#### (2) 各外郭団体の評価について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-5】	各外郭団体の経営健全化等について、予め決められた経営健全化指標に基づいて毎年度評価し、健全である旨の報告が議会になされているが、当包括外部監査で確認した各団体の今後の法人のあり方等について、大きな課題を抱えており、現状の評価形態では不十分であると言わざるを得ない。	◎	67
【指摘事項-6】	市は、外郭団体自体の事業の効率化、ガバナンス（組織統治）や事業の方向性のあり方、財務健全性など外郭団体の経営が適正に行われているかを全外郭団体について、評価すべきところ、各法人の健全性の評価と法人の事業による公益目的の達成度の評価を実施しているのは、現在 13 法人ある外郭団体のうち、第三セクター等条例で対象となった 6 法人のみであり、他の 7 団体は対象となっておらず、外郭団体に対するモニタリングが不十分である。	○	68
【意見-4】	市は外郭団体の評価についてまずは全外郭団体を評価対象とすべきである。評価項目については、財務数値の評価に限らず、例えば、法人のガバナンスやコンプライアンス面の評価、自立的経営を目指すべく市からの財政的援助及び人的援助の適正化、民間人材の積極採用とその達成度の評価等、といったあらゆる要素の評価項目を策定し、それを内部的に評価する、そして外郭団体の経営評価について専門的知識を有した第三者から構成される経営評価検討委員会を設置し評価するなど、といった外郭団体評価システムを構築する必要がある。	◎	68

### （３）人的関与（市〇Ｂ）について

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-7】	市〇Ｂが外郭団体役員に就任する際に、明確な基準や文書でのやりとりは存在しないために、市〇Ｂと所管課間において、つながりが深いとの疑念を持たれてしまう状況が存在している。また、天下り目的の就任であるとの誤解も与えてしまう可能性がある。	○	72
【意見-5】	市は外郭団体の役員について、働きかけ規制の趣旨も勘案の上、市〇Ｂを推薦する場合の基準について明確に定めるべきであり、元職員が外郭団体の役員について就任することは慎重に判断すべきである。	◎	72

### （４）外郭団体のガバナンスについて

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-8】	各外郭団体の往査において、理事会議事録を閲覧した限り、理事会の開催時間は 10 分～20 分程度で、発言を行った理事がほとんど見られなかった法人や理事会議案や報告内容が毎年同じであった法人などがみられ、当該法人については、理事会において各理事が運営上の課題や重要事項について議論を行い、出席した理事や監事が、監督・評価を適切に行っているとは言い難い状況であった。	○	75
【意見-6】	各外郭団体それぞれの理事会や取締役会において、理事等及び監事等が適切に監督・評価を行う必要があるが、市としては外郭団体におけるガバナンスが効きづらい状況も勘案して、ガバナンスの強化策として市職員が理事会や取締役会にオブザーバーとして参加し、牽制効果を働かせるのも一つの手段である。	○	75

## 2. 各外郭団体

## (1) 西宮土地開発公社

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-9】	「名塩さくら台3丁目擁壁設置工事」及び「愛宕山宅地造成工事」に係る業者選定に際して、市が定めている資格基準に準じていたものの、入札方式としては指名競争入札で行われており、市の規則と合致していなかった。		78
【指摘事項-10】	指名業者の選定に関しては、委員長（理事長）又は副委員長（常務理事）及び委員の半数以上が出席した請負業者選定委員会において、その出席者の過半数をもって行う必要があるが、愛宕山宅地造成工事に関しては、同要綱上認められていない持ち回り審議において指名業者が選定されており、同要綱に照らして選定手続に瑕疵が認められる。		79
【指摘事項-11】	指名業者の選定に関しては、委員長（常務理事）又は副委員長（公社事務局長）及び委員の半数以上が出席した請負業者選定小委員会において、その出席者の過半数をもって行う必要があるが、名塩さくら台3丁目擁壁設置工事に関しては、同要綱上認められていない持ち回り審議において指名業者が選定されており、同要綱に照らして選定手続に瑕疵が認められる。		80
【指摘事項-12】	令和4年度に随意契約が行われた委託業務に係る決裁書類を確認した結果、処務規程で定められた常務理事の決裁を受けていないにも関わらず、契約が締結されている事例が複数確認された。	○	81
【指摘事項-13】	派遣職員について、職員の派遣に関する協定書上の派遣職員と市ホームページで開示されている派遣職員の状況に齟齬が生じていた。		82
【意見-7】	業者選定はこれまでと同様の手続を行いながら、入札方式は会計規程第33条第2項に基づき指名競争入札とする対応も選択肢の一つと考えられる。		78
【意見-8】	指名業者の選定は、指名競争入札の手続の中において最も重要な手続の一つであることから、入札の透明性、公正性及び公平性を適切に確保するために、土地開発公社は、要綱に定める手続を遵守する必要がある。		80
【意見-9】	土地開発公社は、随意契約を行う場合には、処務規程別表第3に従い、常務理事の決裁を適切に受ける必要がある。	○	81
【意見-10】	市は、市ホームページに開示する前に人事課と連携をとり、正確な情報であるかどうかを確認の上、開示すべきである。		82

## (2) 一般財団法人西宮市都市整備公社

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-14】	担当者に聴取した結果、「駐車場料金収納計算書（札）」及び「硬貨計算表」について、作成者以外の者が回収された駐車場料金と再度照合するなどの二重チェックを実施しデータ入力しているとのことであるが、その証跡は残されていない。	○	86
【指摘事項-15】	公社職員は料金回収時に各駐車場精算機から出力されたジャーナルも併せて回収しているが、料金回収時間とは異なるタイミングでジャーナルを出力している。		86
【指摘事項-16】	当包括外部監査において、取扱要領の有無について確認した結果、特定資産に関する取扱要領は作成されていなかった。		87
【指摘事項-17】	当包括外部監査において、固定資産の時価について確認を行った結果、固定資産の時価が著しく下落しているかどうかの検証を行っていなかった。		88

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-18】	賞与引当金の計上額が適切に見積もられておらず、令和3年度において2,289千円及び令和4年度において3,250千円がそれぞれ貸借対照表上、過少計上である。		89
【指摘事項-19】	専門業者への再委託の有無を確認した結果、令和4年度における下記業務委託契約について再委託の承認手続きが行われていなかった。		90
【指摘事項-20】	当包括外部監査において、令和4年度における随意契約に係る契約関係書類を閲覧した結果、随意契約の理由のほとんど全てが「・・・業者は他にいないため・・・」となっており、業者が他にいない合理的な理由が記載されておらず、随意契約理由として不十分である。	○	92
【指摘事項-21】	使用している建物等の償却性資産のメンテナンスや建替等の更新の財源が大幅に不足しているにもかかわらず、メンテナンス含めた設備投資計画が検討されておらず、減価償却引当資産の積立スケジュールも計画されていない。	○	95
【指摘事項-22】	市内には多数の民間葬儀業者が存在しており、市民からの需要があるとはいえ、年約60,000千円の歳出超過である市営葬儀を続けることについては、市の厳しい財政状況を踏まえると疑問が残る。	◎	96
【指摘事項-23】	収益力が改善せず赤字が継続する場合には、財源が目減りすることが想定され、収益力が改善しない場合は、特定資産が十分に積み立てられないため、長期的に事業を継続することは困難である。	◎	97
【指摘事項-24】	令和2年度から令和4年度の理事会議事録を閲覧した結果、理事会の開催時間は10分～20分程度で、発言を行った理事はほとんど見られず、理事会において上記で述べた都市整備公社における運営課題についての議論は確認できなかった。	○	97
【意見-11】	各駐車場の利用状況も確認した上で、料金回収時にジャーナルを出力する方式に改めるべきである。		86
【意見-12】	特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。		87
【意見-13】	著しい時価の下落（50%超下落）に形式的には該当しないものの、時価が大幅に下落していることから定期的な検討が必要である。		88
【意見-14】	賞与引当金については、支給見込額のうち、支給対象期間が属する年度に対応する費用を引当金として計上すべきである。		89
【意見-15】	再委託に係る承認を受ける際は、具体的な業務が分かるように明記するなど、適切な承認手続きを行うべきである。		90
【意見-16】	都市整備公社は、随意契約は例外的に認められた契約形態であるということを再認識し、契約事務の公正性、公平性及び透明性を確保するため、随意契約を選択する場合には、その理由を合理的かつ明瞭に記載すべきである。	○	92
【意見-17】	未還付の利用料2,194千円（247件）については、身元不明で返送されているものも含まれているとのことであるが、身元不明で返送されたものに対する対応方針を早急に決定し、今後速やかに対応することが求められる。		92
【意見-18】	メンテナンス含めた設備投資計画を策定すべきである。	○	95
【意見-19】	市は、市営葬儀の継続の是非について検討を行う必要があり、仮に今後も継続となった場合、その費用対効果や継続するに至った経緯について市民への説明責任を十分に果たす必要がある。	◎	97
【意見-20】	都市整備公社が実施している各事業についての重要な課題について、総合的に勘案し、都市整備公社としてのあり方を早急に検討す	◎	97

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	る必要がある。		

### (3) 公益財団法人西宮市国際交流協会

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-25】	当包括外部監査において現金出納帳を確認した結果、年度中における小口現金の収支状況は記載されていたものの、年度末までの収支状況・残高の記載が中途となっており、年度末における預金への振替の記載も漏れていた。		100
【指摘事項-26】	当包括外部監査において会計規程に基づく固定資産の計上が行われているかを確認した結果、下表のとおり、国際交流協会では会計規程に定める取得価額（20万円以上）を下回る物品についても固定資産として計上していた。		101
【指摘事項-27】	当包括外部監査において、理事会議事録を閲覧した結果、各理事の発言記録が残っておらず、また、各議案は上記のとおり、毎年度同じ議案、報告内容となっていた。	○	102
【指摘事項-28】	当包括外部監査において、補助金交付申請書類を確認した結果、多文化共生社会の実現に関する事業を含む4事業を補助対象事業として申請しているにも関わらず、補助金等交付申請額（22,421千円）の中に申請対象外の「協会運営のために必要な経費」（17,464千円）を含めており、不適切である。		103
【指摘事項-29】	市は、国際交流協会が補助申請対象外の経費について申請を行っている点を看過して補助金を支給しており、不適切である。		103
【指摘事項-30】	収益事業は一般的に利益を上げることが事業の性格とする事業であることを踏まえると、収益事業で赤字を継続している国際交流協会による運営方針は、公益法人（認定）の趣旨から逸脱していると言わざるを得ない。	○	105
【指摘事項-31】	公益法人における「収支相償（認定法第5条第6号、認定法第14条）」の考え方に照らした場合、収益事業等会計における当期一般正味財産増減額（黒字）が公益目的等事業会計における当期一般正味財産増減額（赤字）を補填する法人運営が一般的である。しかし、国際交流協会では、公益目的事業会計における収支と収益事業等会計における収支が逆転している状況にある。		105
【指摘事項-32】	国際交流協会の令和4年度の経常収益に占める上記補助金の割合が約74%（＝補助金実績金額20,251千円÷正味財産増減計算書上の経常収益27,250千円）と非常に高くなっている点を鑑みれば、国際交流協会は市からの援助が無ければ事実上運営が不可能な団体であると言える。	◎	107
【意見-21】	国際交流協会は西宮市監査委員による出資団体監査結果を踏まえた適切な改善を行っていないことから、会計規程に沿った適切な小口現金の管理を行う必要がある。		100
【意見-22】	国際交流協会内で会計規程を周知し、当該規程に沿って適正に固定資産の計上を行う必要がある。		101
【意見-23】	理事会は、法人の業務執行に係る意思決定機関であり、各理事が運営上の課題や重要事項について議論を行い、その過程を議事録に正確に記録し保管を行うことが必要である。また、国際交流協会の理事会は、理事6名（常勤理事1名、非常勤理事5名）、監事2名で構成されているが、非常勤理事の知識、経験、ノウハウを生かすべく、法人の現状に精通している常勤理事が運営上の重要課題を理事会に上程し、理事会においてより活発に議論を行うべきである。	○	102

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-24】	国際交流協会は、交流協会補助金交付要綱に従って適切に補助金申請事務を行うべきであり、市は、国際交流協会が適切に申請事務を行っているかを慎重に確認すべきである。		103
【意見-25】	認定法をはじめとした公益法人（認定）の趣旨に基づき、現状の収益事業の可否を含めた改善策を検討する必要がある。	○	105
【意見-26】	国際交流協会は、NATS連携事業含め、他の自治体との連携を強くするとともに、ノウハウも享受しつつ、より一層収益力向上を意識した効果的な事業運営を実施していくべきである。	○	109
【意見-27】	国際交流協会の財政規模に比べて、賃借料・共益費が過大な負担になっていることは疑いようのない事実であり、上述のように継続した赤字状態や収入に占める運営費補助金割合を鑑みれば、賃借料・共益費を削減でき、かつ他の利便性のよい場所への移転、例えば鉄道の駅からも近い市役所、阪神西宮駅付近への移転について検討すべきである。	○	109

#### （４）西宮都市管理株式会社

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-33】	駐車場使用契約書第7条第1項第1号の遵守事項には、「西宮都市管理の承認を得ず、駐車場に契約車両以外の車両を駐車させてはならない。」とあるが、管理責任者である西宮都市管理は、現在の駐車場契約者リストを有しておらず、契約車両以外の車両がないかどうかの確認を怠っていた。		112
【指摘事項-34】	同一の平面駐車場において、異なる料金設定をしている法的な根拠は見当たらず、市が一部出資を行っている西宮都市管理が、特定の団体にのみ駐車料金を優遇しているとの見方をされる可能性もあり、公平性の観点から問題である。		113
【指摘事項-35】	委託業務に係る見積の承認及び収支決算書の報告状況を確認した結果、いずれも管理組合に対して履行がなされておらず契約違反である。		114
【指摘事項-36】	令和2年4月より各テナントの共益費を改定しており、改訂後の金額で共益費を請求しているが、賃貸借契約書に明記されている共益費を変更する覚書を締結していなかった。		115
【指摘事項-37】	店舗売上金の預託が行われず、その代わりに毎月賃料等を請求するという賃貸借契約に定められた売上金の取扱いが行われていない事例が確認された。		115
【指摘事項-38】	歩合賃料制を採用しているにも関わらず、その情報が売上管理システムのマスタに適切に登録されていなかった結果、歩合賃料が正しく請求されていない事例が発見された（請求漏れ金額：7千円）。		116
【指摘事項-39】	西宮都市管理が市に提出した令和5年度～令和7年度の経営計画では厳しい経営状態となることが想定されるにも関わらず、市は提出された経営計画に関して批判的な視点からのヒアリング等のモニタリングを十分に実施しておらず、債権管理手続が不十分である。	○	119
【指摘事項-40】	レジで立替や仮払として出金処理し、経費等申請書が適切に作成されていない場合であってもレジのレシート当日残高と現金の実際残高は一致するため、不適切な出金記録があったとしても防止・発見することができない。		120
【指摘事項-41】	販売費及び一般管理費で計上すべきところ、法人税等で計上しているため、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が実態より過大となっている。		120

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-42】	料金設定の裁量権を手放すような取引形態となっている点で不適切である。	◎	121
【指摘事項-43】	取締役会・株主総会の議事録を確認する限りにおいて取締役選任に際して当該重要な取引があることを開示することなく選任されている点で不適切である。また、取締役選任以降において、西宮都市管理とM社との取引は利益相反取引に該当するものの、当該取引について取締役会の承認を得ていない点で会社法違反である。	○	121
【意見-28】	道路占有者である西宮都市管理は、駐車場の管理責任を有しているため、契約条項が遵守されているかどうかの確認を徹底すべきである。		112
【意見-29】	駐車場については、公平性の観点から同一の料金で徴収すべきであるため、法的な権利関係を確認の上、低廉な料金設定をしている J 自治会に対して、適正料金を徴収できるための交渉を継続的に行うべきである。		113
【意見-30】	委託業務に係る見積の承認及び収支決算書の報告を適正に行うべきである。		114
【意見-31】	西宮都市管理は、各賃借人との間で共益費変更の覚書を締結する必要がある。		115
【意見-32】	西宮都市管理は、実際の事務処理に整合するよう賃貸借契約の内容を見直すなどの対応をすべきである。		115
【意見-33】	西宮都市管理は、売上管理システムに契約条件が適切に入力されていることを改めて確認すべきである。		116
【意見-34】	市は、西宮都市管理に対して多額かつ回収期間が 20 年以上にわたる貸付金を有していることを改めて自覚するとともに、債権管理手続を強化する必要がある。	○	119
【意見-35】	レジのレシートに記載された出金に対する経費等申請書が網羅的に作成されていることをチェックし、適正な出金管理が行われていることを確認することが必要である。		120
【意見-36】	付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費で処理し、各段階損益を適正に表示するべきである。		120
【意見-37】	料金設定等の裁量権が西宮都市管理にあるようにするために、例えば、西宮都市管理が利用料を受取り、管理運営委託を外注する形式に取引形態の見直しを行うことが考えられる。	◎	121
【意見-38】	M社との取引について、取締役会において重要な事実を開示し、承認を得る必要がある。	○	121

#### (5) 一般財団法人西宮市職員自治振興会

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-44】	職員自治振興会は、西宮市長、西宮市病院事業管理者、西宮市上下水道事業管理者（上水・工水・下水）に対して、それぞれ補助金交付申請を行っている。各交付申請先から受給する補助金の額が異なることから、各補助金申請額に対応した事業計画書、収支予算書を提出する必要があるが、職員自治振興会は、交付申請合計額（10,775 千円）に対応した事業計画書、収支予算書を提出していた。		125
【指摘事項-45】	西宮市長他に提出された補助事業等実績報告書に添付された収支決算書を確認した結果、それぞれから受給した補助金の額に対応した収支決算書ではなく、受給合計額（10,775 千円）に対応した収支決算書を提出していた。		125

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-46】	市役所本庁舎地下食堂は、市の職員以外の一般の来庁者でも利用可能であるが、委託契約書第4条第1項では、職員生協の組合員及び組合員の関係者に限定されており、実際の利用状況と齟齬が生じている。		126
【指摘事項-47】	特定資産に関する取扱要領は作成されていない。		127
【指摘事項-48】	職員自治振興会は、大規模修繕にあたり修繕計画に従った計画的な積立てを行っていない。	○	127
【指摘事項-49】	退会せん別金は、将来の給付費用であり、在会年数に応じて支給され、退会時に支払うこととなっており、その支給額は在会年数×10,000円と合理的に算定可能であることから、その財源に係る積み立てを行うべきところ、その財源を特定資産として積み立てられていない。	○	128
【指摘事項-50】	無償譲受された職員会館について、職員自治振興会の所有であるものの、登記はなされておらず、固定資産台帳に記載がない点で不適切である。		129
【指摘事項-51】	無償譲受された職員会館について、「企業会計原則」第三・五・Fにおいて「贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得原価とする」と規定されているにもかかわらず、会計処理を行っていない点で不適切である。		129
【指摘事項-52】	経常収入に対して、経常費用が過大となっているため、一般正味財産増減額は経常的に赤字であり、一般正味財産が減少し続けている。にもかかわらず、経常収入及び経常費用の抜本的な見直しが行われていない結果、赤字の状態が続いている。	◎	129
【指摘事項-53】	退会せん別金に係る財源が実質的に足りておらず、また、一般正味財産増減額は経常的に赤字であることを鑑みると、財源不足の解消見込みがないため問題である。	○	131
【指摘事項-54】	職員自治振興会については、本庁舎売店運営事業を含めた職員生協の経営状況について、毎年の事業報告及び決算により把握を行っているとのことであるが、毎年赤字の状態が続いており、今後も継続的に売店事業を続けることについては、疑問が残る。	○	135
【意見-39】	職員自治振興会は、補助金の額に対応した事業計画書、収支予算書、収支決算書を適切に作成し、提出すべきである。		126
【意見-40】	職員自治振興会は、実際の利用状況と整合するよう委託契約書の条項を見直すべきである。		126
【意見-41】	特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。		127
【意見-42】	主たる持分を所有する市において、大規模修繕が計画され、大規模修繕を実施する際には共有者で協議して実施してきた過去を踏まえ、職員自治振興会が区分所有する部分については、市と協議の上、修繕計画に従って計画的に特定資産を積み立てるべきである。		127
【意見-43】	令和4年度末の会員に対する要給付額約6億円について、その財源を特定資産として計画的に積み立てるべきである。仮に積み立てが難しい場合、退会せん別金の支給の取りやめや給付費の削減も検討すべきである。	○	128
【意見-44】	登記するとともに、固定資産台帳へ記載すべきである。		129
【意見-45】	公正な評価額を取得原価とし、取得原価は減価償却を通じて各事業年度に配分するよう適切に会計処理を行うべきである。		129

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-46】	経常費用の内容を見直すとともに、経常費用に見合った経常収入となるよう見直しを行う必要がある。		129
【意見-47】	経常費用に見合った経常収入となるよう見直しを行う際には、財源を特定資産として計画的に積み立てる金額も考慮する必要がある。		131
【意見-48】	本庁舎売店運営事業が来庁者の利便とともに職員の福利厚生にも寄与するものであるかどうかを含め、本庁舎売店運営事業の継続の是非について、市と協議の上、検討すべきである。	○	135
【意見-49】	職員自治振興会は、職員生協を介した取引の合理性について確認した上で、合理性がないと判断された場合、取引の見直しが必要である。	◎	135
【意見-50】	職員自治振興会は、退会せん別金を考慮した場合、実質的には財源不足の状態であるため、経常的な赤字体質を脱するべく、収支改善に向けた諸々の課題の解決に向けた検討を早急を実施する必要がある。	○	135

## (6) さくらFM株式会社

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-55】	書面決議に際して、取締役全員の同意書を入手しているものの、書面決議の要件である監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行っていない。		139
【指摘事項-56】	さくらFMは、経理規程を策定せず、貸倒引当金や賞与引当金などが計上されていないため、財政状態や経営成績が適切に開示されていない。		139
【指摘事項-57】	市は、経理規程が策定されていないことを放置するなど主体的に指導、調整を行っていない。		140
【指摘事項-58】	東日本大震災以降、防災意識の高まりによりラジオが有用であることが再認識され、一定程度理解はできるものの、市政情報等の提供という面において、市が年間約30百万円を投じて、さくらFMラジオを用いていることについては、疑問が残る。	○	142
【指摘事項-59】	緊急告知ラジオの購入取引については、市は本来他自治体での購入状況調査や他社同等品との価格比較を行うなど、購入価格の妥当性を精査すべきであるところ、さくらFMから提示された見積価格をそのまま購入価格に決定していることは、さくらFMが緊急告知ラジオの独占販売権を有していることを考慮しても、公正性と透明性の面から疑義がある。	○	146
【意見-51】	書面決議の協議事項は、いずれも計算書類の承認事項や予算案承認事項であったため、監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行うべきであった。取締役会の決議事項が会計に関する事項である場合、監査役が決議の目的事項について異議がないかどうかの確認を行うべきである。		139
【意見-52】	さくらFMは、財政状態や経営成績を適正に開示するための会計処理が行えるよう経理規程を策定すべきであり、市は、主体的に指導、調整すべきである。		140
【意見-53】	災害時、特に発災直後に停電が起こっている状況等では有効な情報発信ツールであることに疑いはないが、インターネットやSNS等のメディアが多様化しており、この傾向はさらに加速するとみられるため、ラジオによる情報提供の是非について市は見直しが必要である。	○	142
【意見-54】	さくらFMは、民間企業でありながら実質的に市の財政支援がなければ利益を獲得することが難しい、もっと言えば、緊急告知ラジオ	◎	146

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	の販売に依存した構図となっている。さくらFMは市の外郭団体であり、市との関係性について市民への説明責任を果たすためにも、取引の公正性や透明性を十分に確保する必要がある。		

### (7) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-60】	使用料徴収等事務委託契約書第6条では、シルバー人材センターは広田山荘の使用料の徴収等事務を第三者に委託してはならないと定められているが、当包括外部監査時に確認した結果、広田山荘の窓口で行われている使用料の徴収等事務は、シルバー人材センターの職員ではなく同センターの会員が実施していた。	○	150
【指摘事項-61】	再委託業者の選定に際しては、原則として二以上の者から見積書を徴する必要があるが、屋根及び樋の清掃業務については単数見積りにより業者を選定していた。		151
【指摘事項-62】	令和4年度西宮市市民憩の家「広田山荘」収支報告書を確認した結果、事務費の記載金額を調整し、収入金額と支出金額が一致する形で報告されていた。		151
【指摘事項-63】	当包括外部監査時に口座の開設状況を確認した結果、シルバー人材センターでは、市からの指定管理料を管理するための口座を開設しておらず、通常使用する口座で管理していた。		152
【指摘事項-64】	財政運用資金積立資産、周年記念事業積立資産、建物補修積立資産について、取扱要領は作成されていない。		154
【指摘事項-65】	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則で求めている資産取得資金に該当するための要件を満たしていない。	○	156
【指摘事項-66】	シルバー人材センターは、建物建替積立資産の積立にあたり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てているが、今後の事業運営において必須と位置付けている建物の建替えのための積立てであることを鑑みると、必要額が取得予定時期までに計画的に積み立てるべきであり、公益目的事業から得た利益見合いを積み立てる現在の積立額の設定方法は好ましいとは言えない。		159
【意見-55】	シルバー人材センターは、使用料の徴収等事務の取扱いについて、市と慎重に協議した上で、適切に事務を行う必要がある。		150
【意見-56】	シルバー人材センターは、二以上の者から見積書を徴するか、単数見積りとする合理的な理由を記載した決裁書により理事長の承認を得るなど、センター財務規則第36条に従い、再委託業者選定手続を適切に行う必要がある。		151
【意見-57】	シルバー人材センターは、収支報告書の支出金額については、収入と一致した金額を記載するのではなく、実績金額を報告すべきである。		151
【意見-58】	シルバー人材センターは、広田山荘指定管理者募集要項に従い、市からの指定管理料を通常使用する口座とは別の口座で管理する必要がある。		152
【意見-59】	市は、休日や使用時間（特に、利用率が非常に低迷している夜間）の見直しや施設使用料の改定、施設老朽化への対応などを含め、利用状況が低迷し、老朽化が進行する広田山荘の今後のあり方を検討すべきである。	○	153

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-60】	特定資産を計上する際には、特定資産ごとに目的、積立ての方法、目的取崩の要件、目的外取崩の要件、運用方法、その他について具体的に定めた取扱要領を作成すべきである。		154
【意見-61】	公益法人においては、現在、公益法人制度の見直しに必要な検討を行うため、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」が開催され、その中では収支相償原則の見直しを行うべく、中期的な収支均衡の確保（収支均衡の回復について、従来の次年度以降2年間で解消から5年程度で解消すれば良いという方向性）が1項目として挙げられている。そのため、シルバー人材センターは、新しい公益法人制度も踏まえ、単年度の利益を積み立てるのではなく、長期的な視点をもって今後の積み立てを検討する必要がある。また、建物建替積立資金の目的である建替え予定の建物は、市が保有する建物であることから本来市が負担すべきであるが、シルバー人材センターが積み立てている現状及び市の厳しい財政状況を鑑みて、市及びシルバー人材センターは、建替えに係る負担割合を含めたシルバー人材センターの今後のありかたについて十分な協議の上、方向性を決める必要がある。	◎	159

#### (8) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-67】	事業用人件費については、障害者加配などを行っている一方で、当初予算と比較して△91,677千円（△11.4%減）と大幅に減少していたため、当該要因について市と社会福祉協議会に説明を求めたが、合理的な回答は得られなかった。	○	164
【指摘事項-68】	市は、指定管理者の社会福祉協議会から収支決算書を入手し、「指定管理者モニタリングマニュアル」に沿ってモニタリングしているものの、収支差額は事業に関連しないその他収支を控除した後の金額であり、実質的な事業関連収支差額に着目してモニタリングを行っていないため、令和2年度から令和4年度にかけて事業関連収支差額が年1億円超発生しており、3年間で4億円弱の利益が社会福祉協議会で発生している事実について認識がなかった点で、決算書のモニタリング状況は不適切と言わざるを得ない。	◎	165
【指摘事項-69】	事業用人件費については、少なくとも令和2年度から令和4年度までの3年間において、当初予算と実績の乖離が多額に発生しており、乖離の合理的な説明がないことから指定管理料として支払う経費の合理性の検討が不十分であったと言わざるを得ない。	○	165
【指摘事項-70】	各施設の使用料一覧表に基づき徴収している中集会室の使用料について、総合福祉センター条例上の使用料より50円多く徴収しており問題である。	○	167
【指摘事項-71】	福祉センター条例別表備考3においては、冷暖房実施期間中における専用使用については、使用料の2割の額を加算するとされているが、担当者に聴取した結果、冷暖房の加算は徴収しておらず、条例から逸脱する運用がなされていた。		168
【指摘事項-72】	社会福祉協議会では3名の監事を選任しているが、令和2年9月から令和5年9月に開催された理事会の議事録を確認した結果、理事会へほとんど出席していない監事が確認された。		170
【指摘事項-73】	善意銀行に係る物品寄付の台帳の有無を確認したところ、預託物品リストはあったが、受け払いの分かる台帳は存在せず、現物管理がなされていなかった。		172
【指摘事項-74】	社会福祉協議会は、補助金交付要綱上は補助対象外経費であるくらし相談支援課権利擁護係に所属する契約職員の人件費に係る補助金を受給しており、不適切である。	○	173

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-75】	常務理事の人件費について、補助金交付要綱上、補助対象としているが、本来、常務理事の人件費の支出科目は「給料」ではなく、「役員報酬」とすべきである。社会福祉協議会は、実質的に補助対象経費にない支出科目「役員報酬」に係る補助金を受給しており、不適切である。	○	174
【指摘事項-76】	社会福祉協議会は社会福祉協議会事務局運営事業に係る事業報告書を市に提出していなかった。	○	175
【指摘事項-77】	運営委員会が使用料の徴収時に発行した領収証を確認した結果、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程に定められた使用料とは異なる方式で使用料を徴収している事例が散見されているにも関わらず、社会福祉協議会は看過していた。		176
【指摘事項-78】	障害者相談支援事業委託契約書第 10 条において、社会福祉協議会は契約締結後、速やかに委託業務に関する事業計画書を市に提出し、市長の承認を得なければならないとされているが、社会福祉協議会は事業計画書を提出していなかった。	○	177
【指摘事項-79】	障害者相談支援事業委託契約書第 11 条第 2 項において、社会福祉協議会は委託期間終了の日から起算して 30 日以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出が期日内に行われていなかった。		177
【指摘事項-80】	社会福祉協議会は、事業実施に際して仕様書に定める職員配置基準を充足しているか否かを実績報告時に報告すべきであるが、市に提出された実績報告書では記載されていなかった。		178
【指摘事項-81】	西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約書第 11 条第 2 項において、社会福祉協議会は委託期間終了の日から起算して 30 日以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出が期日内に行われていなかった。		178
【意見-62】	市は収支決算書のモニタリングにおいては当初予算と実績が大幅に乖離する場合には、その要因を指定管理者に説明を求めるとともにその合理性について検討すべきである。	◎	164
【意見-63】	市は、実質的な事業関連収支差額に着目した収支決算書のモニタリングを実施すべきである。	◎	165
【意見-64】	市は、指定管理料を算定するにあたり、過年度の実績を考慮し、適正金額となるよう十分に検討すべきである。	○	166
【意見-65】	社会福祉協議会は、過去 4 年以前の徴収単価についても改めて調査の上、過大徴収額については市と協議の上、利用者に対して速やかに返還すべきであり、徴収単価については、誤徴収がないように慎重に確認すべきである。	○	168
【意見-66】	冷暖房機器の老朽化や施設全体で集中管理している等の理由で利用者ごとの個別対応ができず、徴収していないと聴取しているため、当該事情を勘案し、福祉センター条例の改訂により文言削除、もしくは福祉センター条例施行規則にて別途規則を設けるなどの検討が必要である。		168
【意見-67】	社会福祉協議会の各監事は、理事会の出席義務を適切に果たし、理事の職務執行を適切に監査すべきである。		170
【意見-68】	寄付された物品については、台帳が存在せず盗難リスクがあるため、善意で寄付された物品の管理としては問題ある。そのため、台帳を作成し物品の受け払いを適正に行う必要がある。		172
【意見-69】	社会福祉協議会は、補助金交付要綱上で補助対象経費とされている項目について、適切に補助金を申請すべきである。		174

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【意見-70】	社会福祉協議会は、補助金交付要綱上で補助対象経費として明記されている項目について、適切に補助金を申請すべきである。		174
【意見-71】	新型コロナウイルスの影響等により市の財政状況も厳しさを増す中で、多額の純資産を有する社会福祉協議会に対して、役員報酬を対象とした補助金を支給することについて、市は見直しを含め慎重に検討すべきである。		174
【意見-72】	社会福祉協議会は、補助金交付要綱に定められた書類を適切に市に提出すべきである。	○	175
【意見-73】	社会福祉協議会は、西宮市社会福祉センター「西波止会館」設置規程に定められた使用料を適切に徴収すべきであるが、包括外部監査人は、使用実績時間に応じて使用料を徴収すること自体は否定しない。仮に、使用実績時間に応じて使用料を徴収する方式を採用する場合には、社会福祉協議会は設置規程を速やかに改訂し、市民に対して広く公表することが望まれる。		177
【意見-74】	社会福祉協議会は、障害者相談支援事業委託契約書に定められた期限内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。		177
【意見-75】	社会福祉協議会は、職員配置基準をはじめとして西宮市障害者相談支援事業委託業務仕様書に従った業務を実施したか否かを市が容易に確認できるように実績報告を行うべきである。		178
【意見-76】	社会福祉協議会は、西宮市障害者就労生活支援センター事業委託契約書に定められた期限内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。		178

### (9) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-82】	西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第7条第2項において、社会福祉事業団は令和4年4月15日までに業務実施計画書を市に提出することとされているが、全ての地域包括支援センターが期限内に業務実施計画書を提出していなかった。		184
【指摘事項-83】	西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書第9条第2項において、社会福祉事業団は委託期間終了後1か月以内に委託業務に係る実績報告書及び収支決算書を市に提出し、承認を受けるとともに、事業実績により委託料を精算することとされているが、実績報告書及び収支決算書の提出並びに委託料の精算が期限内に行われていなかった。		184
【指摘事項-84】	市は、各科目の実績金額を対象経費と対象外経費に区分する上での明確な基準を契約書等において提示していなかった。		185
【指摘事項-85】	随意契約に際しては、経理規程第75条第4項に定められる原則3社以上からの見積徴取、「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱」第19条に定められる予定価格の設定等の手続を実施する必要があるが、当包括外部監査において随意契約に係る見積結果一覧表を確認した結果、社会福祉事業団では、随意契約による場合に求められる予定価格の設定を適切に実施していなかった。	○	185
【指摘事項-86】	「社会福祉法人西宮市社会福祉事業団 契約事務取扱要綱」において、指名競争入札に際して、理事長が予定価格を決定し、予定価格調書を作成することが定められているが、介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務に係る指名競争入札の実施に際して作成された予定価格調書を確認した結果、予定価格決定者の欄には理事長ではなく、事務局長の印が押印されていた。		186

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
【指摘事項-87】	経理規程第 74 条第 1 項において、合理的な理由から一般競争に付する必要が無い場合及び適当でないと認められる場合において指名競争入札に付することができるかとされており、指名競争入札にすることができる合理的な理由が列挙されているが、業者選定委員会の議事録上では、指名競争入札とすることの合理的理由が明記されていない。		187
【指摘事項-88】	令和 5 年 3 月の開催の評議員会に係る議事録を閲覧した結果、報告を求められる可能性がある議題であったにもかかわらず、社会福祉事業団の監事 2 名がいずれも欠席であった。		188
【指摘事項-89】	純資産の部のその他積立金に計上されている制度改正準備積立金及びその他の積立金は、当該名称では特定の目的が見えづらい。		189
【指摘事項-90】	基本財産の変更について、理事会での議決及び評議委員会の決議を経ていないにもかかわらず、定款変更せずに基本財産の内容を変更している。	○	189
【指摘事項-91】	すこやかケア西宮に現地調査を行い、現物管理の確認を行った結果、設立当初から貸与されているカラーテレビや電話機など既に処分済みの備品が備品一覧に残っていたり、ビデオカメラやビデオテープレコーダーなどの使用が想定されない備品が残っていた。備品一覧の現物確認や処分の要否の検討が行われておらず、備品の管理に問題がある。		190
【指摘事項-92】	備品一覧には、設置場所項目が全てすこやかケア西宮となっており、記載されている備品がどこにあるかが備品一覧からは分からない状況であった。		190
【指摘事項-93】	当該サービスの利用料金単価については、介護老人保健施設条例及び同施行規則にて定められているが、特別療養室（個室 A・B）について利用者への説明用資料である利用案内に記載の利用料金一覧表と介護老人保健施設条例を比較した結果、利用料金一覧表の方が 150 円高かった。		191
【意見-77】	西宮市地域包括支援センター運営事業委託契約書に定められた期限内に書類を提出するなど、適切に事務を行うべきである。		184
【意見-78】	市は、委託業務の対象経費と対象外経費を区分する上での基準を明確に定めるべきである。		185
【意見-79】	社会福祉事業団は、随意契約による場合には適切に予定価格を設定する必要がある。	○	186
【意見-80】	社会福祉事業団では、令和 6 年度以降の介護老人保健施設すこやかケア西宮の施設総合管理業務について改めて業者選定手続を実施することが想定されるが、当該業務は年額数千万円の高額な委託料を伴うものであり、社会福祉事業団の事業遂行上も重要な契約であることから、経理規程を始めとしたルールを適切に遵守し、公平性、公正性及び透明性が確保された業者選定手続を実施する必要がある。	○	187
【意見-81】	社会福祉事業団は、評議員から説明を求められる可能性のある議題がある場合は、監事が出席可能な日時にて評議員会を開催すべきである。		188
【意見-82】	制度改正準備積立金及びその他の積立金については、現状の名称では目的がみえづらいため、目的が分かる名称を用いた積立を行うべきである。		189
【意見-83】	社会福祉事業団は、基本財産の内容変更に関して理事会で決議し、評議委員会の決議を経て定款変更し、所轄庁である市長の認可を受けるべきである。 なお、定款変更に際しては、基本財産の定めについて、「有価証券」から「預金」と変更するのではなく、『預金又は債券など、元本が確		189

指摘事項/意見	内 容	重要度	報告書頁
	実に回収できる金融商品』のように包括的な定めとする方が今後の運用において適切であると考える。		
【意見-84】	すべての貸与備品の現物確認や処分の検討を行うとともに備品一覧の修正・更新が必要である。		190
【意見-85】	備品一覧にて設置場所が分かるように記載を修正する必要がある。		190
【意見-86】	テレビ利用料金の実費分算方法は、テレビの設置料+NHK受信料から概算で算出したもので実費ではない。テレビ利用料金の概算算出費用については、介護老人保健施設条例及び同施行規則にて定められていないものであるため、市と協議の上、要綱を定める、あるいは合意文書を利用者と交わす等の対応が必要である。		191
【意見-87】	市及び社会福祉事業団の担当者より、令和8年度の兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合後の新病院開院までに検討すると聴取しているが、平成24年度包括外部監査で指摘されてから、11年が経過しており、かつ上記のような解決すべき課題は少なくないことから、市立介護老人保健施設としての意義、必要性含め、例えば、検討委員会を設けるなどして、早急にすこやかケア西宮のあり方や取り扱いについての市の方向性について結論を出すべきである。	○	194